

令和 4 年 第 3 回

大崎町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 4 年 9 月 13 日

閉会 令和 4 年 9 月 28 日

大 崎 町 議 会

令和4年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和4年 9月 13日 (火) から

16日間

令和4年 9月 28日 (水) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
13日	火	10	第1日		諸般の報告 会期の決定 議案等上程
14日	水	9		委員会	付託案件の審査
15日	木				予 備
16日	金				予 備
17日	土				休 会
18日	日				休 会
19日	月				休会 (敬老の日)
20日	火				予 備
21日	水				予 備
22日	木				予 備
23日	金				休会 (秋分の日)
24日	土				休 会
25日	日				休 会
26日	月	10	第2日		一般質問
27日	火	10	第3日		一般質問
28日	水	10	第4日		付託案件の審査報告 議案等上程

令和4年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月13日）（火）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
吉原総務厚生常任委員長報告	5
稲留文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	9
東町長報告	9
7. 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償 の額を定め和解することについて）	10
東町長提案理由説明	10
松元住民環境課長	10
中山美幸君	11
東町長	11
松元住民環境課長	12
中山美幸君	12
東町長	13
中山美幸君	14
平田慎一君	15
東町長	15
松元住民環境課長	15
平田慎一君	15
8. 日程第6 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	16
東町長提案理由説明	17
上橋総務課長	17
中山美幸君	20
東町長	21
上橋総務課長	22
穂園教育長	22
岡留教委管理課長	22

中山美幸君	23
平田慎一君	24
東町長	24
時見建設課長	25
平田慎一君	25
東町長	25
9. 日程第7 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算 (第1号)	26
東町長提案理由説明	26
本松水道課長	26
中山美幸君	27
本松水道課長	27
上原正一君	27
本松水道課長	27
10. 日程第8 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)	28
東町長提案理由説明	28
本松水道課長	28
11. 日程第9 議案第29号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	29
東町長提案理由説明	29
松元住民環境課長	29
12. 日程第10 議案第30号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	30
東町長提案理由説明	30
上橋総務課長	31
13. 日程第11 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変 更契約の締結について	32
東町長提案理由説明	33
上橋総務課長	33
中山美幸君	33
東町長	34
時見建設課長	34
中山美幸君	34

時見建設課長	34
中山美幸君	35
14. 日程第12 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部 工1工区）請負変更契約の締結について	35
東町長提案理由説明	36
上橋総務課長	36
15. 日程第13 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部 工2工区）請負変更契約の締結について	37
東町長提案理由説明	37
上橋総務課長	37
16. 散 会	39

第2号（9月26日）（月）

1. 開 議	44
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	44
3. 日程第2 一般質問	44
富重幸博君	44
東町長	44
富重幸博君	45
東町長	45
富重幸博君	46
東町長	47
富重幸博君	47
東町長	47
竹本耕地課長	47
富重幸博君	47
東町長	47
富重幸博君	48
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	48
竹本耕地課長	48

富重幸博君	49
東町長	49
富重幸博君	49
東町長	49
竹本耕地課長	49
富重幸博君	49
東町長	50
富重幸博君	50
東町長	50
富重幸博君	51
東町長	51
竹本耕地課長	51
富重幸博君	51
東町長	52
富重幸博君	52
東町長	52
富重幸博君	52
東町長	53
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	55
東町長	55
富重幸博君	55
東町長	55
富重幸博君	55
東町長	55
富重幸博君	56
東町長	56
富重幸博君	56
東町長	56
富重幸博君	57
東町長	57

富重幸博君	57
東町長	57
富重幸博君	57
東町長	57
富重幸博君	57
4. 休 憩	58
稲留光晴君	59
東町長	59
稲留光晴君	59
東町長	59
川越税務課長	59
稲留光晴君	59
川越税務課長	60
稲留光晴君	60
東町長	60
川越税務課長	60
稲留光晴君	61
東町長	61
稲留光晴君	62
東町長	63
稲留光晴君	63
東町長	64
稲留光晴君	64
東町長	65
稲留光晴君	65
東町長	65
稲留光晴君	66
東町長	67
稲留光晴君	67
東町長	68
稲留光晴君	68
東町長	68
谷迫保健福祉課長	68
稲留光晴君	68

上野農林振興課長	69
稲留光晴君	69
上野農林振興課長	69
稲留光晴君	70
東町長	70
稲留光晴君	70
5. 休 憩	70
谷迫保健福祉課長	70
諸木悦朗君	70
東町長	71
諸木悦朗君	71
東町長	71
諸木悦朗君	72
東町長	72
諸木悦朗君	72
東町長	73
諸木悦朗君	73
東町長	75
諸木悦朗君	75
東町長	75
諸木悦朗君	75
東町長	76
諸木悦朗君	77
東町長	77
諸木悦朗君	77
東町長	77
諸木悦朗君	78
6. 休 憩	78
吉原信雄君	78
東町長	79
穂園教育長	79
吉原信雄君	79
穂園教育長	80
吉原信雄君	80

穂園教育長	80
吉原信雄君	81
穂園教育長	81
吉原信雄君	82
穂園教育長	82
吉原信雄君	82
穂園教育長	83
吉原信雄君	83
東町長	84
吉原信雄君	84
穂園教育長	85
吉原信雄君	85
東町長	86
吉原信雄君	86
東町長	86
吉原信雄君	86
東町長	86
吉原信雄君	87
7. 休 憩	87
中倉広文君	87
東町長	88
中倉広文君	88
東町長	89
中倉広文君	89
東町長	90
中倉広文君	90
東町長	92
中倉広文君	92
穂園教育長	92
中倉広文君	93
穂園教育長	94
中倉広文君	94
東町長	95
中倉広文君	95

東町長	95
中倉広文君	96
東町長	96
中倉広文君	97
東町長	97
竹本耕地課長	97
中倉広文君	97
東町長	97
中倉広文君	98
東町長	99
中倉広文君	99
8. 散 会	99

第3号（9月27日）（火）

1. 開 議	104
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	104
3. 日程第2 一般質問	104
平田慎一君	104
東町長	105
平田慎一君	105
東町長	106
平田慎一君	106
東町長	107
平田慎一君	107
東町長	108
平田慎一君	108
東町長	109
平田慎一君	109
東町長	109
平田慎一君	110
東町長	110
上野農林振興課長	110
相星農委事務局長	110
平田慎一君	111

東町長	112
平田慎一君	112
東町長	113
上野農林振興課長	113
平田慎一君	113
上野農林振興課長	113
平田慎一君	113
東町長	114
平田慎一君	114
東町長	115
上野農林振興課長	115
平田慎一君	115
東町長	116
平田慎一君	116
東町長	117
平田慎一君	119
東町長	119
平田慎一君	119
東町長	120
穂園教育長	120
東町長	120
相星農委事務局長	121
平田慎一君	121
4. 休 憩	121
児玉孝徳君	121
穂園教育長	122
児玉孝徳君	123
穂園教育長	124
児玉孝徳君	124
穂園教育長	125
児玉孝徳君	125
穂園教育長	126
児玉孝徳君	126
東町長	126

児玉孝徳君	126
東町長	127
児玉孝徳君	127
東町長	127
児玉孝徳君	128
東町長	128
児玉孝徳君	128
東町長	129
児玉孝徳君	129
東町長	129
児玉孝徳君	130
東町長	130
児玉孝徳君	130
東町長	130
上橋総務課長	130
児玉孝徳君	131
東町長	131
児玉孝徳君	131
5. 散 会	132

第4号（9月28日）（水）

1. 開 議	139
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	139
3. 日程第2 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	139
吉原総務厚生常任委員長報告	139
4. 日程第3 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算 （第1号）	142
稲留文教経済常任委員長報告	142
5. 日程第4 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）	143
稲留文教経済常任委員長報告	144
6. 日程第5 報告第2号 令和3年度大崎町健全化判断比率の報告について	145
東町長提案理由説明	145
7. 日程第6 報告第3号 令和3年度大崎町資金不足比率の報告について	145

東町長提案理由説明	146
8. 日程第7 認定第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について	146
9. 日程第8 認定第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	146
10. 日程第9 認定第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	146
11. 日程第10 認定第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	146
12. 日程第11 認定第5号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について	146
13. 日程第12 認定第6号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	146
東町長提案理由説明	146
上橋総務課長	147
谷迫保健福祉課長	148
本松水道課長	151
14. 日程第13 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について	155
東町長提案理由説明	155
15. 日程第14 選任第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について	156
16. 休憩	156
17. 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	157
東町長提案理由説明	157
18. 日程第16 議員派遣の件	158
19. 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書	158
20. 閉会	158

第 1 号

9 月 1 3 日 (火)

令和4年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月13日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
閉会中の町内事務調査報告
総務厚生常任委員長報告
文教経済常任委員長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- (総) 日程第 6 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
- (文) 日程第 7 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
- (文) 日程第 8 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 9 議案第29号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第30号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 稲 留 光 晴 | 9番 上 原 正 一 |

4番 諸木悦朗
5番 宮本昭一
6番 中倉広文

10番 小野光夫
11番 児玉孝徳
12番 神崎文男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	耕地課長	竹本忠行
教育長	穂園正幸	建設課長	時見和久
会計管理者	西高和義	農委事務局長	相星永悟
総務課長	上橋孝幸	水道課長	本松健一郎
企画調整課長	中野伸一	教委管理課長	岡留和幸
住民環境課長	松元昭二	社会教育課長	鎌田洋一
保健福祉課長	谷迫利弘	税務課長	川越龍一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮本修一
次長兼調査係長	福永浩二
議事係長	上床就路
庶務係主幹	西ゆかり

開会 午前10時05分

-----○-----

○議長（神崎文男君） おはようございます。

これより、令和4年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び3番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月28日まで16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（神崎文男君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。令和4年第2回定例会本会議において、総務厚生常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について、報告をいたします。

当委員会は、去る6月24日、全委員出席のもと、町内事務調査を行いました。調査項目について、企画調整課所管のくいの松原キャンプ場バンガロー2号棟建設工事、くいの松原キャンプ場電気幹線設備工事、くいの松原キャンプ場バンガロー1号棟外壁木質化工事、総務課所管の耐震性貯水槽新設工事、小型動力ポンプ付積載車について、現地において関係職員の説明を受け、実施いたしました。

はじめに、くいの松原キャンプ場バンガロー2号棟建設工事について報告をいたします。

この施設は、昨今のアウトドアブームにより利用者が増加しているキャンプ場の、

特に人気の高いバンガローを増設したもので、工事費の総額は1,638万7,800円であり、財源内訳は、地域振興推進事業補助金の749万6,000円とふるさと応援基金の889万1,800円となっており、完成は令和4年2月18日です。

勝手口へ上げる階段について、手すりが階段上部の扉付近のみに設置してあり、階段部分に手すりがないことから、事故防止を考え、今後建設予定のバンガローを含めた全棟の階段への手すりの設置について検討するよう要望しました。また、出入口は階段のみであることからバリアフリー化の必要性を考慮し、スロープの設置について検討するよう要望する。さらに、設計委託料については、可能な限り安価に押さえる努力を求められており、さらなる経費削減に努められるよう要望する。

次に、くいの松原キャンプ場バンガロー電気幹線設備工事について報告をいたします。

この工事は、4号棟までのバンガロー建設計画に伴い発生する電力不足に対応するため、電気幹線設備を整備したもので、工事費の総額は1,037万3,000円であり、財源の内訳はすべてふるさと応援基金で、完成は令和4年1月13日です。電気幹線のマンホール内を確認した際に、下部に水が溜まっている状況であったため、設備に支障が発生しないよう、水は地中に浸透させる排水管理を徹底するよう要望しました。

次に、くいの松原キャンプ場バンガロー1号棟外壁木質化工事について報告をいたします。

この工事は、令和2年度に建設されたバンガロー1号棟の外壁を松林の景観にマッチした木質化への張り替えをしたもので、工事費の総額は316万8,000円であり、財源の内訳はふるさと応援基金103万5,200円と一般財源の213万2,800円となり、完成は令和4年3月18日です。

当初で松林の景観に合う外壁で整備されていれば工事費を抑えられたと考えられることから、今後は設計段階から熟慮するよう要望する。

次に、耐震性貯水槽新設工事について報告をいたします。

この施設は、中沖地区公民館の駐車場敷地内に新設されたもので、施設整備費の総額は537万5,000円で、完成は令和4年3月10日です。財源の内訳は、消防防災施設整備費補助金の268万7,000円と過疎対策事業債の248万3,000円、一般財源の20万5,000円となっております。

40トンの防火水槽でカバーするエリアはどの程度かとの問いに対し、補助基準に沿って、地図上で町内140メートルごとのブロック区切り、設置されていないところを中心に計画しているとのことでありました。

次に、小型動力ポンプ付積載車について報告をいたします。

この設備は持留分団へ貸与されたもので、設備費の総額は1,133万円、納入日は令和4年3月11日です。財源の内訳は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の480万円と過疎対策事業債の600万円、一般財源の53万円となっております。

普通免許で運転が可能かとの問いに対し、準中型免許が必要となっているとのこと。さらに、持留分団で運転できる団員は何名かとの問いに対し、分団長によると全団員が運転可能であるとのことでありました。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） 令和4年第2回定例会本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では、去る7月8日、町内事務調査として、関係所管の水道課、教育委員会管理課、社会教育課、耕地課、建設課に関係するものであります。

はじめに、中山第二水源地調整槽築造工事、中山第二水源地敷地造成工事、小学校トイレ洋式化工事、農地耕作条件改善事業、中尾地区農道改良工事、総合体育館玄関前滑り止め工事、総合体育館トイレ洋式化工事、2災835号田中橋橋梁災害復旧工事、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事について、現地において、担当課長及び関係職員の説明を受け調査を行いました。

はじめに、中山第二水源地調整槽築造工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は1億1,010万円で、事業概要はステンレス製調整槽内容量500立方メートルが1基。工事場所は持留地内で、令和4年3月14日に完成しております。

調整槽は、通常、何トンまで水を貯蔵することが可能かとの問いに対し、調整槽は最大で574トンの水を貯蔵することができ、南海トラフ地震が発生した場合は水を供給するための拠点となり、自衛隊の給水車に対応できるようにカギダシ口も設置しているとのことでありました。

次に、中山第二水源地敷地造成工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は3,016万2,000円で、事業概要はコンクリート塗装工1,300平方メートル。切土法面成型1,670平方メートル。調整基礎工が一式、張りコンクリート工が310平方メートルで、令和4年3月22日に完成しております。

張りコンクリート工は車が通行する場所は10センチ厚のコンクリートで、防草コンクリート塗装部については、国土交通省、県土木部で示してある基準値で施工しているとのことでありました。

次に、小学校トイレ洋式化工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は650万2,000円で、事業概要は大崎小学校校舎及び附属棟、プール更衣室のトイレ洋式化を実施しており、工期は小学校の夏期休暇中に行い、令和3年9月9日に完成しております。

財源内訳については、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですべて対応しております。この工事で28基の洋式化を実施し、現在、洋式化率は78%となっているとのことでありました。また、小学校のトイレ内に生理用品を常備できないか検討するよう要望をいたしました。

次に、農地耕作条件改善事業中尾地区農道改良工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は1,445万3,000円で、事業概要は、工事延長440メートル、アスファルト表層工1,684平方メートル、芝付工387平方メートル。工事場所は永吉地内で、令和4年3月18日に完成しております。

農道の法面が一部崩壊しているため、当該農道から隣接する農地へ雨水が流水しない対策を講じるよう要望をいたしました。

次に、総合体育館玄関前滑り止め工事について報告いたします。

この事業の工事請負額については599万5,000円で、事業概要は降雨時の転倒防止のため、玄関前のスロープのタイルを緑化基盤材にする工事等を実施しており、令和3年7月6日に完成しております。

この工事に関わる契約方法はどのようなものかとの問いに対し、スロープ工事等で利用している原材料は緑化基盤材を利用しており、製造する事業者が限定されるため、1社による随意契約であるとのことでありました。請負事業者は町内企業ということではあるが、工事請負額も高価なため、1社による随意契約については、今後検討するよう要望いたしました。

次に、総合体育館トイレ洋式化工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は253万円で、事業概要は大便秘器、手すり、自動水栓等の工事を実施しており、令和3年6月7日に完成しております。

次に、2災835号田中橋橋梁災害復旧工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は8,030万円で、事業概要は川の増水により流された雑木等によって被害を受けた橋の災害復旧工事で、橋長が9.585メートル、幅員が4.7メートルになり、下部工が1基、仮設工が一式。工事場所は井俣地区で、令和4年9月30日に完成を予定しております。

この橋梁は鋼小板を採用することで、従来の橋より軽量化を図るとともに、橋脚の補強工事費用を削減しているとのことでありました。

最後に、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事について報告いたします。

この事業の工事請負額は6,655万円で、事業概要は川の増水により流された雑木等によって被害を受けた橋梁の災害復旧工事で、下部工1工区は橋長が37.9メートル、幅員が5.2メートルになり、下部工が1基、築堤護岸が135平方メートル。工事場所は神領地区で、調査時点で令和4年7月29日に完成を予定しております。

下部工2工区は工事請負額が6,776万円で、事業概要は橋長、幅員は1工区と同様で、下部工区が1基、築堤護岸が187平方メートル。工事場所は益丸地内で、調査時点で令和4年7月29日完成を予定しております。

現場で主桁を製作しているとのことだが、工期はどうかとの問いに対し、この橋梁は現場で主桁の製作を行い、門型クレーンで引き出して橋台に掛ける工法を採用しており、橋脚をなくす橋梁形式で道路の高さが現況より高くなり、取付道路の附帯工事が増加するため、工期は長くなるとのことでありました。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（神崎文男君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和4年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

はじめに、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、9月1日現在で御報告いたします。

まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。全体では、約86%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約92%の方が、64歳以下の方については約87%の方が2回目の接種を終えております。3回目の接種率は、全体で約72%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約88%の方が、64歳以下の方については約65%の方が3回目の接種を終えております。4回目の対象となる方は、3回目接種完了から5か月経過した方の中で60歳以上や医療従事者など、18歳以上で基礎疾患があるなどコロナにかかった場合に重症化リスクが高いと医師が認める方でございます。4回目の接種率は、全体で約29%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約56%の方が、64歳以下の方については約9%の方が4回目の接種を終えております。また、5歳から11歳の小児へのワクチンを2回受けられた方の接種率は約23%でございます。

現在、今年の秋以降のオミクロン株と従来株に対応したワクチン接種に向けて準備を進めているところでございます。現段階で対象となる方は、1・2回目の接種が完了したすべての方でございます。引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

次に、総務課関係でございます。

令和4年8月8日に、日本郵便株式会社との間で合意いたしました包括的連携に関する協定について御報告いたします。これまでに、本町では町内4つの郵便局、大崎、菱田、野方、持留と、災害発生時における大崎町と大崎町内郵便局の協力に関する協定を締結しておりましたが、このたび、新たな分野における課題解決に向け幅広く提携していくため、これまでの協定を包含する新たな包括的連携協定を締結することで合意いたしました。

本協定の目的は、大崎町と町内の郵便局がそれぞれ有する人的・物的資源を有効活用し、町民の安心・安全及び利便性の向上を図るものでございます。今後は、住民に最も身近な行政として地域に密着したサービスを展開する町内の郵便局と連携し、様々な地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（神崎文男君） 日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和4年4月12日に発生した住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報流出事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め和解し、同法第179条第1項の規定に基づき令和4年8月17日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（松元昭二君） 御説明いたします。

令和4年4月に、弁護士から住民基本台帳事務における支援措置対象者の固定資産評価証明書の交付申請を受け、住所が記載された証明書を弁護士へ郵送したこと

による支援措置対象者の個人情報流出事故が発生いたしました。これにより、当該支援措置対象者の転居が必要となり、損害を生じさせたことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、和解し、同法第179条第1項の規定により、令和4年8月17日をもって専決処分といたしました。

相手方の住所及び氏名につきましては、大崎町個人情報保護条例9条の規定により記載しておりません。

損害賠償の額は、53万8,640円であります。

和解の内容につきましては、本件事故に関し、町と相手方は損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） まず、この件についてですね非常に私は危惧するところがございます。というのは、非常に、今、町長の説明もございましたが、町長は専決処分の承認を求めるということとおっしゃいました。これは議決事項なんですね。条例集を見ていただきますと、多分これは議決事項だと思うんです。承認を求めらんじゃなくて議決を求めると正しいのではないかなというふうに考えます。

さらに、説明がございましたように、若干、全員協議会のほうで説明がございましたけども、個人情報の取扱いのマニュアルを作成し、今後こういうことがなくなるように努力をするというような答弁をいただきました。これは当然だと思いますが。そこでお伺いしますが、この個人情報取扱いのマニュアルの作成において、どういったことを中心に作成されるつもりなのか。そして、今後、こういうことが、住民課だけではなくてほかの担当課、担当職員の間、町の職員の間で起こらないような措置をどういうふうにしてやっていくのか、非常に、この個人情報並びにそういったものについてはですね厳しくなっておりますし、また、個人情報を盾にしながら情報を出さないということも逆にあるわけです。そういったところの不合理をどういうふうにして解決していったマニュアルを作成するのか。まず、その点について町長の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいま、個人情報のマニュアルの作成について、どういったことを重点的に内容として進めていくのかということと、今後、発生しない対策と、そういった御質問でありました。

それから、議決案件ということでありました。今回、専決処分をお願いをいたしましたのは、先ほどもありましたけれども、情報が漏えいするということでDV被害者の方あるいはその家族において精神的に非常に不安定な状況が続いているとい

うこともありまして、早急に対処する必要があるということで専決処分という形を取らせていただいたところであります。

マニュアル、あるいは今後発生しない対策といったところにつきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○住民環境課長（松元昭二君） マニュアルにつきましては、まずは早急に関係機関、関係課の係と連絡を取りまして、現状で早急に同じような間違いがないようにという対応をして、その後、マニュアルを今、作成をして周知をしているところでございます。

さらに、マニュアルにつきましては、基本的に、最初の段階でしっかりとチェック機能、決裁といったところの確認等が事務手続としてなされていないところもありましたので、そういったところを改めて、しっかりと住民基本台帳上の支援措置対象者の、住民基本台帳システムでの制限措置を解除する、しないの取扱い、そういったところの取決めをしていくところでございます。

現在、昨日、関係課と協議を済ませているところでございます。さらにまた、意見等ありますので、それをもとにマニュアルの精度をもうちょっと高める事務を、今、行っているところでございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 町長、非常に申し訳ございませんけども、私が言ったのは、専決という言葉はそれは専決で結構なんですよ。ところが、専決の承認を求めるということを町長はおっしゃったんですね。これは専決の議決を求めるといふことを町長はおっしゃったんですね。これは専決の議決を求めるといふことを町長はおっしゃったんですね。これをちょっと誤解されているのかなというふうに思います。これが訴訟によって決定したのか、和解ということ、本町の場合は今回は和解ということですね。和解ということであれば、これは本町の議会の条例の中では、その部分については免除をしております、その件については免除をしていないんですよ。だから、これは議決案件なんです。そういったところも含んでですねお伺いしているんですが、ちょっと勘違いされていた部分があるかなというふうに思います。非常にプライベートな問題が絡んでますので難しい問題ではあるかというふうに理解しています。理解していますが、今、担当課長の説明によりましてそういったマニュアルは作成して周知しているということなんです。周知していながら、その内容についてはちゃんと答えていただけていません。どういうことを中心にやっていくんだと、住民課だけのことをおっしゃっているんですね。ところが、これは大崎町全体、町の行政の全体に関わる問題なんです、個人情報というのは。そういった情報が漏えいしていく、ましてや、それを今度は盾にとって情報を流さない。先ほどから申し上げておりますように、そういったことがあってはならないわけです。そういったとこ

ろをどういうふうにしてマニュアルに組み込んでいくのか。そして地方自治法第34条についての絡みはどういうふうを考えていらっしゃるのか、再度お答えください。

○町長（東 靖弘君） 説明が足りていないところでありますけれども、必要な書類を弁護士に郵送したということでありますが、法的に認められた請求でありますので、郵送すること、あるいは広報することは間違いではなかっただろうと私自身は認識しておりますけど、ただ、広報する際に、これにつきましてはDVの被害者でありますので、住所等については一切公表しないようにしてくださいといったことを弁護士のほうにしっかりと伝えていないという、それは非常に大きな瑕疵かなと私自身は思っているところでございます。

それから、もう1点、マニュアルの件であります、いろいろ検討しているということでありますけれども、行政を担っていく中では、どこでどういう予想しなかった、できなかった、対応できなかったことが発生するかわからないということがあります。今回のこの件は最近では一番大きなことになりますけれども、危機管理に関する、あるいは仕事を推進する上で関する職員の認識だと思っております。それで、こういった案件をもとにして、法律、条例でこうなってくるということをしつかりと認識していること、そしてまた、部下に対してもそれをちゃんと教えることができること、そしてまた、お互いの関係先の連携・機能がしっかりと働いていること、まず、この初歩的なことが一番大切な出来事であります。今回はそれができていなかったということで、非常に反省しているところであります。いろいろと発生する状況を予測しながら、また調べながら、マニュアルについてはしっかりと担当課等で編成していきたいと思っております。

それから、議案の承認を求めるということになっております。地方自治法第179条の専決処分という形で承認を求めるという形でやっているところで、これは議決が必要であるというところであります、そういう認識であります。地方自治法第34条という御指摘がありましたけれども、地方自治法第180条は、議会の委任による専決処分ということであります。普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができるということで、この条文から見て、その議決により特に指定したものはという、そこが記載されているわけであります。それと、第2項において、前項の規定により専決処分をしたときは普通地方公共団体の長がこれを議会に報告しなければならない、ここが、今、中山議員からそのこのところの指摘、あるいは指導がなされているところであります。本町において専決処分の規定はある程度大まかなものはつくられておりますけれども、予算の流用に関して額の専決

処分の規定はありませんので、こういったことについて、もうちょっと第180条については議員の皆さん方と協議する必要があるし、議会において、ある程度、これぐらいまでは専決処分が可能だとかいう線引きとか、そういったことがなされてくるとこの条文が生きてくるかなという認識をしております。

○8番(中山美幸君) 町長、180条については、13項の中で、法律上、その業務に属する損害賠償の額を定める、これは議会の議決事項ということなんですね。承認を求めるんじゃないんです、議決事項なんです。だから、先ほどから申し上げておりますように、私たちの議会ではそれは免除しておりません、まだ。そういうことがございますので、これは承認を求めるんじゃなくて議決事項でございますので、私はそういうふうに理解しておりますし、先ほどのマニュアルに返りますが、大方理想的なマニュアルの策定ということが望まれるんじゃないかなというふうに考えておりますが、地方公務員法第34条がどういうふうに含まれてくるかということなんですよ。これは地方公務員の方々の秘密の厳守なんですね、業務上知り得た内容を漏らしてはならないという条例でございます。その中でも、業務上知り得た内容、それもいろんなものが含まれておまして、行政実例を見てみますと、途中から読みますが、業務上知り得た秘密は、担当している仕事内容にかかわらず知り得た秘密、知人の秘密等を含むということが書いてありますね。これについてはですね非常に大崎はぬるいと思います。私のことも情報を流されたことがあります。一職員もしくは町長しか御存じのないことがですね流れていた。だから、私はこのことについて強く申し上げているんです。私は非常にこのことについて迷惑を被りました。これは近々のことです。だから秘密を守る義務というところ、第34条をマニュアルにどういうふうに取り込んでいくかということなんですよ。そういったところまで広く考えていただかないと、非常にまずいです、これは。先ほど言われましたように、職員の方の規律の認識が非常に薄い。もうちょっとこれは考えていただかないと大変なことになります。今回のことだけで終わらないですよ、これ。ほかにもあります。そういったところをどういうふうに対処していくのか、先ほど担当課長は、くどいようですが、作成されて周知をしていると。本当にそれがそれでいいんですか。ぴしゃっとしたものをつくられることを私は要望します。しっかりとやってください。そして、それを盾にとって情報を出さないということも逆に考えられるわけです。そこをどのようにして考えていくかということもそのマニュアルの中でしっかりとうたうべきです。一回、私は本町の情報公開条例を使って情報公開をしたことがあります。そういったことをちゃんとしっかりと公表できるようなそういった大崎町の行政であってほしいと思います。そういったことを要望しておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

○1番（平田慎一君） 2件ほど御質問させていただきます。1件につきましては、今同僚議員も言われております、ちょっと被る部分がございますが御了承ください。

1件目につきましては、損害賠償額53万8,640円につきましては、この金額の積算根拠といたしますか、使用目的、何に使われるのか、内容ですよね。弁護士費用も入っていらっしゃるのか、中身の部分をお示しいただきたいというふうに思います。

それと、2つ目が再発防止なんですけども、同僚議員が大分言われておりましたが、先ほどの全協のときに、町長の答弁でマニュアルを作成するというお聞きしております、課長も答弁しておりますが。マニュアルだけでは足りないという部分では私も認識しておりますが、そのほかにも再発防止についてマニュアルだけで済まそうと思っているのか、ほかにもちゃんと取組として考えていらっしゃるのか。そこも含めて、2点お答えください。

○町長（東 靖弘君） 1点目の損害賠償額の内訳、使用目的はという御質問でございましたので、そこにつきましては担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

それから、再発防止マニュアルということですが、単につくただけでは全く意味のないことでもあります。これにつきましては、繰り返し研修することが必要であるなど思っています。今回発生したのは4月でありますので、ちょうど人事異動のときということでありました。そういったことから、十分な達しができていなかったと、ここは反省すべきことでもありますので、その時期だったから間違ったということではなく、やはり1年を通して危機管理、あるいは情報漏えい、秘守義務といったところは徹底的に職員には植え付けていくことが必要でありますので、もちろん私自身も含んでありますけれども、マニュアルに網羅するけれども通常の研修といったところを徹底していくべきだと。今回、特に相手方に非常に迷惑をかけてしまっているので、そういったことを深く反省しながら対処していきたいと思えます。

1点目につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（松元昭二君） 損害賠償額の詳細の説明をさせていただきます。

まず、入居費用が16万300円、エアコン等の備品に係るものが16万540円、引っ越し費用が6万7,800円、慰謝料が15万円、合計53万8,640円の額になっております。

以上です。

○1番（平田慎一君） わかりました。備品と損害賠償ということで、弁護士費用は含まれてないという認識でおります。

また、2つ目の再発防止につきましては、今、町長の答弁がございましたように、危機管理能力ですよね、危機管理に対しては初動がやっぱり大切だというふうに思っております。今回の分に対しては、専決の部分もありましたし、我々も情報を最初の早い段階で知ってございませんので、どういう動きをされたのか存じ上げない部分もございしますが、それなりに速い動きをされたのかなというふうには思っております。その部分を含めてですね初動の大切さというのは御認識いただいて、今後も早い対応をされていかれるのが必要かなと。内容的な部分はこの議会の場でも詳しい内容は多分避けたほうがいいと思いますので、あえて申しませんが、今後もそういう部分には注意して対応していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） それでは、質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額を定め和解することについて）」は議決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額を定め和解することについて）」は議決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第26号「令和4年度大崎町一般会計補正予算

(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,949万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億8,143万1,000円にするものでございます。歳出の主なものは、マイナンバーカード交付事務に係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、農業用原油・原材料価格高騰緊急対策事業交付金及び道路維持工事などでございます。歳入は、国庫支出金、繰越金及び繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の9ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

款2総務費、目6財産管理費、節10需用費2,116万4,000円は、庁舎等の電力供給の契約先変更により電気料が値上がりしたため、光熱水費を340万9,000円補正するものと、修繕料1,775万5,000円は、庁舎屋上の防水修繕が主なものでございます。節12委託料70万4,000円は、損害賠償請求業務委託料でございます。本町では、庁舎など13施設で、本年1月から1年間の電力供給契約を新電力会社であるウエスト電力と締結しておりましたが、電力市場の価格高騰を理由に、本年4月末で事業撤退し、電力供給が停止されたことから、本年5月から新たに九州電力と供給契約を締結したところでございます。今回、ウエスト電力から九州電力に契約先を変更したことにより本町が生じる損害の見込額は、約1,000万円でございます。この損害賠償金を請求するに当たり、事前交渉及び訴訟業務を弁護士へ委託するものでございます。

10ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料609万4,000円は、城内共有墓地跡地の災害防止対策に係る機械借上料が主なものでございます。これまで墓地跡地周辺にある飲食店に被害を及ぼさないよう樹木の伐採と一部の土砂撤去を実施してまいりましたが、大雨が降るたびにシラスが周辺に流出し、支障を来しておりますので、崖地斜面をモルタル吹付けで法面補修するものでございます。目10企画費、節18負担金、補助及び交付金1,969万2,000円は、環境配慮型定住住宅取得補助金と空き家リフォーム促進事業補助金を実績見込みにより補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。目1戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらはマイナンバーカードの普及推進対策に係る経費が主なものとなっております。節1報酬189万3,000円は、マイナンバーカードの交付事務に係る会計年度任用職員の報酬でございます。節3職員手当等のうち、説明欄の上から2つ目の、時間外勤務手当395万6,000円は、マイナンバーカードの周知啓発と申請及び交付事務に係る職員の時間外勤務手当でございますが、交付率の向上を目指し、担当課職員はもとより、全庁的な取組として実施する計画でございます。節7報償費2,228万3,000円は、令和5年1月末時点においてマイナンバーカードの交付申請が済んだ方を対象に、1人3,000円の商品券を交付するための経費でございます。節11役務費191万9,000円は、マイナンバーカードや啓発用チラシの郵送代でございます。

13ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金350万円は、新型コロナウイルス感染症対策として介護施設が実施する施設整備を支援する地域介護基盤整備事業費補助金でございます。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、主にオミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。節1報酬から節4共済費までは、ワクチン接種業務に携わる職員等に係る人件費でございます。節7報償費189万円は、集団接種を実施する際に、医師及び看護師へ支払う謝礼でございます。節10需用費497万6,000円は、町内の社会福祉施設等に配付する医療用抗原検査キットを購入するための消耗品費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。節12委託料2,464万3,000円の主なものは、伴うコールセンター予約業務委託料及びワクチン接種委託料でございます。

16ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費、節14工事請負費980万円は、野方地区活性化センターの玄関ポーチの改修工事費でございます。目11土地改良事業費、節13使用料及び賃借料855万円は、農道等の維持管理に係る機械借上料でございます。節14工事請負費700万円は、牧地区の農道整備工事費でございます。

17ページをお願いいたします。目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金129万9,000円は、サツマイモ基腐病対策を実施する農業者に対し助成を行う農地耕作条件改善事業補助金でございますが、実績見込みにより補正するものでございます。目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金2,400万円は、原油価格や農業用資材の高騰により影響を受ける

認定農業者等に対し助成を行う農業用原油・原材料価格高騰緊急対策事業交付金でございます。項3水産業費、目2新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金380万円は、原油価格や物価高騰により影響を受ける漁業者等に対し助成を行う水産業用原油・原材料価格高騰緊急対策事業交付金でございます。

18ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金1,608万6,000円は、実績見込みにより、説明欄に記載してございます3つの補助金を補正するものでございます。

19ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節10需用費148万5,000円は、町道の舗装補修に係る修繕料でございます。節13使用料及び賃借料525万円は、町道の維持管理に係る機械借上料でございます。節14工事請負費2,000万円は、町道の舗装、側溝改修及びメンテナンス等に要する工事請負費でございます。節15原材料費150万円は、町道の維持管理に要する舗装補修等の資材でございます。項3河川費、目1河川維持費、節13使用料及び賃借料260万円は、塩入川の護岸補修等に係る機械借上料でございます。

款9教育費、目2事務局費でございますが、次の20ページをお願いいたしまして、節20貸付金174万円の減は、奨学金貸与者の確定に伴う補正でございます。目4学校給食センター管理費、節10需用費413万3,000円は、単価増に伴い燃料費及び光熱水費を増額するものと、学校給食センター施設の営繕に係る修繕料を増額するものでございます。目5新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金360万円は、原油価格や物価高騰により保護者負担を増額することなく給食の質と量を保つために、給食食材費の値上がり分を助成する学校給食物資高騰分補助金でございます。

21ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費1,216万円は、各小学校の電気料金の値上げによる光熱水費と営繕に係る修繕料を増額するものでございます。節13使用料及び賃借料384万8,000円は、各小学校における樹木の伐採等に係る機械借上料でございます。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費410万円は、大崎中学校の電気料金の値上げによる光熱水費の増でございます。

22ページをお願いいたします。項4社会教育費、目2公民館費、節10需用費255万4,000円は、中央公民館の電気料金の値上げによる光熱水費の増が主なものでございます。項5保健体育費、目2体育施設費、節10需用費114万7,000円は、総合体育館の電気料金の値上げによる光熱水費の増でございます。

23ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料300万円は、山林や河川堤防の復旧作業等に係る機械借上料でございます。

次の、目1公共土木施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料1,190万円は、主に飯隈橋橋梁災害復旧工事に伴う迂回路の復旧作業に係る機械借上料でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入について説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金2,102万6,000円は、新型コロナワクチン接種に係る負担金でございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金4,423万4,000円は、マイナンバーカードの普及推進を図るための通知カード・個人番号カード関連事務交付金と原油価格・物価高騰対応分として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものでございます。目3衛生費国庫補助金1,188万7,000円は、新型コロナワクチンの接種体制確保に係る補助金でございます。

8ページをお願いいたします。款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金2,860万円は、環境配慮型定住住宅取得補助金などの財源として予定しているものでございます。

款20繰越金、目1繰越金1億2,400万円は、前年度繰越金でございます。

款21諸収入、目1雑入は474万1,000円でございます。主なものは、本年5月に発生しました西迫町営住宅の火災における建物災害共済金399万6,000円でございます。

以上で説明を終わりますが、24ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

○8番（中山美幸君） まず、歳出の10ページの一番上のほう、節13使用料及び賃借料の機械借上料609万4,000円、このことについては以前、私、若干議論したような気もするんですが、なぜ、一気にシラスを撤去しなかったのか。やはりこういった災害が出てくる可能性があるということは指摘したはずなんですね。そういったことを考えると、やはり一気にやっちゃっていったほうが災害が防げたんじゃないのかなというふうに思います。また、今後、吹き付けをされて、さらに災害が出たら、これは人災ですよ。災害が起きることを予想されていてこの予算を組まれたわけですから、もし、この予算を使われて再度災害が起きたら、これは人災です。私はそういうふうに理解します。そこのところはどういうふうに考えていら

っしやるのかお示しをいただきたいということ。

それから、農業費のところですが、17ページ、基腐病に関する129万9,000円増額されておりますが、以前使われた予算の中でどのような結果が出ているのか。結果が出ていなければですね結果が出るような方策を打っていないと、農家の方々は非常に苦勞されているんじゃないかなと私は理解しているんですけども。そういった対策をどのように考えているのか。本当に助成金だけで済ますつもりなのか。そこはどのようなふうを考えていらっしゃるかということをお答えをお願いします。

それから、21ページ、教育費のところですが、機械借上料で384万8,000円、隣の町で事故があった件を受けながら樹木の伐採等々をやられるんじゃないかなと、その予算かなというふうに理解しているんですが。中学校においては、今後冬になってきますと校庭の砂が農協施設にふり込んでくるといいますか、風に舞い上げられて飛んできて非常に迷惑を被っている事案があるようです。このことについては、以前、散水栓を付けていただいて対処をしているようにしているんですが、本当に散水栓の数だけで足りているのか。もうちょっとこれも検証する必要があるというふうに思いますが、その3点についてお答えをいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） ただいま、城内の墓地跡の崖地の補修のことで担当課長のほうから説明がありました。それに対しての御質問でございましたので、そういった状況につきまして、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

2問目が、基腐病でございました。どのような対策を取ってきたのかということでございます。私の知る範囲の中では、基腐病対策につきましてはウイルスフリー苗を作っていくこと、イモの蒸熱処理とか関係機関でそういうことを、曾於地区というJAそおを中心にして蒸熱処理をやってきたと。それらの苗を配布してきている。あるいは、その他の機関においてもウイルスフリー苗が非常に普及販売されて植えられているということを認識しております。現段階で基腐病が発生しているという状況ではないように受け止めております。幾分かあるんでしょうけれども、昨年、一昨年と大々的に被害が出てきたような状況ではなくなってきていると。今年は好天にも恵まれているということもお聞きしておりますが、土壌消毒といった苗に対する対策とかいろんな支援措置がありまして農業者の皆さん方の対策も取られてきたのではなかろうかと理解をしております。

また、町においても実証ほ等をつくって基腐病に対する対策を講じていこうということによってまいりましたので、現段階で発生しているという状況ではないと思っております。

それから、教育委員会に対する質問につきましては、教育長のほうの答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） まず、1点目の、城内共有墓地跡地の災害防止対策工事の関係で御説明させていただきます。

御存じのとおり、城内共有墓地跡地の整備工事につきましては、令和2年から事業を開始させていただいております。当初、今、中山議員さんがおっしゃったように、我々も当初は移転工事が全部完了してから、ある一定程度、全体を低く削って安全性を図るという当初の計画では持っておりました。ところが、城内共有墓地跡地、それから周辺に民有地がございます、そうした場合に後々そちらの民有地の用地買収といいたいまいしょうか、その辺、それから、低くした後をどういう利用方法をするのかというのがまだ定まっていない状況でございますので、今年、令和4年度の当初予算の御審議のときに説明させていただきましたけれども、そのときも、城内共有墓地跡地、それから周辺土地を含めた土地利用計画を策定した後に本格的な造成工事を実施しますということで説明をさせていただきました。

それから、6月議会の補正予算のときに、また議員さんから御提案をいただいたところでございます。その御提案の内容というのが、墓地周辺全体を削れば、今、中山議員さんがおっしゃったように、土砂災害リスクというのは軽減されるということ、それからシラスを売却すれば工事費も抑えられるのではないかと、その辺を検討したほうがいいんじゃないかという御提案をいただいたところでございます。その後、本町の建設課であったり、それから業者の方々に意見をお伺いしたところでございました。確かにおっしゃるとおり、墓地周辺全体を削れば災害リスクというのは軽減されますけれども、削った後の二次災害というのを防止するためにはシラス土壌の切り止めをモルタルなどで補強したり、それから排水対策をしっかりやらないといけないということで、大規模な工事が必要になるだろう、それと時間も相当かかるのではないかとということもありましたので、その辺を総合的に考慮して、今、シラスがむき出しになっている部分をモルタル吹付けする工法を今回御提案させていただいたところでございます。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 今、議員から質問のありました使用料及び賃借料の機械借上料の件で、中学校の校庭の砂のほうは散水栓は足りているのかにつきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○教委管理課長（岡留和幸君） それでは、お答えいたします。

まず、はじめに、樹木の件ですが、確かに使用料及び賃借料の機械借上料のほうにも予算をお願いしているところです。8月に、曾於市のほうで大きな事故が起こ

りました。それを受けて、我々のほうも学校と情報連携を行いまして早急に対応しないといけない、子どもたちの安全のために早急に対策をしないといけないということもありましたので、既定予算のほうではもう予算がなかったこともありました。それにつきまして財政担当課とも検討しまして、予備費のほうをお願いしまして、緊急対策ということで各学校の危険な樹木については既に専門業者である造園業者に、点検も含めましてお願いをしたところでございます。ただ、今後また危険が予想される樹木等がある可能性もありますので、それについてはこの予算の中でお願いをしているところでございます。

それから、大崎中学校の件でございますが、これまでも風による砂が舞い上がって施設あるいは民家のほうに御迷惑をかけている状況はわかっております。周りに樹木等も少し植えてありますが、なかなか対応が足りない部分もございまして、散水栓の状況、あるいは散水する機器の状況をしっかりと学校と検討しながら、また、それにつきましては協議して、予算をお願いするものであれば、また今後予算を検討していただきながら対策を対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） シラス対策といいますか、機械借り上げについてですね利用計画の作成が云々ということも課長のほうで答弁されましたけれども、それはもう既にできているのか。どういった計画を考えているのか。そうしないとですね、本当にさっき言ったように人災ですよ、もう。先日は職員の方が大きな黒いパイプの中に入っている土砂をのかしたりして非常に努力されているのは見ているんですよ、大変だなと、あの暑い中でそれを除去したり、側溝の中を掃除をしたり、ましてや道路のほうにも流れている部分もありますよね、土のうが積んでありますけども、まだ流れている部分。そういったことを考えるとですね早急にこれは対策を講じないと、本当に人災が起きますよ。私はそれを危惧していますので、対応方を早めに進めていただきたいというふうに思います。

それから、基腐病の営農推進費の中で、あちこちの畑、有害鳥獣でちょこちょこ回ってみますと出ますよ。やはり、かなりそれが出そうな雰囲気畑も結構、私は見えています。で、お伺いしたんですよ、どういうことになっているのかなと。ただ、助成金を出して、やってくださいよだけでは非常に農家の方々は今後どうしていくのか迷っていらっしゃる部分もあるような気がします。そこら辺も、もうちょっと担当課並びに関係所で協議をしていただいて、多分全部なくなるということはないでしょうけども、なるべく少なくしていく方法ということを模索していただきたいなど。助成金を出しているからいいですよじゃなくて、本当にどういうふうにしたらいいかと、本気で担当課あたり考えていただきたいなというふうに私は思い

ます。

それから、教育費の中の樹木の伐採については、警察等が調査をされているのも私は見えています。早急に対応していただいたことも評価をいたします。もう、すぐやっていたいただいていた部分もありましたので、それもちゃんと見えています、中学校のグラウンドの部分、以前にもこれは問題になりまして、砂の飛散、今からはこれはなおさらなんですね、風向きが変わります。北風じゃなくて、今度は西風になります。そうしたときに非常に飛んでしまう。あの辺の住民の方々、農協の施設、そういうところに砂が飛散していく。スプリンクラーの設置もしてあるようですが、それでも、それでは私は数が足りないのかなというふうに思います。非常に職員の方々も一生懸命されているのは見ているんですけども、それだけでは足りません。やはりちゃんとした設備をしていただいて、その中で職員が解決策、水まきなどをしていくというような方法を取らないとですねなかなか解決できないのじゃないかなというふうに思います。これもしっかりと検討をしていただいて、地域住民から苦情が出ないような措置、学校関係に苦情が出るというのが非常に悲しいことです。大崎町の未来を背負っていく子どもたちの教育環境に苦情が出てくるというのは、私は管理者としてはどうなのかなと。学校の最高責任者の校長の管理体制も私は問います。本当に管理能力があるのかなというふうなことも考えます。そこら辺も十分注意をしながらですね検討していただきたいなというふうに考えています。よろしくお願ひします、というのは言ったらいけませんので要望申し上げておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

○1番（平田慎一君） 1点だけですね、またこれも被る部分ではございますが、10ページの13番使用料及び賃借料の部分で、根本的な部分で機械借上料ですね6,094万円。飲食店の横の崖地なんです、今は営業をされていない土地ですよ、今までも予算が結構かかっていると思うんですが、1つだけ聞きたい部分がございます、崖地は基本的に建設基準法で新築の建物は建てられないという法律があると思うんですが、何でできているのかなというのが前から不思議だったんですが、議員になる前から不思議だったんですが、その辺の許認可も含めてですね、本町はどのような対応をされて許可を下ろしたのかですね、あえて聞かせていただいてよろしいですか。この1件のためにお金を使ったのか。今後また使う予定があるのかですね、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） 建築基準法の問題が出てまいりました。現在、建っているところは補修をして、後の方が事業をされて、現在は閉まっているわけでありましてけれども、ずっと昔からあそこに建物があつたんです、川越商店さんがおられましたの

で。議員さんもよく御存じかと思えますけれども、法律がいつ施行されたかわかりませんが、本当にはるか昔からあそこで商売をされていた、その当時から、裏はああいった状況だったんです。その上のところに城内共有地という墓地がありまして、墓地は城内共有地ですけど、崖のところは町有地だったものですから、それで町が責任を取らざるを得ない。町が崖地になっている部分が崩れてきたら、上の墓地も崩れ落ちてくると。そうしてくると町の責任ということが問われてくると。こちらは弁護士にも相談をした上で移転あるいはシラスを除去していくという対策を取ったわけであります。

現在は建築基準法の中で崖下についてはそれぞれ基準がありますので、そこらについては担当課長の答弁とさせていただきますけれども、ずっとそこで持続的に商業を営まれていて、それで一旦閉められて、その後を現在のお店をやられる方が買われて改修をされて事業を再開されて、そしてまた、今閉めているという状況であります。下のほうの建物に被害を及ぼさないということは、我々としてはそういう対策を講じなければならないということで考えておりましたのでやったところですが、あと、基準法に基づくことは担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 今現在あります建物については改修となるものですから、その分については許可が出るというところなんです。新設の場合は許可が出ないということになります。

許可については県のほうが許可になりますので、その分で改修とかそういう関係で許可が出たと認識しております。

○1番（平田慎一君） あれが増改築ということで、ほぼほぼ新築、見た感じには見えるんですが、敷石だけ変えれば多分増改築というふうに見なされるのかなというふうな認識でおりますけれども。やはり崖地という危ない地域でありますので、ちょっとその辺は造るときには一言はやっぱり言うべきなのかなと。どうしても危ない地域にありますよね。私も大崎小学校にいるときから文房具屋さんでいつも見ているところではありましたけども、やはりそういう場所、崖地に対してはですね、もともと危ないところではあるという認識はやっぱり地主さん自体もわかっていらっしやると思うので、増改築に対しては考えてやっぱり町としても意見をしていく部分が必要なのかなと。でなければ、やっぱりこれだけの予算を毎回、毎回出すというのも町長も頭が痛いと思います。みなさんだと思うんですけども、そこはですね今後の考え方としても十分認識して対応していただきたいと思いますというふうに思います。それは意見として言っておきます。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 御意見ありがとうございます。

やはり災害が発生するという大変大きな不安がありましたので、所有者と移転について協議も進めました。しかしながら、なかなか同意いただけなかったというところがありますので、申し添えておきます。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第27号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入の補正となり、収益的収入の予定額を2億1,801万2,000円に、収益的支出の予定額を1億9,605万1,000円とし、資本的収入の予定額を9,434万6,000円とするものでございます。

補正内容としましては、収益的収入及び支出につきましては、定期異動に伴う収入及び支出の減となっております。

資本的支出につきましては、上水道と簡易水道を一元化、上水道とするための変更認可申請書作成業務委託料となっております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、町長のほうからございましたとおり、4月の定期異動に伴います給与等の補正と、上水道及び簡易水道の統合に係る猶予期間期限に当たる時期になっておりまして、今現在、大崎町では、野方地区、水ノ谷地区の簡易水道が2箇所、残りは全部上水道ということになっております。この水道事業の経営一本化に伴う事業変更認可申請書の作成業務委託料が、今回の補正の主なものでございます。

補正予算の1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。収入の款1水道事業収益を29万円減額いたしまして2億1,801万2,000円とするものでございます。

次に、支出の款1水道事業費用を22万7,000円減額いたしまして、1億9,605万1,000円とするものでございます。歳入歳出につきましては、職員の児童手当等に係る調整でございます。

2ページをお願いいたします。第3条は資本的支出の補正でございます。支出の款1資本的支出を800万円増額いたしまして9,434万6,000円とするものでございます。水道事業経営の一元化に伴う変更認可申請書作成業務委託料が、この要因でございます。今回の補正予算につきましては、参考資料11ページと12ページにおいても詳細に説明をしておりますので御参照していただきたいと思っております。

また、4ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表等が添付してございますので、併せて御参照くださいますようお願いいたします。

これで説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） これは多分、文教委員会に付託になるだろうと思っております。1点だけお伺いします。

今、2件の簡易水道を上水道に変更ということなんですが、以前の簡易水道の負担金といいましょうか、返済金がございましたよね。この部分についてはどういふふうな措置になるのか。上水道になった場合の負担金の部分について、若干お知らせください。

○水道課長（本松健一郎君） 今御質問のございました、簡易水道時代の起債の件でございます。一応この起債につきましては、一般会計から水道事業の特別会計に補助金という形で、引き続き導入していただく形でございます。

以上でございます。

○9番（上原正一君） ただいま説明の中で、野方地区簡易水道2箇所という説明がありましたけど、岩弘、宮園のあそこも簡易水道じゃないんですか。

○水道課長（本松健一郎君） 今、私どもの水道課で簡易水道ということで許可を厚生労働省のほうに届けを出しておりますのが野方地区と水ノ谷地区、2箇所の簡易水道ということで、あとは上水道ということで手続を取っておりますので、その状態が届けから漏れているのかどうかということは、今回また設計書をつくって変更許可認定書を提出いたしますので、また、そのときに確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第8 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)**

○議長(神崎文男君) 日程第8、議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ659万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億444万2,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費の大崎クリーンセンター内の汚泥脱水等設備の修繕費が主なものでございます。

歳入は、令和3年度繰越金確定金による繰越金の増額でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長(本松健一郎君) 引き続き、私のほうから公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、町長のほうからございましたとおり、職員の人事異動によるものと大崎クリーンセンター等の修繕費に伴う補正が主なものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお願いいたします。中ほどの第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ659万8,000円を増額し、それぞれ2億444万2,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出のほうで説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費20万9,000円の増額は、人事異動に伴います職員給与等の増額によるものでございます。目2維持管理費の638万9,000円の増額は、大崎クリーンセンター内の大型設備、スクリーンユニットという設備になりますが、修繕費が主なものでございます。このスクリーンユニットにつきましては、処理施設のほうで破碎汚泥の脱水等に欠かせない設備でございまして、大きさをいけば大型のタンクローリーぐらいの大きさのものが、外の池が、今2箇所稼働しております。池のほうにつなぐ途中に置いてあります設備が、これに当たります。これにつきましては、供用開始をし

してもう20年ほどたつ施設になりますので、それに伴う修繕ということで考えております。

次に、歳入を御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金659万8,000円の増は、前年度決算の繰越しの確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第29号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第29号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末器を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、この条例案を提出するものです。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（松元昭二君） それでは説明いたします。

今回の改正は、10月から始まるコンビニ交付サービスに伴い、印鑑登録をしている登録者が個人番号カードを利用することにより、多機能端末器で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定が盛り込まれたことによるものであります。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表をお開きください。

左の表の改正案になります。第11条第2項の次に、新しく第3項を加えるものであります。

続きまして、施行期日について御説明いたしますので、条例案をお願いいたします。附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第29号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第30号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第30号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和3年8月に人事院が報告した、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、職員が育児休業を取得する際、未施行の措置として残っていた取得要件の緩和等を行うため、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、令和3年の人事院勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、人事院勧告及び法改正のうち、未施行の措置として残っていた育児休業の取得要件の緩和等を行うもので、職員が育児休業を取得する際、より柔軟に取得できるようにするものでございます。

それでは、主な改正点につきまして、本日配付させていただきました説明資料に基づき説明させていただきますので、説明資料の1枚目をお願いいたします。

ここでは、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和についてお示ししております。現行では、子の出生後57日間以内に育児休業をする場合の非常勤職員の任期の要件が、1歳6か月に達する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合に取得できることになっております。改正後では、任期が、子の出生日から起算して57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合に緩和されます。これによりまして、従来の任期の規定から約10か月短縮されることとなりますので、育児休業をより取得しやすい環境になります。

次に、資料2枚目をお願いいたします。こちらは、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化についてお示ししております。図の右側のところで、子どもが1歳から1歳半、1歳半から2歳までの部分でございます。こちらは、子どもが保育所に入所できないなどの場合の育児休業の取得の例でございます。現行では育児休業の開始時点が1歳または1歳半の時点に限定されているため、夫婦が育児休業を途中で交代することができないようになっております。改正後は、育児休業の開始時点が限定されなくなりますので、柔軟に取得することで夫婦が育児休業を途中で交代できるようになります。また、図の左側のところで、法改正の部分になりますが、現行では、非常勤職員である父は、子が出生してから57日以内、または57日を超え1歳までの期間、育児休業の取得回数はそれぞれ1回までと制限されておりましたが、図でお示しのとおり、改正後は、子が出生してから57日以内または57日を超え、1歳までの期間、それぞれ2回まで育児休業を取得できるように緩和されております。

次に、常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和について御説明いたしますので、資料の3枚目を御覧ください。現行では、常勤職員が再度の育児休業をする場合は、

育児休業等計画書による申出を行い、申出から3か月の経過期間が必要となっております。改正後は、法改正により育児休業が原則2回まで取得できることによって、再度の育児休業の取得に係る申出及び経過期間が不要となりますことから、条例の規定を削除しております。

また、現行では、再度の育児休業を取得する場合は、会計年度任用職員等の非常勤職員に限定されておりましたが、改正後は、非常勤職員と同様に、任期付職員にも拡大されることから、所要の改正を行っております。

以上が、条例改正の概要でございます。

なお、改正後の条例は、令和4年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第30号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第11、議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結につきまして、工事内容の一部変更に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、変更契約の経緯について御説明いたします。

現在施工中であります2災835号田中橋橋梁災害復旧工事につきましては、当初、標準工法である大型土のう締切で護岸を締め切る計画でありましたが、安全面から掘削が困難な状況となり、施工の安全性を確保するため鋼矢板締切に変更するものでございます。

なお、変更契約の相手方であります徳澤建設株式会社には、本議会の議決を得た後に本契約を締結することを説明し、仮契約を令和4年9月2日に締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。契約の目的は、2災835号田中橋橋梁災害復旧工事でございます。変更契約の内容は、護岸施工時の標準工法である大型土のう締切から鋼矢板締切に変更することが主なもので、詳細は議案書に記載のとおりでございます。変更契約の金額は、変更前の金額に560万9,000円を増額した8,590万9,000円でございます。契約の相手方は、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 500万円余りの金額が変更になるんですね。これは、当初計画された計画書の見積りといいまじょうか、工事の執行状況を実施計画に基づいたときにこういったことが発生するということは予測できなかったのかな。こういったことまで考えて計画書をつくったんじゃないんですか。途中で、危ないから土のうから矢板に代えますよと、これは若干おかしいんじゃないですか。当初、工事を

始めるときにしっかりとそういったところまで地盤等の調査もされているはずですよ。水量等もされているんじゃないですか。そういったところはどういうふうにお考えですか。これは、3件とも同じような案件が上がっているんですよ、3議案とも。そして同じように500万円ぐらいですよ。そこをどういうふう考えていらっしゃるんですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 大型土のうから鋼矢板に代えたということの変更、3件ともなんですけれども。この工事施工につきましては、当初、災害が起きた場合に災害査定を受けて、その場合に計画につきましては経済性というのを考慮して締切は大型土のうとするということで決まりが、最初あります。その場合で災害査定を受けて、国の査定でそれを認めてもらうと。その場合、条件がありまして、工事を発注した後に、その現場の土質とか、掘削した場合に地下水がある、湧水が出てきて崩れやすいという状況になった場合は鋼矢板とか、ほかにも工法はございますけども、この中で一番安い、経済的な工法が鋼矢板というところで、今回、3件とも同じ条件であったために鋼矢板へ変更したところでございます。

○8番（中山美幸君） そうしますと、これは国・県の補助事業、補助金についてはこれは認めてくれるということかな。この560万円、440万円、520万円ですよ。ね、この分、全額について国・県が認めてくれるのか。なぜ、じゃあ当初計画のときにそれがわからなかったのか。専門業者ですよ。図面をつくられるときに土質の調査までされているんじゃないですか。そこまでなくて、こういう工事の設計書をつくられたのか、私は非常にそこが疑問なんですけど。そののところについても詳しく説明をお願いします。

○建設課長（時見和久君） まず、変更額が国庫補助対象になるのかということですが、これについては国のほうと変更契約の中身について協議を行っております。これにつきましては、軽微な変更ということで全額補助対応となるというところでございます。

それから、先ほどの、最初からボーリングもしております。ボーリングについては若干位置は違っていると、堤防のところは掘ってはいらるんですけども、その横であります。しかしながら、災害査定においての設計については、大型土のうを基本とするというところで規定がございまして、どうしても最初から鋼矢板でいくということでは申請が上げられないと。査定の場合で鋼矢板で上げた場合には大型土のうに変更になることが予想されることから、当初は大型土のうで設計でいくしかないというようなところでございます。後で変更で対応すると、工事発注後にですね。

後ろからの湧水とかなければ、そのまま大型土のうでの施工ができる河川とかもございませう。その関係で、最初のほうで大型土のうということにしたところでございます。

○8番（中山美幸君） 非常にまだ疑義が残ります。当初の計画では補助事業対象が大型土のう出ないといけないということを見越す。途中で軽微な変更であれば認められるということであれば、それを見越して計画したのかなということも考えられるわけですよ。ボーリングもしておいて、そういった状況が出てきた状態のときにどうするかということの対処策を、後で補正すればいいやというような考え方を持ってきたんじゃないんですか。疑ったら、そこまで疑ってしまいますよ。本当に最初からしっかりとした計画を持ってですね、そういった交渉というのは当たっていたきたいなというふうに要望申し上げておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませうか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）

請負変更契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負変更契約の締結につきまして、工事内容の一部変更に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、変更契約の経緯について御説明いたします。

現在施工中であります2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）につきましては、当初、標準工法である大型土のう締切で護岸を締め切る計画でありましたが、安全面から掘削が困難な状況となり、施工の安全性を確保するため鋼矢板締切に変更するものでございます。

なお、変更契約の相手方であります久徳建設株式会社には、本議会の議決を得た後に本契約を締結することを説明し、仮契約を令和4年9月2日に締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。契約の目的は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）でございます。変更契約の内容は、護岸施工時の標準工法である大型土のう締切から鋼矢板締切に変更することが主なもので、詳細は議案書に記載のとおりでございます。変更契約の金額は、変更前の金額に438万6,000円を増額した7,093万6,000円でございます。契約の相手方は、変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負変更契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負変更契約の締結について」は可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）
請負変更契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第13、議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負変更契約の締結につきまして、工事内容の一部変更に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、変更契約の経緯について御説明いたします。

現在施工中であります2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）につきましては、当初、標準工法である大型土のう締切で護岸を締め切る計画であり

ましたが、安全面から掘削が困難な状況となり、施工の安全性を確保するため鋼矢板締切に変更するものでございます。

なお、変更契約の相手方であります山下建設株式会社には、本議会の議決を得た後に本契約を締結することを説明し、仮契約を令和4年9月2日に締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。契約の目的は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）でございます。変更契約の内容は、護岸施工時の標準工法である大型土のう締切から鋼矢板締切に変更することが主なもので、詳細は議案書に記載のとおりでございます。変更契約の金額は、変更前の金額に517万円を増額した7,293万円でございます。契約の相手方は、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） 12時となりましたが、引き続き会議を行います。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負変更契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工

区) 請負変更契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

○議長(神崎文男君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時02分

第 2 号

9 月 2 6 日 (月)

令和4年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月26日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	耕地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 穂 園 正 幸	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農委事務局長 相 星 永 悟
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長 本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長 岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長 松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長 鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長 谷 迫 利 弘	税 務 課 長 川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 宮 本 修 一
次 長 兼 調 査 係 長 福 永 浩 二
議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、諸木悦朗君、及び5番、宮本昭一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、2番、富重幸博君の質問を許可いたします。

○2番（富重幸博君） おはようございます。

まず、今回の質問に関連がございますので、さきの台風14号で被災された皆様方にお見舞い申し上げ、質問に入ります。

昨今の異常気象は、世界の多くで林野火災や大干ばつ、反面、大洪水など様々な災害につながり、世界的な食料や水資源等の危機を引き起こしております。このようなことから、2015年国連サミットにおいて、加盟193か国による2016年から2030年までの15年間で達成すべき持続可能な発展目標として、17項目を掲げたSDGsが採択されたところであります。

一方、我が町においては、2021年から2029年までを目標とした第3次大崎町総合計画を進めている最中であります。この計画においても、SDGsと同様に、様々な持続可能な発展目標が示されたところでありますが、人口問題1つ取っても、目標達成には厳しいものがあります。計画に定めた目標達成まで、あと7年となりますが、この後の質問については、持続可能なまちづくりという観点から、通告に基づいて質問を進めてまいります。まず、町長として、現状と今後の方向性について、どのように認識しておられるかお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、第3次大崎町総合計画は、御承知のとおり、昨年6月議会におきまして御審議いただき、御可決いただいたものでございます。

計画期間を、国連で採択されました持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの目標年次である2030年に合わせて2029年度までとしております。御質問にもございました、持続可能な大崎町を実現していくための指針として総合計画を策定

いたしましたが、人口減少への対応及び豊かな自然環境の計画を計画策定の趣旨としております。そして、2030年の大崎町の姿を、まち・ひと・しごと、世界の未来をつくる循環のまちとして掲げ、各種施策を展開しております。

現状といたしましては、やはり人口減少を大きな課題として認識しております。人口ビジョンにおいては2060年の人口約1万人確保としておりますが、自然減に歯止めがかからず、異常に高い目標となっております。そういう状況の中、現在、整備中の野方地区宅地分譲や最大310万円を補助する環境配慮型定住住宅取得補助金の創設など、定住促進に向けた新たな取組を始めており、今後も推進してまいりたいと考えております。

また、在留外国人の存在も大きくなっております。8月現在、本町に約360名程度の外国人が居住されており、人口比率が約3%で、また20代から40代の方が多く、地域経済への影響も年々大きくなってきております。人口対策を講じる際には、日本人とともに外国人にも本町を選んでいただく施策が必要であろうと考えております。

そのため、居住環境等の受入体制の整備と合わせて、一人の住民として接する多文化共生の取組にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、外国人居住者の問題、それから多文化共生を示していただきました。

さて、令和4年度自治公民館長研修会資料によりますと、年齢別人口構成を見た場合、5歳区分の中で70歳から74歳人口が最も多くて、男女で1,235人となっており、一方、ゼロから4歳児は362人となっております。近年の少子高齢化を反映したものとはいえ、ゼロから4歳児は、70から74歳の高齢者の29.3%、およそ3分の1ということになります。このことは、近い将来、我が町の担い手が、あらゆる産業面において現在よりも3倍、少なくとも2倍以上の生産性を上げる必要があること、役場においても、現在の職員実人数は137人ですが、この半数近くで事務事業をこなしていかなければならないような、さらなる効率性が求められていくことが想定されます。

これが何を意味するかというと、直近の移住定住施策はもちろんのこと、スピード感を持って様々な産業面での構造改革やDX、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル化の一層の促進が必要になってくることを意味しておりますが、このようなことについてはどのように認識しておられますか。

○町長（東 靖弘君） まず、人口問題については、非常に地域の資源ということで人が地域をつくっていくという考え方のもとで、政策の中では一番手に掲げてきてお

ります。

御質問にありましたように、人口減少が非常に進んでいる。そしてまた、担い手の問題にしても非常に厳しい状況にあるという御指摘であります。昨今、新型コロナウイルスの影響で出生率が非常に低くなってきているということもいわれておりましたが、我が町で考えてみると、それだけではなくて、やはり、産み育てる若い世代が非常に少ないということが大きく起因しているのではないかと考えておるところであります。

そういったことから、現在、外国人の技能実習生の方々がたくさん入ってこられて、先ほど多文化共生というお話もいたしましたけれども、地域産業の担い手について活躍していただいているというのが現状であります。本町が総合計画あるいは総合戦略に策定いたしました人口政策におきましても、現時点は、まあまあ推移とほぼ似たような状況でありますけれども、やはり2030年、2040年、2050年、2060年となっていくと、最後のほうは急激に人口が落ちていくということで、持続可能なまちという観点から考えると非常に厳しい状況が想像されておりますので、やはり、こういった将来的な展望を開いたときに人口政策、転入政策は何が何でもやっていかなければならない、そして、まちの活力を維持していなければならないと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、町長から持続可能、それから活力の維持、そういうことで答弁いただいたところでございます。

それでは、具体的に、その中でも、質問の通告の2番目でございますが、持続可能性ということで一番懸念されております農業分野、とりわけ水田基盤整備問題を取り上げていきたいと思っております。

鹿児島県大隅地域振興局で出しております機関誌のおおすみですね、2020年版なんですが、これに、御覧いただければおわかりかと思っておりますが、グラフが出ております。水田整備率で見ますと、大隅管内では69.1%で、うち、曾於地域が68.5%であります。とりわけ我が町においては、31.7%と極めて低い状況であります。

これまで本町における整備水準については、要整備面積、水田についてですが、910ヘクタールに対して80%の728ヘクタールを目標として、現在の整備済面積、先ほど申し上げました31.7%、これでいきますと289ヘクタールですね、これを控除した残りの621ヘクタールを新たな整備目標としているところであります。

そこで、まず、機構関連事業、益丸地区の事業推進状況について、事業採択年度、

受益面積、事業完了予定年度等を含めてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

益丸地区につきましては、機構関連事業の採択を令和2年度に受けており、受益面積は約50ヘクタールとなっております。現在、地権者を対象に、今後の耕作状況や農地の集積意向についてアンケート調査を実施しており、その結果をもとに換地委員会にて換地の準備を進めているところでございます。

事業完了年度につきましては、換地の同意取得後の着工となることから、現時点では令和6年度の着工、令和10年度頃の事業完了を予定しております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 益丸地区におきましても、圃場整備は三、四年はかかったりするわけですが、土地改良事業の中でも一番同意の取得が困難な事業でございます。表示を見ましても、完了報告までは10年ぐらいかかたりしますが、益丸地区における事業推進上の最大の課題、これはどういうものがあつたでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） お答えいたします。

当初、地元からの要望もあり、揚水をパイプラインでの計画しておりましたが、益丸水利組合の頭首工から圃場までの延長が2キロ以上ありまして、水圧が弱いことや加圧ポンプに係る電気料金の支払い等の問題から断念いたしました。

また、機構関連事業は、工事費の受益者負担がない分、実施要件が複雑でわかりにくく、受益者の皆様に理解していただくことが苦労したところでございます。説明会も数回開催いたしました。が、地元の推進委員の方々に熱心に説明に回っていただくなど、多大な御協力により事業の採択につながつたと感じております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、農家負担もございしますが、後の維持管理では機構事業では地元負担はないわけですが。

それでは、次に、益丸地区を除く有村地区、谷迫地区及び神領地区の3地区における現在の取組状況について説明を求めます。なお、説明に当たっては、地区面積及び現在の取組段階を含めて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

有村下地区につきましては、今年度に事業採択を受け、現在、鹿児島県が基本設計や従前調査を行っているところであります。受益面積は約12ヘクタールとなっております。

谷迫地区につきましては、これまでに5回の推進委員会を開催し、地元の理解を

深めるために、先月8月に全体説明会を実施したところです。受益面積は24ヘクタールとなっております。神領地区につきましては、これまでに3回の推進委員会の開催し、地権者の調査等を実施しております。受益面積は約50ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、神領地区までの益丸を除く地区について説明を求めたところですが、それらの残りの地区ですね、3地区の採択スケジュール、工事期間の見通しについてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 有村下地区につきましては、今年度10月に換地委員会を設立予定で、令和6年度の着工、令和10年度頃の事業完了を予定しております。

谷迫地区につきましては、令和6年度の事業採択を目指し、採択要件である農地中間管理権の設定や施工同意の取得を進めてまいります。

神領地区につきましては、令和8年度の事業採択を目指し、地権者から事業への再開始の有無を確認するとともに、仮同意の取得を進め、地元説明会を行ってまいります。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいまお示しいただいた全体で見ましても、最後にですね神領地区が終わるのは、今から12年後の令和16年度末ということでございます。その時点で、この4地区を合わせた全体の整備率は46.7%となるようです。大きな農業生産法人を除いて、小規模の農家においては高齢化が相当な勢いで進んでいることから、事業実施期間をできるだけ圧縮して進めていく必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 益丸地区と有村下地区につきましては、どちらも令和6年度の着工予定となっております。財政負担が大きくなることが予想されますが、財政担当課と関係課との連携を図りながら、できるだけ事業実施期間を圧縮して進めてまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） それから、近隣自治体で見ますと曾於市の整備率は78.9%ですね、先ほどの機関誌のおおすみでいきますと。志布志市は78.8%、東串良町は61.5%となっております。どうしても本町は水田整備を急ぐ必要があるわけですが、いまだ、全く計画にも上がっていない地区として、担当課としてどのように把握しているか。地区名及び面積を、益丸地区でもお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） お答えいたします。

御質問にあります、現在計画に上がっていない地区ということでございますが、

土地改良区では持留川土地改良区、水利組合につきましては、横瀬、菱田、高井田、仮宿、横瀬新田水害予防組合の5地区であり、未整備の全体面積は485ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま御説明いただきましたように、これは野方の中山間地を加味していないわけですが、こちらもやる必要が当然あるわけですね。400ヘクタールを超える面積がまだ全然推進をしていないという状況であります。

高齢化が急速に進む中で、これらの未整備地区の現状について、現時点で町長としてどのように認識されており、これらの未推進地域の要望に応えていこうと考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 未整備地区の事業化につきましては、財政状況等の兼ね合いや地区の実情や要望を確認して進めてまいります。

また、従来の受益者負担のある圃場整備は理解を得るのは難しいと思われるため、今後、機構関連事業を中心に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 積極的に取り組んでいきたいということでお示しいただいたところであります。

それでは、次に、3番目ですが、私としましては機構関連の農地整備事業による水田整備については、このままいったとしても、20年後に至っても目標達成が厳しいのではないかと心配しております。私も、過去にですね岡別府地区農村総合整備事業による水田整備に関わったことがございますが、この農村総合整備でも、どうやったらどうかと思うんですが、これについて、さきの農村総合整備事業の総括として、総事業費や補助率なんかについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） 農村総合整備事業につきましては、平成18年度に事業採択され、平成30年度に事業完了しております。総事業費は14億4,821万円となっており、補助率につきましては、圃場整備、排水路整備、農道整備等の農業生産基盤整備につきましては80%、集落道路や集落排水等の農村生活環境整備につきましては75%となっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、説明をいただきました。標準事業費は、農村総合整備事業10億円なんですけど、完了までに非常に長期にわたることから、事業費の増高などで14億5,000万円近くになったということです。そのような説明だと思えますが。

現在推進中の地区、それ以外です、先ほどの未整備地区、これについて農村総合整備事業を導入すれば、多様な事業種目、道路、水路それから圃場整備、農地造成、いろんなのができますね。是非ですね、それを取り組んでいただきたいと考えるわけですが、町長としてどのようにお考えでしょうか

○町長（東 靖弘君） 農業農村総合整備事業は、農業用排水施設整備、農道整備、圃場整備など様々な整備が可能な事業となっております。これらの整備について、実施要件が総事業費10億円以上となっていることから、これまでの整備要冒頭を整理し、他事業との比較や地区の実情や要望を確認しながら事業導入について検討してまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 町内の建設事業者が健全な形で生き残って、また大崎町のいろんな土木建設業としてですね貢献いただくということは大変大事なことだと思います。将来、もし、今でも土木を辞めてもう水道一本にとか、そういう業者さんもしらっしゃいますが、将来、人口が減っていく中で、大崎町が最大でハッチを掛けたときに、大崎町以外の業者さんがその仕事を取る、そういう事態も想定されます。そういうことで、是非、健全な形で業者の育成ですかね、そういうことで農村総合整備事業、まだいろいろございますけれども、取り組んでいただきますよう要望しておきます。

耕地課においてはですね、過去に簡易な水田整備ということでもいろいろ検討した経緯がございます。今、水田の整備をしっかりと、本当、スピード感を持ってやらないと、国の進める輸出を含めた米粉なんかで次世代の農業戦略やスマート農業に対して、十分な、基礎的な競争力分野で対応できない水田が相当残ることになります。ですから、機構関連以外の事業として、まだ経営体育成、農地整備事業とかいろいろあるわけですので、これら未計画部分の整備に対する町長のスピードアップという形での、農村総合整備事業導入以外にもどういうふうにお考えなのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところもございますが、圃場整備につきましては、財政状況との兼ね合いや地区の実情や要望を確認しながら進めていきたいと考えております。

いろいろ御質問をいただいております。食糧の自給率とか将来的な食糧の確保とか、今、食料安全保障で盛んに協議されておりますけれども、将来を考えたときに、水田の農地としての重要性を認識しながら、やはり圃場整備、基盤整備は必要だと認識しておりますので、あらゆる角度から検討しながら進めていきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） あらゆる可能性を考えながらということでお示しいただいたところであります。

補助率については様々ですが、どうしてもですね野方中山間地もひっくるめた整備を進めていく必要があると思います。

次に入っていきます。5番目ですね。地下水位制御システム（フォアス）の実証事業についてですが、泥炭地における地下水位制御システム（フォアス）について、実証事業の経過と現状についてお尋ねします。

持留川水系の一部地区については、広範な泥炭層が分布しております。そういうことで、地元の耕作者も大変困難な状況に直面しておられます。泥炭地における土壌の改良及び排水対策として、フォアスの実証圃を設け、県の畑かんセンターの御協力をいただきながら取り組んでいることと思います。

そこで、これまでの経過について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） 地下水位制御システム（フォアス）は、圃場の地下水位を自在に調整することを可能とし、排水性向上と用水管理の省力化を実現した新たな灌漑方法でございます。

圃場整備の推進に際しましては、実証圃場を2箇所、約0.4ヘクタールを設置いたしまして、フォアス未設置の圃場と水稻やソバの収量の比較を行っております。平成30年度に設置いたしました実証圃場では、水稻の収量も多く、2期作のソバにつきましては、10アール当たり収量が10倍以上になるなど、よい結果となっておりますが、令和元年度に新たに設置いたしました実証圃場では、もともと地下水が多く、作付けができない圃場だったため、地下の湧水を完全に排水できず湿田状態となっている場所も見られ、未設置の圃場より水稻の数量が少ない結果となりました。

また、機構関連事業の要件であります収益性の向上を図るため、水稻の後、2期作で高収益作物であるレタスやタマネギの作付けを行ったところ、一定の収量があり、作付けが可能であることが実証されたところでございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 年によってですね、やはりいろんな条件、それから泥炭地でも排水性の問題というのが、フォアスを設置してもということが説明があったところですが、おおむね効果を上げている部分が見受けられます。

さて、この泥炭地の代表的な地区としては国道220以北の持留川右岸左岸、この一部が上げられます。これらの地区ではですね農地中間管理機構による農地の

貸し借りについても、一部支障が出ていると聞いております。

そこで、現在、実証地の成果をもとに、さきに上げました事業のいずれかを導入して泥炭地の不安を解消するような事業を実施していただきたいと思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 益丸地区をはじめとする圃場整備を計画している地区につきましては、フォアスによる排水性の向上を図り、泥炭地が解消できるように整備するという予定でございます。

○2番（富重幸博君） 今、益丸地区に触れていただきましたが、持留川右岸左岸の仮宿下とかそういう水利組合関係でのことに、私は今、関心を持ってお聞きしたわけですが。過去にもですね岡別府地区の農村総合整備事業で圃場整備をしました。ここでも、持留川の両サイドの山の下ですね、湧水地が五、六箇所点在し、一部水田については耕作もままならない、そういう状態でした。事業の実施に当たっては、いろんな工事の手直しまで行ったということがあるようです。

そこで、さきの地下水位制御システム（フォアス）に関連して、実証圃による成果を踏まえて、泥炭地克服の証しとしてですね、町長の時代に一定面積でのモデル団地的な圃場整備に踏み切っていただきたいと思うわけですが、岡別府でもできたことは、この泥炭地でもフォアスを活用してできるんじゃないかと思います。今まで、大崎町始まって以来、泥炭地の農業というのは非常に苦しい状況にあったわけですが、モデル団地的に、面積はちょっと何ヘクタールかなと考えたりはするわけですが、町長のお考えを、モデル団地設置の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現在、圃場整備を進めている地区につきましては、水田整備とフォアスの導入についてはセットとして考えております。

御質問の、フォアスを導入した一定面積のモデル団地的な圃場整備については、費用対効果を考慮し、慎重に見極めながら検討していきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 後もって、また財源の問題とか触れてまいります。費用対効果というのは常に出てくるわけですが、通常の費用対効果じゃ測れないのが泥炭地ということになります。

そういうことで、大崎町の持続可能性ということで水田整備率がかなり低いことから取り上げたわけでございますので、我が町の農業再生、そういう面からですね、是非、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

我が町の平均年齢を男性で見ますと、今年の3月31日で55.1歳であります。先ほど触れました人口ピラミッドでいきますと、現在ですね70歳から74歳までの方々は、圃場整備が他地区をする頃にはもう85歳から89歳に到達する計算になります。持続可能なまちづくりという観点から考えた場合に、その時点で水

田整備をしませんか、もう85から90歳にかかった人がですよ「もう、よかが」という話は、もう目に見えています。

そういうことで、是非、いろんな可能性を取り込みながらやっていただければなと思います。人口問題というのはですね本当に冷静に考えてみると、大変な影響を我が町に与えていくんです。これで水田整備に関する質問を終わり、次の安心・安全な住民生活環境の整備についての質問に入ります。

6番目ですが、昨今の首長選挙、市長選挙において、県内の候補者の方々は、SDGsの基本理念に基づく、誰一人取り残さない政治、こういうのを掲げておられました。東町長も、公約の中に盛り込んでおられましたが、私もそのような政治姿勢は大変大事なことだと思います。しかしながら、そんな観点に立ってみても、実態としては、特に町民生活の安心・安全の観点から見た場合、まだまだ十分な形ではないと感じております。

昨今の異常気象や災害の状況を見ても、これらの解決には終わりが無い。災害は予想を常に超えますので、そういうところから町長として公約に示された「誰一人取り残さない政治」の在り方について、どのような認識をお持ちかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

昨年12月の町長選挙において、公約として幾つかの項目を掲げさせていただきました。その1つに、SDGsについても述べております。2015年に国連において採択されたSDGsでは、17の目標が設定され、誰一人取り残さないという原則が定められております。町政を担う者として、すべての施策は町民の皆様のために執行されるべきであるとの考えから、SDGsを公約に掲げさせていただきました。

これまでも、また、これからも、この基本的な考え方は変わらずに町政に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 誰一人取り残さない政治の町長の信念をお示しいただきました。

さて、曾於市、志布志市、大崎町においては、国及び県管理の各種事業の中から、それぞれの市町が喫緊の課題と考える土木行政に関する要望書を、県のほうに曾於地区土木協会に取りまとめて出しておられます。大崎町で要望されている項目について説明を求めます。内容的にこれで十分というお考えか、見直しを含めて検討していることがあれば、町長の所見をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和3年度では、道路関係で国道448号の歩道整備、県道大崎輝北線仮宿地区の歩道整備促進及び県道黒石串良線の整備促進を要望し、河川、砂防、急傾斜関係

では、持留川及び田原川の寄り州除去、菱田川及び持留川の治水対策、西迫地区急傾斜の整備促進の6項目を要望しております。

今年度は、上記に加えまして、道路関係で県道黒石串良線の町道持留中沖線グリーンロードから東串良町境までの整備、河川、砂防、急傾斜関係では、砂防で志水の小川の整備、急傾斜で上横内地区、大園横内地区、仮宿にあります大園1地区、堀米1地区の9項目の整備を要望する予定でございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま説明をいただいたところでありますが、安心・安全な住民生活に直結する事業として、道路や水路、橋梁を含む河川等の全面的な整備見直しを行っていく必要があるのではないかと思います。

例を挙げますと、菱田川についても寄り州の除去をですねしっかり土木事業に関する要望書の中に盛り込んでいただきたいと思います。また、菱田川については、令和2年12月議会で治水対策として幾つかの提案をしておりますが、これまでも、令和元年7月の梅雨前線による豪雨で、堤防が決壊寸前までいきました。また、流域に立地する誘致企業もございます。このようなことから、天園集落から古川橋に至る防災道路と古川橋の改修、逆流防止用樋門の整備などを進めないと、どこが決壊になったとしてもですね土のう等や器具機材の緊急配備も難しくなっております。加えて、誘致企業であります大崎町鰻加工組合の排水路から菱田川の接点部分の樋門も機能が不足しておりますので、この改修も取り上げていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 菱田川の寄り州除去につきましては、河口部分は大崎町であります。大部分が志布志市であるため、志布志市と連携を取りながら県に寄り州除去等の要望をしていきたいと考えております。

また、天園集落から古川橋の農道や樋門、橋等につきましては、今後、県や地域と協議を行いながら検討していきたいと思っております。

大隅地域振興局と、毎年、こういった事業に対する懇談会をやっております。そういった中で、天園集落から古川橋というところにつきましても、また協議するという必要性があるのかなと考えておりますので、そういうふうにご検討してまいりたいと思っております。

また、富重議員から質問もありまして、菱田川の寄り州、あるいは周辺の整備という面につきましても、先般、森山先生にも見ていただいて、そして、また流域治水という観点から、寄り州除去につきましても大崎町部分を進めていただいたりしますので、やはり、要望しながら、協議しながら、そういった改善に向けての取組を進めていきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 大変前向きな答弁をいただきました。これに関連しますが、菱田川だけではなく、規模の大きな河川の治水対策については、流域水系の関係自治体も多いことから、大隅地域流域治水協議会が組織されたと聞いております。大変いいことです。この機会に、経緯を含めて、組織内容について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本協議会は、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大隅地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させるため、治水対策、いわゆる流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を目的としています。

今後、国や県への現在の実情等を説明し、事業採択要件の緩和や制度改正の要望等について陳情を行っていきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） ただいま説明いただきました協議会の検討内容については、しかるべき手続を経て、確実にですね土木協会の要望に盛り込んでいただけると考えますが、確認の意味で町長の答弁を求めます。

○町長（東 靖弘君） 非常に危機を感じることで、将来的に改善していかなければならないこととか、常に現場で検討しながらでありますけれども、やはり、そういう要望事項の中で、そこで必要性があると判断したら、そういうふうに進めてまいります。

○2番（富重幸博君） ただいま、土木関連事業で質問いたしました、住民要望の中から、国・県等への広域的な関係があれば、耕地課、農林振興課関係も同様の手法で取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、令和3年6月に、自宅裏の山林の斜面が崩落したお宅があります。地区は永吉になりますが、個人情報との関係で詳しくは触れませんが、この崩落地については町長もよく御存じであります。崩落の際、当時、農林振興課とともに現場を見たところ、砂防事業や治山事業の要件を満たしていないことがわかりました。なお、当該地は、現に著しい山林の崩落が認められるものの、町防災計画への記載や総合防災マップへの表記追加、及び急傾斜地警戒区域などの指定のない場所であります。県単治山砂防急傾斜地崩壊対策の場合も、人家等の採択要件に係らない部分があります。

このような場合に、やっぱり制度改正とかですねそういうのを踏まえた要望も大事かと思いますが、この点についてどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 防災・減災国土強靱化5か年加速計画がありまして、国としても災害復旧を進めていくこと、それから、やはり事前防災が必要ではないかということをおっしゃっております。

御質問にありました地域の現場にも行きました。その基準にも当てはまっていな

いために取り上げられていないというところでもあります。昨今の災害を考えると、予想できないような災害が発生してくるという状況もあります。そういった事前防災という観点から、どういう対応ができるのか、こういったことについては要望もし続けてまいりますけれども、また担当課とも、どういう対応ができるのか十分協議をしてみたいと思います。

○2番（富重幸博君） 本町においてはですね、ほとんどシラス台地の上に住宅地が形成されております。そのような形で、山林の境界、水田、山林、住宅の境界で常に崩落のおそれがございます。持留地区においても、そういうような崩落事故が起こったところがございます。

既存の制度改正の要望とともにですねふるさと応援基金などの活用を通じて救済する手だてを講じられないか。誰一人取り残さない政治の具体的な実行が、何より望まれるところでありますが、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど国土強靱化のことに触れたところだったんですけども、御質問は、ふるさと応援基金などの活用を通じてという御質問であります。

町の単独事業でどういう対応ができるのかというところにつきましては、検討をさせていただきたいと思います。

○2番（富重幸博君） 誰一人取り残さない政治を実現するためにも、これは崩落地の写真ですね、こういう形ですね。ですから、やっぱり何とかですね救済する手だてを講じていただきたいと要望をしておきます。

基金の活用については、ほかのところではこういう形で執行しているところもがございます。これについては、最後に要望で触れたいと思います。

それから、7番目に入ります。町内最大のサービス機関でございます役場の行政組織は、いろんな要望が寄せられると、それぞれ担当課で一生懸命、町長の指示のもとに対応しておられることと思います。議員の立場でもいろんな要望をお受けするわけですが、一向に取り組んだ成果があらわれてこない案件もがございます。

そこで、時間の関係で、今回、建設課、耕地課に絞ってお尋ねします。これまでの過去3か年の要望について、それぞれ書面記録、電話とか口頭分も含めて何件相談を受け、うち何件処理し、未処理が幾らあるか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

建設課では、3年間で138件の相談を受け、96件を処理し、未処理が42件であります。

耕地課は、263件の相談を受け、185件処理し、未処理が78件となっております。

以上でございます。

- 2番（富重幸博君） 未処理案件について、今答弁をいただきましたけれども、住民の皆さんからの要望で、やっぱり未処理が残っている、それについてはいろんな事情もあるかと思いますが、今後の対応について、どのようにお考えですか。
- 町長（東 靖弘君） 危険性とか、あるいは緊急性のあるものから優先して対応していきたいと考えております。
- 2番（富重幸博君） 次に、スピード感を持った予算化が何より大事かと思いますが、速やかに予算要求をしているかという点について、これは各課になるのかな、いかがですか。
- 町長（東 靖弘君） 各課におきまして、現状を精査し、必要なものについては、補正も含めて予算要求をしている状況であります。予算計上額は、建設課で1,194万9,000円、耕地課で2,150万1,000円でございます。
- 2番（富重幸博君） 当初予算の段階でですね、例えば機械借り上げなんかについて、工事請負も大なのはそうなりますが、どの程度の予算枠ですね、マイナスシーリングじゃないけれども、予算枠が与えられているか、確保しているか、その点について伺います。
- 町長（東 靖弘君） 議員さんもいろいろ要望をされておりますので、その都度、対応させていただいていることで担当課長から聞いているところであります。
- 集落道の改良という面につきましても、必要な原材料の支給ということで、そういったところを中心に予算を増額していくべきじゃないかということで、昨年からの予算等につきましても、そういった形で要求をし、そしてまた、予算を付けているという状況でございます。
- 2番（富重幸博君） 予算の手当についてなんですけれども、本当に十分にさせていただきたい。町民の皆さん方は、本当に困り果てて、私ども議会議員に言ったり、直接言ったりとかいろんな形で要望が上がってくるわけです。真摯に向きあっていただきたいということで、町長のほうでまた、そのような指導をしていただければと思います。
- 先ほど来、人口問題を言いますが、国の人口問題研究所では6,870人に近づいていく我が町は、やっぱり持続可能なことを考えてということで施策はなされても、残念ながらですね高速交通体系で町外で買い物をされる方が増えたりとか、鹿屋市、都城市の巨大な商業圏、その吸収力はすごいものがあります。そういうものの負けなためにも、是非、そういう指導をしていただきたいと思います。
- やはり、先ほど、人口問題も空回りしないようにですね、本当にいろんな、道路、水路を含む、将来の人たちが負担にあえがないように、町長も、将来はやはり水利組合の区役に出られるときがあるかもしれない。でも、そのときにメンテナンスフ

リーができていれば、非常に助かるんです、今からの子どもたちは。そういう意味で、機械借り上げ、原材料支給、工事請負、これに本当に予算づけをしていただきたいなというふうに私は考えます。

それと、今、我が町のふるさと応援基金は、前年度末、令和3年度末で40億8,000万円、今現在は、またちょっと上がっていますよね、3月末ですから。そういうのからいった場合に、やはり、応援基金を使う時期、今でしょうと私は思うわけです。それは、ふるさと応援基金条例第7条で、いろんな環境政策とか観光スポーツ政策とか、未来を担う子どもとか、いろいろ抽象的な表現があります。しかし、これからですね、南海地震じゃないけど、ものすごく大きな地震に直面する場合があります。そういう意味で、柔軟なこの基金の活用ができるように、今の第7条の見直しも行っていただきたいと、これは要望しておきます。

併せて、これは農林振興課のところにあったやつです、町長、御覧ください。アグリプラス新産地とか、これを見たら、短期投資をされて新規就農できる優良団地ということで佐賀県です、自前でハウスを用意したときと比べて4分の1程度の費用でできるような支援がされております。それから、候補地農業センター、新規就農者は5年間、農機レンタルが無料、1泊2日でも、何度でも利用OK、そういうふうなことで田植機やトラクター、乗用モーターまで様々な農機を無料でいかれる。新規就農者が優先的に入居できる、未来の担い手住宅、こういう施策が講じられている。

たっぷりふるさと応援基金があるんです。これは庁舎を将来つくるからということで、ただ、そのまま。基金は常に目的基金であるべきです。庁舎をつくるのであれば、もっと人口が減ったときにコンパクトな人口に合わせた庁舎の設計をする、そのめどが立ったときに庁舎建設基金にふるさと応援基金の中から持っていく。それから、ダイナミックな農政、こういう支援策を今のうちにこの7条の見直しをして、基金を有効活用できなきゃ駄目だという、私の考えでいけば「今でしょう」という、よくお笑いではありますが、その時期だと思います。これは要望しておきます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君）　ここで、暫時休憩いたします。再開を11時05分から再開いたします。

-----○-----
休憩　午前10時55分
再開　午前11時04分
-----○-----

○議長（神崎文男君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） みなさん、こんにちは。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき質問をいたします。

まず、初めに、インボイス対策についてでございます。これは、以前、議会のほうに請願書を提出いたしました。不採択となってしまいました。私自身はこのインボイス方式の消費税課税には反対でして、地方自治体も、この1年間で二百数十の議会が政府に反対の決議を上げております。実施の延期、または中止を求めていますと考えております。

年間の売上げが1,000万円以下の業者は、消費税の納税が免除をされております。消費税法第9条では、事業者のうち、その課税期間に関わる基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、消費税を納める義務を免除するとあり、法律で定められているところです。しかし、このインボイス制度は、1,000万円以下の売上げの人にも消費税を払えといているわけでございます。

それでは、1番目の、消費税が課税されない免税事業者の件数と、また、どんな業種かをお尋ねして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

消費税免税事業者は931件で、業種としましては畜産を含む農業、飲食業、建築業や運送業など多岐にわたっております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から、免税事業者の件数931件とお答えいただきましたが、どの業種かということに関しては多岐にわたっているという答弁でございました。件数的に、この本町でも何業種ぐらいあるか、数値が出ておりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、農業、飲食業、建築業や運送業と多岐にわたっておりますということで、正確な数字を求められておりますので担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○税務課長（川越龍一君） 今、手元に資料がございませんので把握はできておりません。

○3番（稲留光晴君） 多岐にわたっている、私は業種かということでお尋ねしたので、今、質問したのは関連する質問ではないかなと考えておりました。質問をさせていただいたわけでございますので。

本町のほうでいろんなコロナ関係の補助金等をですねお出しになる業種という中で免税事業者というのは大体わかるんじゃないかなと考えているんですけどね、その辺ではいかがですか、概略でいいんですが。

○税務課長（川越龍一君） もう一度お願いします。申し訳ございません。

○3番（稲留光晴君） 免税事業者の件数が多岐にわたるということで町長がおっしゃいましたけど、私が知っているだけでも、例えばですよ一人親方の大工さん、フリーターの方、後で質問しますが、畜産農家、野菜農家、いろいろ業種がございますよね。多岐にわたるという町長のそれで、もう終わりにいたします。

次に入りたいと思いますけども。今、報告をいただきましたが、町内の事業者がインボイス制度に対してどうするんだと、どうするか、来年3月までの登録を済ませるのか、10月からの実施に対応が迫ってくるんですね。ですから、本町としてどのような事態が予想されるというふうにお考えでございましょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

消費税の本則課税の事業者が消費税の仕入れ控除を行うためには適格請求書、いわゆるインボイスが必要となります。しかしながら、インボイスの発行は消費税の課税事業者に限られておりますので、お尋ねの免税事業者が取引の相手である場合、消費税の仕入れは控除できません。結果といたしまして、取引を断られるケースや、消費税分の値下げを要求してくる自体が想定されると認識しております。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。

○税務課長（川越龍一君） お答えします。

消費税の課税事業者の申告方法につきましては、御存じのとおり、本則課税と簡易課税に分けられます。取引先が簡易課税を選択している場合や免税事業者であった場合はインボイスの発行は不要でございますので、取引に影響はございませんが、取引先が課税事業者で本則課税を選択している場合は、先ほど町長が答弁されたような事態が予想されると思っております。

したがって、現在免税事業者である事業者は取引先との条件の確認が必要であることや、逆に取引先から相談を受ける場合もあると予想しております。

令和5年10月1日にインボイス制度が施行され、それに合わせてインボイスの発行を行うには、令和5年3月31日までに税務署に課税事業者である旨の登録を行う必要があるわけですが、施行後6年間は経過措置もあるようでございます。その間に、各々の経営形態や取引先の状況も考慮し、課税業者となるかどうかの判断が必要であると考えております。

仮に、それを踏まえ、免税事業者がインボイスを発行するため課税事業者になることを選択した場合は、1,000万円以下の課税売上げであっても、消費税の申告と納税のほかにインボイスの発行、記帳、帳簿の保存が義務づけられていますので慎重な対応が必要になるものと考えております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 今、税務課長のほうから答弁をいただきましたが、今までにない事業者の方、1,000万円以下でも消費税を払わなければいけないと、インボイス制度が始まりますとですねそういった取引先が課税業者であった場合。ですから、本当に私が思うには、混乱が起きるんじゃないかというふうに思っております。それとあと、おっしゃいましたが、猶予期間が5年から3年、3年、7年目から全く猶予期間がなくなるというふうにありますけれども、こういった予想がされておりました、平成30年度にこの法律が閣議決定をされて、今年でもう4年目になるわけですけれども、もう、この間、いろんな業種の方から凍結、注視、延期というような要望が出ているわけですから、こういった要望を検討して、国がどういうふうな措置を取っていくかということが考えられますけどもね。また、後になって、そういった方には補助金を出す、そういったことに対して住民の方から、また申請をしてもらおうと。本当に、今までにないこういうコロナ禍の中でですね物価高、こういった状況の中で、まさに、うちの基幹産業である農業、畜産をされている業種には本当に負担が増える。ますます持続可能な施策といいますか、私は逆行しているというふうに考えております。

それでは、3番目の、特例が受けられない事業者への対応策を考えているかというふうな質問でございますが、特例があるからいいということも考えられるのは、農協に品物を売っていると、直接売っている方は特例があるわけですね、米とかそういうものを売って、農協のほうで個人の方に販売したりされているのは特例があるんですが。私が一番困ったのはですね、ここに書いてありますが、畜産農家は子牛をせり市に出す場合は、当然、当初は特例があるもんだというふうに考えておりましたが、これは特例がないということを知りました。これはなおさら大変なことだということでございます。

畜産農家、野菜農家もそうです。野菜農家でも、農協に出している方は特例がありますが、それ以外の大規模なスーパーさんとかコープさんとか、そういったところは特例がないわけですから。あと、ここに書いてありますシルバー人材センターですね。対応策について、この畜産農家について対応策というものをどういうふうに考えていらっしゃるかを御答弁願いたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、インボイスには幾つの特例がございます。農協特例、卸売市場特例、媒介者特例がその特例ですが、農家が農協や卸売市場を通じて販売する場合は、農協や卸売市場が農家の代わりにインボイスを発行しますので、農協特例、卸売市場特例により免税業者でも取引には影響はございません。

この2つの特例は、売手と買手が一対一でひも付きかない取引になるため設けら

れていると認識しております。しかしながら、和牛の子牛を販売する場合、売手と買手を一対一でひも付けることが可能なため、特例が適用されません。また、野菜など直売所に販売委託をした場合は、直売所を通して一般消費者や事業者へ販売されますが、仮にJAの直売所であっても、無条件委託方式、共同計算方式ではない上、卸売市場を通していないので農協特例も卸売市場特例も使えません。

しかし、直売所で飲食店等の課税事業者が材料を買う場合、売手の農家が直接個別にインボイスを発行することが困難であるため、農家に代わって直売所がインボイスを発行することができます。これが媒介者特例ですが、この特例は、農家と直売所が共に課税事業者でなければ適用されないため、免税事業者には適用されません。また、シルバー人材センターにつきましても、会員に支払う分配金については、一対一でひも付けることが可能なため、特例が適用されません。

これら、現時点で特例を受けられない場合について、町として特別な対策を講じることが考えておりませんが、インボイス制度の概要の説明や予想される事態につきましてもの説明は可能と考えております。また、今年3月の国会の財務金融委員会の中でも、関係各所からのインボイス関係の意見書については財務省でも把握しており、各意見書もしっかりと受け止めながら、免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備に関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいとの財務省の答弁でもあるようでございます。国会で審議され、議決された政策が、現在も細部について継続的に検討されており、今後、国によりどのような対策が講じられるかは不透明な中で、あらかじめ町が対策を考えることは適切でないと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長が、国の前に町が対策を先にするべきじゃないと、そういう意味合いで、今答弁をされておりました。

シルバー人材センターにですね、私は事務局長にちょっとお会いをいたしましてお話を聞いてきました。シルバー人材センターにもですね特例をつくっていただいて、インボイスを不要にしてほしいというふうな話はされておりました。また、先ほど町長の答弁がありました。シルバー人材センターの中でですね配分金の中に消費税が含まれていますけども、インボイス制度が始まると配分金が消費税の仕入れ税額控除の対象にならないために、センターの消費税の納税額が一気に増えるというふうになるわけですね。

ですから、そうなりますとシルバー人材センターの会員さんは最低賃金を払わなきゃいけないということもあり、やはり、最終的にはシルバー人材センターをお願いして仕事をしてもらう方の負担というふうになるのかなと。今、シルバー人材センターの長は東町長でございますのでね、ちょっとそのあたりをお聞かせをいただ

ければと思いますが。

○町長（東 靖弘君） いろいろと答弁させていただいておりますけれども、ただ今、説明いたしました中で、財務省等においてもかなりのいろんな方々の意見書を把握しているということでございます。法律を定めて、来年の10月1日から実施するという形で国としては進めてきているわけでありますので、シルバー人材センターも法律等に基づいて設置しているところでありますから、これについて云々ということは申し上げることはできませんが、今回のインボイス制度の導入については、畜産農家等をはじめ、多くの方々が不利になるということで意見書を上げられたりということも承知しております。

そういった中で、国自体も、制度をスタートさせながら、また不備な点においては改正していくという、どちらかという、この制度を導入して、制度も軽減税率を導入して様々な対策が講じられてきたわけでありますので、こういった法律を走らせて、その上で改正が必要なものについては今後改正をしていくというふうに進んでいくのではないかなと認識しております。

○3番（稲留光晴君） どうしても国がしないと本町はというふうなお話をされますが、それは町長のおっしゃることはよくわかります。やはり、前もってどういうことを住民の方に、当然負担が増える、始まった当初、負担が増えるというふうに思うんですよね、住民の皆さんのことを考えれば。子牛を販売されている方、今下落をずっとしている。これがまた、何年か前みたいに子牛の価格が上昇して景気がよくなる、それもはっきりしない中で、こういったことを、もう来年からですよ、やろうとしているわけですよ、こういった現状の中で。だから、そこ辺はやはり、本音と言ったらおかしいですが、住民の負担軽減、コロナ禍で、物価高で、国がそれに応じて補助金を全自治体に配って、また町が住民の方に補助金を出すというふうなことでやっていますが、本当にその場限りのことになるんじゃないかと。町長は建前のお話をされましたが、それもよくわかるんですが、やはり、後々、住民の今までやってきていないことの事務処理ですね、そういったことに対して町としても援助策を考えてほしいなと私は思うんですよね。できてからじゃばたばたすると。そうかといって、住民の方がこれを周知を全然されていないんです。もう4年前に始まりましたが、普通の農家の方、10人のうち何人でしょう、何パーセントでしょうね、インボイス制度に関して中身がおわかりになっていらっしゃるどころ。始まってからではちょっと、事前に町がそういうことを広報と指導、指導、援助ですかね、できないのかなというのを私はちょっとお聞かせ願いたいと。本音でというのはちょっとあれですけども、住民負担軽減のためにどういう援助ができるのかということもやはり考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回、諸物価が上がったり、資材、肥料あるいは資料とかいろんなものが上がって、営農していくことや生活していくことが困難とかそういったことが今出てきたわけでありましてけれども。インボイス制度については、多分、また別な問題で、ある程度の段階から制度として制定をされてきております。消費税が10%に上がったときに8%に据え置くという軽減税率が導入されてきておりますので、そういったところからいろんな不具合といたしまししょうか、いろんな調整することがあって、こういった形で進んできているんだというふうに自分自身は理解をしております。

したがいまして、住民の方々に十分説明しているかという、そうではないと思っております。インボイス制度につきましては、また、取引については農協関係が非常に多いわけですので、そういったところもいろいろと説明をしていただくことにはなれないかと思っております。また、十分制度を周知していないということから支援ということでもありますけれども、これまで、先ほど申し上げました国におきましても予備費を取り崩しながらいろんな対策については対応してきているわけがあります。このインボイス制度につきまして、また必要があれば国も考えていくでしょうけれども、今のインボイス制度の進め方の中では5か年間のそういった期間というものも設けられております。その中で法律の改正も出てくるだろうし、住民の皆さん方の意見、不信というものも上がってきたときに改正をされていくと思っておりますので、インボイスを導入することによって畜産農家等が不利になるとかいろんな記事も読んでいるところでもありますけれども、国としてはそういう方向で進めていく、されてから、その後の対応ということになるのではないかなと思えます。

○3番（稲留光晴君） 住民の方が困ってどうしようもないと、そういう声が多くなって、ようやく国が腰を上げて補助金等を出すと。そういっても、基腐等ありましたけれども、今回も出ておりますが。物価高騰、農家に対してそういったこともありますが、本当にそれだけ消費税の分、補填ができるのかというのがちょっとわからない状況も当然あります。ですから、そこ辺では対応策といってもちょっと、本等、考えなきゃいけないと思うんですよね、私たちはね。そういうふうに思います。

それではですね、個々の消費税額は示せないかということについての質問です。今、報告がありました免税事業者931件ですね、現在、消費税が課税されていない事業者は、インボイスが始まりますと課税業者になってインボイスを発行するか、あるいは廃業するか、悩むというふうに思います。そして、最大の関心問題は、インボイスで消費税が課税された場合、毎年消費税を納めなければいけないわけです。一帯、自分は幾らぐらい消費税を納めることになるのかということをやはりお知り

になりたいのではないかと考えます。これまで消費税を課税されていないわけですから、自分の経営の消費税分を計算したこともない。これまでの、つまり今年3月の申告で、本町税務課等もですね行政は売上げも経費も町当局はわかっているわけですから、これまでの申告内容から、このことについて消費税が、自分は今後、これまでの売上げと経費でどのくらいの消費税を払っていくだろうと。こういうことに対して、私は正確でなくてもいいから、そういう問合せがあったときには、本町としても当局としてもですね大まかな数字でいいと思います、本則の場合でこの程度、簡易だったらこのくらいですよと、支払うことになるんじゃないでしょうかというような指導といいますか、援助等は必要だと私は考えておりますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 納めるべき消費税額を算出する場合、本則課税、簡易課税、いずれにしても売上げに係る税率ごとの消費税額の把握や、本則課税の場合は仕入れなどの経費に係る消費税から不課税、非課税分の控除が必要があるなど、個々の取引を確認する必要がありますので、簡易な算出はできかねます。税務課職員は、消費税申告について、現在まで大隅税務署による研修も受けたことはなく、毎年行っております確定申告期間前の研修も、所得税についてのみであり、消費税については税務署に案内するよう指導されている状況であります。

このような状況の中で、現在、免税事業者が課税事業者になるか否かの個々の経営判断に関わるような材料のため、仮に税務課職員が計算をし、計算を誤り、結果、課税事業者を選択した場合でも、一定期間はその取消しを行うことはできません。このようなことから、消費税に関することは概要の説明は可能でございますが、個々の経営判断となるような事項につきましては、誤った情報の提供は事業者に迷惑をおかけすることになることや、場合によっては損害賠償にも発展しかねませんので、税務署の指導どおり、税務署への案内を行っていきたくて考えております。

○3番（稲留光晴君） 今、町長がおっしゃいました、長年、税務課等では所得税の計算、町民税の計算だけだということでございます。

経営の判断といいますか、どのくらいになるのかなど、税務署には当然正確な消費税を計算して申告書を出さなきゃいけないわけですよ。でも、大体どひこばっかいなっどかいと聞かれた場合にです、簡易の場合はみなし率で計算できますよね、あとは本課税は経費に関わりますから。どひこばっかいなっどかいと聞かれたら、こひこばっかいじゃねっどかいと、詳しいことは税務署に出して聞きやんせと、そういうことくらいで私はいいと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） それはできません。経営者の方々も自分の経営なんですね。ですから、どれぐらいの税金を払っていくとか、消費税がどれくらいかかってくるこ

ととか、そういったことは自ら勉強して学ぶという姿勢が必要なんですね。ですから、これぐらいじゃせんかとか、これぐらいじゃせんかと大まかに答えたときに、本当に担当者は苦しめられる結果になるということも考えていかなければなりませんし、消費税のインボイス制度の導入についていろいろ御意見をいただいているんですが、国の方針、国策の中でやってきていて、それを進める過程において不平等なところがあれば改善していくということが国の方針だと思いますので、この件について、これはもう進められていくんだと、法律に基づいて国策でやっていくんだということをお理解いただきたいことと、やはり税務署に確認しても、税務署にすべて相談してください、税務署に行ってくださいという形で職員も説明を受けておりますので、これについて概略幾らだとかそういったことを算出することはまずできませんので、そこについては御理解ください。

○3番（稲留光晴君） 了解をいたしました。町長のおっしゃることは、町として当然かなと、私の質問もちょっと個人的な見解も入りました。

鹿児島市議会です、私は「中止請願に対する各団体の見解」というのをいただきました。インボイス制度が実施されれば、事業者には判断材料を提供しながら不利を被らないように徹底して支援していきたいという回答が、鹿児島市商工会からの見解を示しております。また、インボイス制度は確かに法律上、決まったことですが、10%消費税の導入が二度も延期されたように、法改正の際、事業者の準備状況を踏まえて法制上の措置を講じることも決められています。したがって、コロナ禍のもと、多くの事業者、とりわけ小規模事業者が先行き見通せない中、インボイス制度の実施を中止、延期、凍結することは、いずれも法的には可能であると考えますというふうな文書がありましたので、御紹介をさせていただきました。

それでは、大きな2番目の、国保税の3方式への進捗状況は同課についてお尋ねをいたします。

来年令和5年度から、本町も国保税算定4方式から3方式へ移行となります。資産割をなくして所得割、均等割、平等割での各料率で国保税額は決まっております。現在の試算状況はどうかについてお尋ねをします。昨年の6月で町長のほうにお尋ねをしました。令和3年度国民健康保険税の本課付処理を6月1日に実施いたしまして、現年度調定額2億9,016万5,000円のうち、資産割医療費分税率が29.40%で3,227万8,000円になり、全体調定率の11.5%に当たります。それで、3方式でシミュレーションを昨年させていただきました。資産割8.6%、均等割2万700円、平等割1万9,300円で、現行の税率より年間1万4,000円引上げとなり、1期当たり1,800円の負担増となるというふうに答弁をいただいておりますが、現在でこの状況はどうかを、試算状況をお尋ねい

たしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、保健福祉課で、令和5年度に必要な国民健康保険事業納付金を試算しているところでありますので、税務課では、仮に今年度の課税状況により3方式での試算を行っているところでございます。

昨年の6月議会でも3方式のシミュレーションについて御質問いただいております、そのときに、令和3年度課税ベースで医療費分の資産割額327万8,000円を所得割に合算しますと、現行の7.3%から8.6%まで引き上げなければ、令和3年度の調定額にならないとの答弁をいたしました。

今年度、同じように令和4年度課税ベースで試算をしておりますが、令和4年度の資産割額が2,786万8,000円であり、昨年度に比べて441万円の減額となっております。この要因としては、75歳に到達し後期高齢者医療保険に移行された方の資産割の減や、社会保険の子どもへの資産の相続による減などが考えられますが、いずれにしても、この分は税率を上げないとなりません。これらを考慮すると、現在の試算では所得割を9.6%程度まで引き上げないと今年度の調定額には届かないようです。

このようなことから、3方式でのシミュレーションを所得割9.6%で、均等割2万700円及び平等割1万9,300円は現行のままで行いました。被保険者を65歳未満の二世帯で総所得金額が150万円と仮定し、2割軽減を考慮し、現行と比較しますと、もともと資産割がある世帯では年税額で2,500円程度の減額、1期当たり300円程度の減額となるようでございます。

逆に、もともと資産割がない世帯では、年税額で2万4,600円程度の増額、1期当たり3,000円程度の増額になるようでございます。

繰り返しになりますが、あくまでも試算でございます。今後、令和5年度に必要な全体の納付金が算出され、必要な税額が算出され次第、改めて試算して、11月頃に開催される予定の国保運営協議会で検討していただくことになると思います。したがって、おおむね12月から1月の頃にはお示しできるものと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。資産を持っていらっしゃる場合、持っていらっしゃらない場合での差ということで了解いたしました。

12月か1月にはっきりするということで、再度、一般質問等は12月にまた、させていただこうかなと考えておりますけれども、国保運営委員会等がございましたりしてですね、また資料等もいただきたいというふうに考えております。

それでは、3番目の、コロナ感染での在宅療養中の支援措置はあるかについてです。

今現在、鹿児島県の新規感染者数は出ておりますが、各自治体の感染者数は大隅地区とかそういった地域でですね、本町が何人いらっしゃったかというのはわかりません。今までの在宅療養中の支援措置について、感染者数ですね何パーセントぐらい支援措置をされたのか。あと、この中身の支援の内容についてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、感染者が自宅療養する場合につきましては、保健所の疫学調査の中で親戚・近隣に支援者がいなく、申出があった方のみ、県の事業で1週間分の食料品などセットを配達しております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 何パーセント、在宅療養中、感染者の中で何人在宅療養をされて、支援措置を受けられたかわかりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 詳細は課長のほうに答弁をしていただきますが、大崎町内で感染した状況であって食料等の支援につきましては、すべて保健所のほうから連絡をされていて、自治体の我々には全くそういった通知もないというところでありますので、恐らく私たちとしては把握していないという状況です。担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

今、町長が言われたように、本町の感染者数はわかるんですけど、誰がという個人情報には全く把握しておりません。先般、県に支援物資の支援状況を確認したところ、8月22日以降と把握ができるようですので、今年の8月22日以降9月12日までの間、47件の支援物資等の支援をしております。

感染者数になりますと、分母になる分ですけれども、確か全数把握が9月20日をもって終了しまして、その後、市町村ごとの感染者数がわかりませんので、9月20日現在では、本町1,997名の感染者が出ております。これを47割る1,997をしますと0.23%程度になります。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、4番目の、飼料高騰支援策の本町説明会の内容を示せというふうに質問しております。農家数、申請件数、補助金額算定基準等と書いてありますが、農林振興課のほうで28日からですか、29日からですか説明会の予定ですけども、県の資料をいただいておりますか。説明会の内容というとおかしいですが、

御答弁を願えないでしょうか。

○農林振興課長（上野明仁君） 先週16日に県のほうから説明会がありましたので、担当のほうで説明を受けております。その内容についてちょっと説明したいと思います。

まずもって、肥料価格高騰対策事業につきましては、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の方々の肥料費を支援するものとなっております。支援の対象となる肥料につきましては、令和4年6月から令和5年5月に注文購入した肥料、つまり今年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料が対象となります。

支援の内容につきましては、化学肥料低減の取組を2つ以上行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を国が支援金として交付するものであります。

本町の説明会につきましては、今週の29・30日の二日間を、大崎町中央公民館で、10月3日に野方農村環境センターにおいて開催する計画でございます。

対象となる農家数については、現在のところ正確な数字は把握できておりませんが、2020農林業センサスの農産物の販売になった経営体の数で申し上げますと、572経営体ということになっております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 対象になるのは、令和4年度から来年の5月までという期間の肥料の金額ということなんですか。経営の経費削減を2割した人に対して、高騰分の7割を補助するとなっているんですが。前より肥料なんかも3割以上値上がりをしていると思うんですよ、肥料高騰ですからね。それで、経費削減という、金額的には経費削減をされているようになっているんですかね、金額は上がっているわけですから。ちょっとそこをお尋ねしたいんです。経費を削減せよということは、結局、肥料を使わずに済んだよと、買う金額が安くなったということなんでしょうけど。

○農林振興課長（上野明仁君） 先ほども申し上げましたけども、化学肥料の2割低減に向けて取組メニューを2つ以上行えば支援の対象になるということでございます。

取り組むべきメニューが15ぐらい、県のほうから示されておりますが、その中から、例えば土壌診断による堆肥の設定だったりとか、堆肥を利用するとかという取組を行っている者について支援がされるということになっております。

詳しくは、また29・30日のほうで説明会を行いますので、そこでまたわからない点があったりしたらお聞きしていただければと思いますのでよろしく願います。

○3番（稲留光晴君） 先ほど答弁がありましたとおり、説明会が終わられて、その後、皆さん申請に来られて金額がはっきりするでしょうから、また、そのときは是非、資料等をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後の5番目の町長に対して質問ですが、本来は一般質問は先週21日であれば、明日の国葬の話とかというのを聞けたんでしょうから、参加要請については、明日、明後日まで議会がございまして、当然、それを空けて国葬というわけではございませんが、この国葬の日にちが決まった時点で町長への要請というものはございましたでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 通知はございません。

○3番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

小野議員から、体調が悪いので午後の部の欠席届が出されましたので許可しました。

ただいま、保健福祉課長から、午前中の会議における発言について訂正したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

保健福祉課長からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 午前中の稲留議員の質問に対して、私の答弁内容に訂正がございましたので申し上げます。

本町における支援物資の支給率についての答えで0.23%と答えておりますが、正しくは2.3%でございます。訂正しておわびいたします。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） 次に、4番、諸木悦朗君の質問を許可いたします。

○4番（諸木悦朗君） 私は大崎町の基幹産業である農業の持続可能性についてを質問したいと思っております。

大崎町の農地の現状と傾向について、大崎町の基幹産業である農業については、

中南部から北部にかけての台地に広がる畑地を活用した露地野菜を中心とした畑作や、中南部に広がる水田地域を活用した稲作、さらには、畑地、水田の両方を活用した飼料作物を活用した、肉用牛を中心とした畜産産業が盛んであり、全国でも有数の食料生産地となっています。私自身も農業を営む中で、水利組合をはじめとする様々な農家の方々が参加する会合に出席し、農家の方々と交えて、大崎町の農業の現状や今後に向けた課題について話をさせていただいております。

今回の一般質問には、農家の方々が抱えている将来不安の解消や、今後の町農業施設の方向づけに関して、改めて町長との間で本町の農業の現状と課題を共有させていただくとともに、本町の農業が持続可能であるために必要な施策に関する町長の考えをお聞きしたいと思っております。

まず、本町の農業の現状について、本町の農地の面積と近年の傾向についてお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大崎町の農地の現状につきましては、田が約922ヘクタール、畑地が約3,081ヘクタールとなっております。

近年の傾向といたしましては、10年前の平成23年度と比較しますと、田が約87ヘクタールの減少、畑地が約260ヘクタール減少しており、田、畑地ともに減少傾向にあります。

また、農地全体の面積といたしましては約356ヘクタール減少しておりますが、この間の耕作放棄地につきましては約62ヘクタールの増加となっております。

以上でございます。

○4番（諸木悦朗君） ただいま、農地の面積と近年の傾向について、農地面積は年々減少傾向にある、一方で耕作放棄地は増加傾向にあるとのことですが、私としては、その要因に農家の高齢化と後継者不足によるものが大きいと考えております。

それを踏まえてですね2つ目の質問として、本町農家の現状と、町長はその要因をどのように捉えておられるか、見解をお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の農業の現状として、農地面積が減少し、耕作放棄地が増加しているという要因については、田、畑地それぞれに様々な理由があるかと思っております。共通の要因といたしましては、御質問の中にもございましたとおり、農家の高齢化と後継者不足も大きな要因であり、加えて、農地自体が現代の大型機械を用いた農業に適しているか否かということも要因になるかと思っております。

水田につきましては、圃場整備率が低く、作業しづらい条件不利な圃場が耕作放棄地につながりやすいといった農地自体の要因に加え、米の価格の動向や転作制度

に影響を受けやすく、長期的な経営計画を立てにくいということも要因ではないかと考えております。

畑地につきましても、水田と同様に、条件不利地において耕作者が見つからないために耕作放棄地につながりやすい要因が1つ、また、昨今の気象条件による生産数量の減及び価格下落によるものなどが要因であると考えております。

以上でございます。

○4番（諸木悦朗君） ただいま町長から、水田について圃場整備率が低く、作業しづらい条件不利な圃場が耕作放棄地につながりやすいといった答弁、並びに、農地自体が大型機械を用いた農業に適しているか否かということも要因になるとお答えいただきました。

今、大崎町の農業、先ほども同僚議員が質問をされているんですが、多々ダブるところもあるとは思いますが、嫌がらずお答えいただけたらと思っております。今、現在、田んぼの価格もそうなんですが、価格の下落によるものが一番の原因だと自分としては考えているんですが、7月下旬から8月、稲取りが始まりますが、農家さんから聞いた話では、コシヒカリは一応6,000円、1俵が。その次はナツホノカ、イクヒカリ、もう5,500円を切っているという意見を聞いたり、農家からそういう情報もいただいております。それについて、町長、どう考えますか。

○町長（東 靖弘君） 米の価格についてどう考えるかという御質問でございます。

早期水稻の取り入れが始まって、JAとしては概算金を決定いたしますが、あくまでも供給と需要のバランスを考えて概算払い金額が決定するというのを思っておりますとともに、同時に、本件において、あるいは我が国において在庫米がどれくらいあるかということが基準になっていると理解をしております。ただ、最近読んだ新聞の中で、鹿児島県の早期地帯においての概算金は低くなっているという状況でありました。その要因としても、在庫米が起因しているというようなことでありました。

できるだけ米作農家が適正な価格を得て、経営が維持できるということが一番あります。価格等については、昨今のそういった需要の状況がやはり尾を引いてきているという理解をしております。本町におきましても、30キロ当たりの概算金払いが幾らで、対前年度より1等米で1,000円、2等米で500円下げとかということが示されておりますので、ここはJAのほうで考えていくことでありますので、ただ、本当に良質な1等米をたくさん生産できるということが一番良好なことではないかなと思います。

○4番（諸木悦朗君） ただいま、町長も価格のことをおっしゃっていましたが、過去、関西におったときですね米関係の仕事もやっていたときに、日本の不況指数は北海

道が不況になったらいっぺんに不況になるということを米関係の方から聞いておりました。今現在、北海道の米が、温度が上がって北海道のやつも大分取れているんですが、北海道の米は日本政府は外国に、東南アジアとかそういうところへ輸出するというかボランティアで米なんかを出しているのが今の日本政府です。

町長も要因に対する見解のところでおっしゃいましたけど、今後ですね本町の農業を維持していくためにどのような施策が必要なのか、どう考えておられるかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 北海道の米というお話がありました。今、北海道は米の産地になっておりまして、日本のブランド米に指定がされているという状況であります。常に良質な米づくりに尽力されてきたということが言えるのかなと思いますが、鹿児島から北海道まで米が作れるような状況になっております。輸出のことについてはわかりませんでした。作付状況では我が国ではそういったことがなされているということをおし添えておきたいと思っております。

農地の維持に向けた町施策の方向性についてという御質問でございます。基幹産業である農業、そして農地の維持に向けてどのような対策が必要かとの御質問ですが、対策の1つには、農地中間管理事業による農地の集約化が挙げられると考えております。就業人口が減少し続ける中で一人一人の担い手が効率よく作業し、労働生産性を向上させることは、農地の維持だけに留まらず、農家所得の向上につながることから、今後も引き続き、農地の集約化を推進してまいりたいと考えております。

さらに、特に水田における作付体系として、主食用米以外の作物、特に転作制度の影響を受けにくい作付体系の確立に向けた方向性を示すことが必要であると考えております。

本町の水田においては、主食用米に代わる作物として飼料作物、WCS用稲の作付けが盛んですが、政府においても、緑の食料システム戦略において国産飼料の自給率向上を掲げております。このことを踏まえ、水田作付けに関する協議の場である農業再生協議会の活動を通じ、方向性を示していきたいと考えております。

畑につきましても、水田と同様な部分がありますが、まずは農業就農者を増やすために、新規就農者を増やすための対策や農地中間管理権を活用した農地の集約・集積を図り、効率のよい農業条件を整えることで既存の農業者の規模拡大を図っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○4番（諸木悦朗君） ただいま、水田のことについてお伺いをしているところでありますが、先ほど同僚議員も農地の中間管理事業による集約化について質問していた

んですが、今現在、益丸水利組合に独立しております、その換地委員として行動している状態なんですが、まだ、今、やり出して1年ちょっとですか、それでも役員が十五、六名いてるんですが、一向に進まないというか、どうしても印鑑漏れとか等々出てきまして、この前も何件か印鑑をもらってくれということで話があったんですが。その顔ぶれを見るとですね自分が一番最年少、昨日でちょうど65歳になりましたけど、あとは75から70前後、その役員で今やっている状態なんですが。ちょうどその場で自分がぱっと口を滑らせたんですけど、「あと10年して、この構造改善終わるかもしれんけど、そのときは半分もおらんよな」と、先輩方に対してですね、それを自分が言ってしまったもんだからみんな怪訝な顔をされておったんですが。

どこの水利組合、土地改良区、一緒の状況になったと思います。自分らも新田水利組合で組合長をやらせてもらっていますけど、担い手農家の若手、60から50代、3名、4名いてるぐらいですね。あとは、ただ単に自分のところの田んぼだから仕方なしに出てきていると、区役という作業があるんですけど、これもうちの会計ともしゃべってるんですけど、役員をもうちょっと若返らせるために何とか手を打たんと。隣の土地改良区からそういう人間を入れんことには、この土地を守る人間がいなだらうなというのを多々話している状態です。今、大崎町の水田関係も航空防除の会もありますし、稲の会もありますけど、自分らより若い人間を一人、二人見るぐらいで役員やっている方ですね、もうそういう状態に、切羽詰まった大崎町の農業って来ているのかなと思うんです。

1つはやっぱり、七十四、五ぐらいの人が農業したいんだけどトラクターが高い。今から1,000万円とかそういうトラクター、中古でいいと農業機械屋に行っても、そう素晴らしい状態のトラクターはない、やっぱり200万、300万。クーラー付とかいうトラクターは最低が五、六百万の値段のやつが大概ですね、中古であっても。

それを踏まえてですね、これから農地と担い手について、3番目の育成について、町長に質問しますが、面積が狭いなどの条件が畑地以外は活用が見込まれるものと思っているんですが、しかしながら、水田については日本全体の人口減少、食生活の多様化により米の消費量が減少する傾向にあります。自分らが中学、高校、大学という時代には、まずは米で満腹にした時代でした。今の子どもは好き嫌いも親に言って、これは食べたくない、これは食べたくない、昔はおかずのことなんか、副食のことなんか言える時代じゃなかったんです。今の女性なんかでもスタイルを気にするのか、米食ではスタイルが悪くなる、1日1食は米食を減らすというのが日本全国、そういう風習が今現在あるみたいなんです。環境は今から厳しい状況のある

と思うんです。そのような中で、町長が水田を今後も維持し、さらに水田を経営する担い手をどのように確保していこうとしているのか、お考えなのかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

水田の担い手確保については、先ほどの答弁でもありましたとおり、米の価格や転作制度の方向性により、なかなか長期的な見通しが立たない中、短期的な解決は難しいと感じております。

しかしながら、それらに左右されない作付体系や収支見通しが立つような方向性を示し、加えて農地の集約化と圃場整備を推進し、労働生産性を向上させることが、ひいては新たな担い手の確保につながると考えておりますことから、国の転作制度も見据えながら新たな作付体系を示すなど、水田農業の将来性を感じられるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（諸木悦朗君） ただいま、水田維持について考えをお伺いしたところですが、稲作農業の現状として経営は厳しく、長期的な経営の見通しが立てづらい状況にあり、農業機械の更新などに踏み切れない状況にあります。

町長は、令和4年の施政方針の中で、持続可能な営農形態を確立するため、核となる農業公社設立に向けて関係機関と連携を図りながら準備を進めていくと述べられておりますが、本町の持続可能な農業経営に向け、農業公社が果たす役割としてどのような役割を担うと考えているのかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

私は、令和4年の施政方針において、持続可能な営農形態の核となる農業公社の設立に向けて準備することを表明し、現在、担当課を事務局として関係機関の方々との協議を重ねながら設立に向けた準備を進めております。

この公社が、持続可能な農業経営に向けてどのような役割を果たすかということについてですが、水田農業については、これまで機械センターが担ってきた農作業受託事業について、改めて現在、そして将来の作付形態に沿った受託作業の追加や見直しを行うとともに、必要な農業機械の導入、オペレーターの確保により農家の機械導入の際の資金面での負担軽減を図るとともに、委託による農作業負担の軽減、さらに新たな作付体系の確立による販路の確保などにより、所得の向上と新たな担い手の確保を実現し、持続可能性を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（諸木悦朗君） ただいま、公社の持続可能な農業経営について、町長の考えをお聞きいたしました。

長々と言っても答えが、今から進んでいく事業形態ですので、常々自分らはマイナス思考だと言われているんですが、それについて長々とマイナス思考の考えを述べさせてもらっても前進はしませんので、その方向に向かって、自分らとか同僚議員もまだいらっしゃいますけど、農業公社設立に向けて役員も選ばれているみたいですので、そっちのほうはそれで仕事をしていきたいと思っておりますから、またよろしくをお願いします。

次に、2番目の準用河川ですね。通称天神川、天神川といっても長さが短い準用河川なんですけど、大丸グラウンドと楠田水産の間を通っている川というか小川があるんですが、ちょうど10何年前ですか、自分らが水利組合の役員をやっているときに、準用河川としての整備事業よりも排水対策事業のほうが仕事が早くはかどるということで部分、部分で工事をやってきた経緯があるんですが、今ちょうど新平酒造のところから448を超えて山村排水路と合流して、そこまで工事が進んでいる状態です。それから、工法は河口口まで農地が400何十メートルです、橋から向こうは、まだ、その準用河川としての名称で河川が残っているんですが、この前の台風だけに及ばず、波浪注意報が出た場合のうちの浜の河川というのは、水量が菱田川みたいに多くありません。田原川、持留川も水量の勢いはないので、三本松の交差点から見た場合、海のほうが高く見えるんです。持留川のほうも、去年、くにの松原のほうへ河口口が左のほうへ、どうしても波で砂が集まって左へ、左へ、帰ってきた頃は右へ、右への河川でした。今は天神川のほうは大和水産のほうへ、右側のほうへ行くんですけど、養鰻業者がいているかげんで右側はこんこんと排水対策でそっちへ流れているんですが、どうして田んぼがない時期、水量がないですから河口口が埋まる可能性が大なんです。この前、台風の後、見に行ったら、やっぱり橋の欄干から30センチ下まで水が溜まっていた。今から3年前、排水対策事業で、その橋より400メートルぐらい上のところまでは工事が終わっているんですが、そこから土側溝で河口口まで行っている状態なんですけど、ここ3年ぐらい何の手も打っていないし、今後どうなるのかなというあれで、自分が今度質問させてもらうようになったんですが、今後、天神川の改修工事について、排水路対策事業として事業をやっていくのか、それともどうなのか、今後の見通しをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、事業経過につきましては、土側溝であった天神川の路肩崩壊が進み耕作に支障を来していたことから、平成25年度に地元土地改良区及び水利組合からの河川改修の要望があり、安心・安全な耕作条件の確保と農地集積を図るため整備計画をしたものであります。

進捗状況としましては、平成27年度に国道448号から下流へ642メートルの測量設計業務を実施し、令和3年度末までに計画路線の工事はすべて完了しております。

今後の見通しについてでございますが、整備済区間から天神川橋までの未整備区間約480メートルに隣接する農地につきましては、平成25年度から砂利採取の計画認可申請がなされ、現在においても砂利採取が行われている状況であります。このような中、土地改良事業等による整備を行うには、現況として農地でなければならぬため、今後の状況を確認しながら関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（諸木悦朗君） 今、橋より上のほうの状態の説明と今後の見通しについて説明いただきました。

じゃあですよ、橋から下流が砂で止まっている状態なんですけど、今後、そっこのほうは今まで同様、建設課に依頼しても大丈夫なんですか。

○町長（東 靖弘君） 堆積している砂の河口での撤去は従来どおり行います。

○4番（諸木悦朗君） はい、わかりました。

昔ですね、くにの松原海岸線、町長と昔しゃべったことがあったと思うんですけど、離岸流とともに砂がなくなる、岸から100メートルないし50メートルのところ波消しブロックの島をつくって波が直接来ないようにしたほうがいいんじゃないですかと町長に相談したことがあります。町長も、それがいいと思っているんですけど、県に問い合わせたら県が駄目だという状況で今のままになっているんですけど、町長、波消しブロックとか古江の浜田の海水浴場みたいに、ああいうのは建てられないのか県に問い合わせてもらえないですか。

○町長（東 靖弘君） 海岸地帯は台風のときに非常に砂が飛び散って、ハイグチの農地や人家、また住んでおられる方々が大変影響を受けられるというところでありまして松の植樹がなされてきているという状況であります。

これまで、海のところに消波ブロックを置いて、あるいは人口リーフを置いてということは何回か森山先生等に相談をしたことがありました。実際、菱田海岸において押切海岸のほうが人工リーフが設置されていて、非常に砂の消失が少なくなっているという実態もありましたので、菱田から横瀬までのそこにおいて人工リーフもしくは消波ブロックを置いてということとそういう相談も実際行ってきておりますが、現実には、なかなか事業費がかかること、そしてまた漁業者の皆さん方との協議も必要なのかなと思っておりますが、なかなか、そこについては実現が難しいと捉えてきております。災害があつて、そして、その1箇所だけポイントとして

そういった形で整備していくということが、今、菱田海岸では防潮堤あるいは消波ブロックを置いてやられておりますので、ああいう形で、災害が発生したらそういった方向で整備をしていくのが適切だと思いますけど、今の状態で消波ブロックを置いてということでは、多分、県や国との協議では難しいだろうなど、今の質問をもって答弁させていただいたところでございます。

○4番（諸木悦朗君） 消波ブロック、今出しているんですが、この前の台風で、過去、海岸線にジャカコンをつくって河川が右のほうへ、はまがきができておったほうに行かないようにしておったジャカコン、波消しブロックですね、今まで砂に埋もれておったやつが、この前の台風ですべて姿を現しています。海岸線に行って見てください、きれいに出てきています。その代わりですね、波浪注意報もあれだけの大きさで出ていましたから、あの竹林を超えて、海岸線の道路があるんですが、軽石の数がすごいです。もうちょっとで田んぼに落ちるような状態になっていますから、今後また、そっちのほうを、建設課でもいいです、耕地課でもいいです、執行部のほうでまた検討をされて見ていただいたらという御意見をさせてもらって、自分の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩します。再開は1時50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時42分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 児童・生徒の学校教育環境について。児童・生徒の安全・安心教育環境の整備については、これまでも町長、教育長とも鋭意努力されてきていることと思います。これまで児童・生徒の遊具施設や学校トイレなど水洗化工事について、近年、各家庭における生活環境の改善に伴い洋式化が進んだことと、誠に喜ばしいことであります。

この学校教育環境の整備という面では、教職員の過剰勤務に伴い、地域社会のボランティア活動などした取組など優良事例は紹介されたりしていますが、これについて、今回、通告に示すように中学校部活動に係る地域移行の取組及び学校現場における冷水機設置をメインテーマにして進めてまいります。

そこで、本題に入る前に、児童・生徒の学校教育環境という視点で町長、教育長の認識をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

学校教育環境については、学習環境、施設環境、家庭環境、地域環境など学校教育を取り巻く環境は様々であります。私のほうからは、施設、ハード的な点から学校教育環境についての答弁とさせていただきます。

まず、児童・生徒の快適な環境政策として、学校施設におきましては安心・安全な学校生活を送れるよう対策に努めているところでございます。例えば、各学校において老朽化が進んでいる校舎の大規模改造や屋内運動場等の改修などを進めるとともに、教室等の空調設備の設置やトイレの洋式化、バリアフリー環境の整備、遊具・学校グラウンドの整備のほか、安全な登下校のための通学路の整備や防犯カメラの設置、中学校へ遠方からの通学に要するスクールバスの配置といったことなど整備を行ってまいりました。

今後も、児童・生徒の学校生活に必要な対策を、教育委員会や学校、保護者、地域と連携しながら、児童・生徒の充実した学校生活が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） それでは、私からは、学校における学習環境についてお答えいたします。

今日の学習環境の向上の大きな取組といたしましては、学習効果を高めるため、国のGIGAスクール構想であるICT環境の充実が図られたところであります。それに伴いまして、児童・生徒、教職員にそれぞれ1台ずつタブレット端末が貸与されまして、ICTの有効活用がなされております。また、コロナ禍における健康管理や室内での感染対策を図るとともに、教材備品の計画的な整備や効果的な活用促進に努めているところでございます。

そのほか、学校教育の中では、資源ごみを活用したリサイクルのまち大崎の取組を学校生活で実践することや、環境教育を通しましてごみの分別に対する子どもたちの環境意識の向上や、SDGsの意義や目的といったものに早くから関わることで地球環境への問題意識が芽生えていくと考えております。また、コミュニティスクールや地域学校協働活動の取組を通しまして、地域とともにある学校環境づくりを図っております。

中学校におきましては、学力アップセミナーや地域の人材を活用したキャリア教育の機会など、教育環境の充実が図られているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 次に、教職員の勤務事実について。ただいま、学校教育環境について、町長並びに教育長からお示しいただいたところであります。教育長は、こ

れまで各学校の勤務や教育行政の現場で豊富な経験をお持ちでありますので、特に教育現場において、地方においては少子高齢化の傾向もあるものの、学校の先生方の過剰勤務という面でどのような認識をお持ちかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 学校の教師の勤務状況の中で、子どもたちのためであればどんな長時間勤務もよしとする働き方、いわゆる過重勤務をしながら、教師がもし疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならないと認識しております。

本町の教師の勤務実態といたしましては、教育委員会で今年6月に、県費職員に対する調査を行ったところ、大崎町立学校管理規則第61条の2項に定めている、いわゆる残業時間の上限である月45時間を超えている教員の割合は約3割でございます。

対策といたしましては、出退勤の時間の把握をはじめ、各学校へ業務分担の適正化や会議等の工夫などの指導を行っております。また、いわゆる残業時間のみで判断せずに、月45時間以上であっても必要に応じて職員の健康及び福祉の確保の観点から、個別にフォローできる体制づくりを行うよう指導しております。

働き方改革の目的は子どもと向き合う時間の確保でありまして、先生方の働きがいの醸成であると考えております。先生方の生き生きした姿が、子どもに何よりの重要な教材であると認識しております。こういった環境を整えられるよう、今後も努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 次に、2番目に入りたいと思います。中学校部活動に係る地域移行の取組について、国においては公立中学校の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行で、文科省の関係であるスポーツ庁、文化庁は、関係者の連絡調整などを行うコーディネーターを自治体に配置して体制を決めたという記事を、今年8月22日の南日本新聞で見ました。中身については一部触れますと、指導者確保のために人材バンク施設の後押しや経済的に困窮する家庭の生徒への財政的な支援も実施するというので、国においては2023年度概算要求に80億円を盛り込む方針であるということでもあります。

そこで、この事業に対する内容の説明を併せて、教育長としての具体的な取組に対する基本的な認識をお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

まずもって、部活動は生徒がやりたいスポーツや文化活動ができるというよさがあります。これまでどおり、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保いたしまして、自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養し、自主性を育成することが大切だと考えております。

学校における部活動を取り巻く主な環境の変化といたしましては、少子化に伴う部員数の減少や教師の業務負担を軽減するための働き方改革を踏まえて部活動改革の推進があります。そのため、国におきましては、運動部活動の地域移行に関する検討会議及び文化部活動の地域移行に関する検討会議が設置されまして、その会議において、それぞれ本年6月6日と8月9日に最終的な提言が出されまして、主に公立中学校を対象として、運動部活動及び文化部活動を地域へ移行する方向性が打ち出されました。

その提言の具体的な内容は、まず、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本といたしまして、令和5年度の開始から令和7年度末をめどに実施するという内容になっております。

しかしながら、部活動の地域移行を進めるにあたりましては、地域における新たなスポーツ環境や文化芸術環境の在り方とその構築を進めるための課題が山積しております。例えば、議員もおっしゃいましたが、地域における指導者の確保でありますとか、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体の整備、あるいは大会の在り方、会費や保険の在り方、保護者の金銭的な負担、あるいは学習指導要領や高校入試など関連する制度の在り方など、様々な課題を解決していく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 次に、関連です。推進体制づくりのスケジュールについて。学校単位での部活動が困難になる中、国有識者会合による自治体地域移行への取組については、23年から25年の3か年間で改革集中期間として、公立中学校における休日の部活動を地域移行にする改革が提言されているわけですが、実際の移行業務となる所管する教育委員会管理課での業務は複雑多忙するのではないかと心配しておりますが、これらの体制づくりやスケジュールについて、現段階でどのように見通しをお持ちかお示しくください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

今後の推進の体制づくりやスケジュールについてでございますが、先般、夏休み中の8月29日に、大崎中学校と教育委員会で部活動の現状と課題等を確認いたしました。今後、10月中に地域移行への課題等を確認する予定でございます。

教育委員会では、国・県、近隣市町の動向や県内のモデルである薩摩川内市や与論町の取組を参考にしながら、来年度、中学校や教育委員会をはじめ、スポーツ・文化団体等の関係機関団体等の代表者からなる検討委員会を立ち上げまして、大崎町ならではの部活動の地域移行を進めてまいりたいと考えております。

なお、業務に当たりましては、管理課のみならず、社会教育課も合わせ、教育委

員会一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） また関連で、体制づくりや指導者の確保対策に取り組んでいるかについて。地域移行を円滑に進めるために、県及び市町村においては、協議会や施設の総括コーディネーターの配置、部活の受け皿となる総合型地域スポーツクラブや民間事業者等と学校をつなぐコーディネーターを地域ごとに置き、連絡や調整を担ってもらうことを想定しているようです。

これらに対する体制づくりや指導者の確保の対策の現状についてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

体制づくりにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、来年度、検討委員会を立ち上げまして、指導者の確保対策等も含めて、先ほど申し上げました課題等が山積しておりますので、今後協議してまいりたいと考えております。

なお、総括コーディネーターの配置など、具体的なスケジュールにつきましては、現段階では国や県から示されておられませんので、わかり次第検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） それでは、教育長に要望しておきたいと思えます。

部活動の地域移動をめぐっては、今後、具体的な推進計画を策定し、様々な課題を検証しつつ、将来的には平時の活動も学校から切り離す検討を進めることとされております。将来、我が国を担う児童・生徒の健全育成に当たっては、教える教職員の過重な負担がかからないようにすることは大事であります。是非、教育環境改善の取組が本町において十分効果を発揮できますよう、町長及び教育長におかれましても全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、問題の3番目でございます。学校現場の冷水機の設置はできないか。さて、私は、平成30年第4回定例会の一般質問において、今回の冷水機設置について取り上げたことがあります。その時点では、学校における空調機器の設置状況を踏まえて、当分見合わせたいとの回答でございました。それから、オリンピックと一緒に4年が経過しようとしています。

今日、児童をめぐる環境は大きく変わってきたと私は思います。第一に、新型コロナウイルスの発生と想像を超える国内外での感染状況であります。ウイルスとの戦いはまだまだ収束を迎えないことから、全く予断を許さない環境づくりが続くと思われま

す。

一方、通学児童を見ると、毎日持参しなければならない水筒、教育制度の改革により学用品として支給されたタブレットの持ち運びの負担は、かなりなものと思

けられます。担当課に聞いたところ、ケース付タブレットの重さは約1.1キロで、これに体操着やポットなどの重量を加えると2キロを超える重さになります。特に新入学生児童をはじめ、低学年の児童にとっては大きな負担になることはいうまでもありません。また、通学路になっている道路についても、歩道の整備が十分でできなかったりする状況も見受けられます。社会高齢化が進んでいる今日、高齢者だけでなく体調の優れない運転者による不注意事故など全国でも度々報告されている中、これらに遭遇した児童がとっさに身をかかわす対応など、大変難しくなっておりま

す。

このようなことから、できるだけ身軽ないで立ちで学習環境の整備は大事なことと思いますが、教育長としてどのような考えかをお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

冷水機の設置につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、以前も議員から質問をいただいた経緯がございます。設置におきましては、保健衛生的な管理や設置に係る費用、機器の定期的な維持管理を踏まえまして、空調設備設置で環境改善が図られた今後の状況を見極めまして考えていくといった答弁がされております。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして生活環境や生活様式が一変したことで、新型コロナウイルスへの感染対策である三密回避、換気、手指消毒、マスク着用等が実施されてきている状況でございます。

学校生活におきましては、こうした環境対策に向けた取組の1つとして、1年を通して児童・生徒は家庭から水筒を持参し、感染予防と熱中症予防に努めているところでございます。

御質問の、冷水機の設置につきましては、冷たい水の補給や水筒への補給ができるなどといったメリットもありますが、接触感染とか、あるいは飛沫感染、口腔内感染、また設置台数によっては密接・密集も考えられることから、今後も室内の空調管理による対策と並行いたしまして、感染対策に適した水筒持参による水分補給を続けてまいりたいと考えております。

しかしながら、地球温暖化による気温の上昇あるいは熱中症の多発なども懸念されることから、今後も、環境状況など見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 関連で、またお願いします。

今、冷水機設置の時期ではないか。つい最近、マスコミ報道でありましたが、保育園の送迎用マイクロバスの中に置き去りにされた園児の痛ましい死亡事故が発生しております。近年、地球温暖化の影響は誠に大きいものがあります。保護者から

お預かりした児童を安全で安心できる教育環境下で見守っていくことは、教育行政のみならず設置者として地方自治体の責任も大きいものがあります。

このようなことから、近隣自治体を見てみると、曾於市においては平成30年8月開催された子ども議会の中で取り上げられた意見をもとに、同年度中に冷水機の設置を完了しております。住むまちは違えども、子ども目線で見えた場合は、我が町の子どもたちも同様の思いを持っていると思います。

昨今、温暖化の中にあって運動量も多く、発達段階の子どもたちにとって必要な水分補給のための冷水機設置は、是非必要だと思いますが、この点について町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 学校現場における冷水機の設置ということではありますが、学校現場における状況は先ほど教育長のほうから答弁されたとおりであります。

地球環境の変化による温暖化、新型コロナウイルス感染症の拡大が学校生活までも大きく変えたことは間違いないことでもあります。そういうことから、子どもたちのより良い学校生活を守っていくということは特に必要なことだと考えております。

教育長も申しましたように、環境状況などを見極めながら学校とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

○7番（吉原信雄君） また要望でございます。ただいま前向きな形で答弁いただいたところであります。なお、設置場所については学校側と十分協議をしていただいたと思いますが、必要に応じて図書館、体育館等の利用形態について検討を行い設置されますよう要望していきます。

次に、4番目。新たな教育標語の設置について。大崎町教育委員会の教育長として10年の任期を終えて、この3月に藤井教育長が退任され、新しく穂園教育長が就任されたところであります。前教育長は、大崎町教育行政の基本理念として「おおらか、さわやか、きわやかな大崎町の教育」を掲げ、各種教育行政に務められ、大きな成果を上げられたことは周知のとおりであります。各学校においても、これを基本理念として学校長の指導と様々な特色のある教育の実践に努められてこられたと思います。

さて、ここで提案ですが、後任の教育長として、穂園教育長も教育畑で学校や教育機関での長年の勤務経験をお持ちのことと思いますが、教育の基本は「知育」「徳育」「体育」であります。体育関係の指導者の一部には、まず体からという順番を入れ替えて指導に当たる方もいらっしゃいます。本町においては、前教育長の在任期間、さきの基本理念によって教育行政が進められたことと思います。

さて、教育長においては、就任以来6か月を向けて、新しい教育行政の推進とし

て、その理念を取りまとめて、早ければ令和5年4月1日からの新年度で示していく必要があると思いますが、教育長としてどのように認識されておられるかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

現在使用しております「おおらか、さわやか、さわやかな大崎の教育」につきましては、議員も申し上げられましたが「知育」「徳育」「体育」の観点から、令和2年度から令和6年度までの大崎町教育大綱及び第3次大崎町教育振興基本計画の基本目標であります「人間性豊かでたくましく生きる、かがやく人づくり」の中で、合い言葉として位置づけられております。

したがって、令和6年度まではこの合い言葉は継続してまいりたいと考えております。その後、令和7年度からの教育大綱及び第4次大崎町教育振興基本計画の策定に当たりましては、令和6年度中に、総合教育会議や教育委員会定例会等での協議を経て、新たな教育標語である合い言葉も含めまして、新しい基本目標及び今後5年間で取り組む施策などを検討してまいりたいと考えております。

なお、議員のおっしゃる、新しい大崎町教育行政の推進指針としましてその理念を取りまとめて新年度で示していくことは大変意義があるかと考えておりますので、新年度の大崎の教育グランドデザインの中にそのことを示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 要望といたしまして、早急な検討を行っていただきたいと思っております。教育の基本は、先ほども申し上げましたように、知・徳・体であります。町の教育行政の基本理念を新たに制定することは非常に大事なことであります。前の理念を刷新することは、新たなSDGsの考え方や環境問題の新たな時代の到来を織り込み、簡潔で人に感銘を与えるような簡潔な差が必要であります。教育長のこれまでの教育行政に関わった人柄がにじみ出るようなものであってほしいと思っております。

そこで、児童・生徒に大きな感動を与えると信じますので、是非、新しい標語についてはそのような考えで全力で取り組んでいただきたいと要望して、この質問を終わります。

次に、大崎町消防団詰所の現状について。大崎町には、現在6つの消防分団があります。地理的な要件により、うち持留分団及び野方分団については、それぞれ2つの詰所があります。この分団詰所には、さきの6月議会で同僚議員が災害等危険度の問題から中央分団の移転に関する質問を行っております。この時点では、今後の災害本部となる役場本庁舎の在り方と合わせて、当該中央分団の在り方を検討し

ていきたいとの答弁でありました。

そこで、大崎町における消防分団詰所全体について、様々な建築年時を踏まえて今後の在り方についてどのように認識しているか、町長としてのお考えをお示しく
ださい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

消防団の詰所は、一般的に消防車両や資機材の収納場所であり、災害時には参集場所や活動の拠点として重要な役割を担っております。また、平常時は消防団員の教育訓練の場や各会議等を実施している状況でございます。

各分団詰所の在り方についての御質問でございますが、現段階では建て替えや改修などの具体的な計画はございませんが、菱田分団詰所を除き、老朽化していることは承知しておりますので、今後、建て替えまたは改修に係る優先順位や財政状況など相対的に勘案して検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 次に、女性団員の加入状況について。今回、私の質問の趣旨は、分団詰所のトイレ水洗化に関するものであります。

昨今、消防団員確保の観点から女性団員の加入促進も目標の1つになっております。実際のところ、全分団にわたって女性の加入がなされた状況などはないかと思いますが、実態はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 現在、女性団員につきましては、大丸分団に4名、菱田分団に3名が在籍しており、主に広報活動や整備点検などに従事していただいている状況でございます。

○7番（吉原信雄君） 分団詰所トイレの水洗化についてですね、各分団におけるトイレの設置状況について、中央分団については公共下水道関連で水洗化されており、菱田分団については新築に伴い合併浄化槽による水洗化が完了しております。

しかしながら、これらの2つの分団を除くと、残りの分団については依然としてくみ取り式の従来型に甘んじております。実際の利用状況を聞いてみると、同僚議員のいる大丸分団の女性については、近くの小学校のトイレを使っているとのことでありました。しかしながら、火災はいうにおよばず大きな災害など、詰所で夜間緊急ミーティングを行ったりするなど、大変な不便を強いられていることとなります。

そこで、例としてあげますと、まず女性団員の確保ができた分団から随意トイレの水洗化のための改修工事を実施できたらと思いますが、町長のお考えをお示しく
ださい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、中央分団、菱田分団の詰所トイレにつきましては水洗化されておりますが、大丸、中沖、持留、野方分団の詰所トイレについてはくみ取り式のトイレでございます。水洗化への改修につきましては、浄化槽の設置費用や設置後の維持管理費、浄化槽の設置スペース、また詰所の利用頻度など、費用対効果を考慮する必要があると思います。

一方、詰所の老朽化も進んでおりますので、建て替えや改修をする場合にトイレの水洗化も合わせて整備する方向で考えております。

しかしながら、団員の衛生面への配慮や女性団員が活動しやすい環境整備の必要性は十分理解しておりますので、現段階では簡易水洗トイレの設置について検討したいと考えておりますが、まずは消防団幹部会で十分協議の上、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○7番（吉原信雄君） また、要望に入ります。随時水洗化の実施を凶られてですね。先ほど建築年時から見た今後の詰所改修の見通しなどお伺いしました。全体的な整備計画はない中でありますが、女性団員の確保ができたところから優先的に水洗化工事をしていただきますよう要望を申し上げ、私の全質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩しますが、次の再開を14時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○6番（中倉広文君） 私は、今回、旧大丸保育園の今後の活用について、ほか4件の項目について質問をいたします。

まず、旧大丸保育園の今後の活用についてお聞きいたします。

永年にわたり地域の子どもの健やかな成長を見守ってきた旧大丸保育園の敷地及び施設は、保育園の経営が民間へ移管された後も引き続き活用されておりましたが、経年による施設の劣化など様々な要因により、移管先の事業者により別箇所に新たな保育園が建設され、現在でもその新たな施設で子どもたちが楽しく過ごす様子を、保育園の園庭やSNSなどを通じて確認しているところです。

これまで、楽しく過ごす子どもたちの声に一定のにぎわいを醸し出していた旧大丸保育園も使用されなくなり、現在、本町で管理されているところですが、地域住

民の話題によく出てくるのが、保育園跡地はどうするのかという声です。今後の活用について様々な不安や思いを、事あるごとに聞いているところであります。

以前、遊休公有地の管理と活用について質問をしたところですが、当該施設及び敷地の今後の在り方について、これまでどのような協議がなされてきたか、まず、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

旧大丸保育所は、昭和48年4月に、大丸コミュニティセンターと併設で開所され、49年が経過しております。平成26年4月から保育所運営を民間に移管し、大丸保育園として利用されてまいりました。

令和3年6月に、施設の老朽化、施設の安全性を考慮し、大丸保育園が新築・移転され、旧大丸保育所施設は令和3年7月29日に普通財産として返還されております。

旧大丸保育園の今後の活用について、どのような協議がなされているかとの御質問ではありますが、リサイクル環境学習拠点施設、横瀬古墳と一体化した文化財の展示資料室としての活用方法の検討をしてまいりましたが、耐震性不足、地盤沈下等の理由により施設の安全性の確保が困難であることから、有効利用が図られていないという状況にあります。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） いろいろ協議がなされたということでお聞きしました。前回の質問でも取り上げましたが、利活用されていない公有財産の在り方について、しっかり今後も協議していただきたいところです。

あの土地は、そこに住まわれる住民の皆さんが長年見慣れた場所であり、そして落ち着く場所でもあり、地域には地域の思いがこもっているところであります。そういった方々とも、例えば公民分館とかそういった方々とも十分に対話を重ねながら、住民の皆さんの不安を早く解消するためにもより良い活用策を見いだしていただきたいと思っております。

次に、敷地及び施設の安全管理についてお聞きします。

先般、当該施設内の樹木等が隣接農道に影響を与えていることから、担当課に改善を求め、指摘の箇所については若干対応された経緯がありますが、今後の利活用の協議と並行して、現存している当施設及び敷地の徹底した安全管理も行っていたきたい、そのように考えます。先日、曾於管内の小学校で大変痛ましい事故が発生をいたしました。ふだん余り気にも留めない見慣れた環境だからこそ、こうした危険察知が見過ごされているということは日常的に結構あることかもしれません。

当施設においても、敷地内の樹木の生長によって敷地を囲むブロック塀が、現在

傾いてきており、今にも倒壊しそうになっています。また、こういった大木などが隣接農道や水田にいまだに影響を与えていることを考えると、早急に対応すべきだと考えます。

このことについて、担当課では確認はなされていると思いますが、こういった施設の安全管理、また敷地内の雑草などの管理も含め、町長の考えをお聞きします。

○町長（東 靖弘君） まず、敷地の管理でございますが、除草など軽微な作業につきましては、職員で対応している状況であります。高木などの樹木につきましては十分な管理ができていない状況でございます。

今後、倒木等により地域住民に被害を及ぼさないよう、危険性のある樹木については伐採するなど適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、施設の管理でございますが、施設自体の安全性が確保できない状況にありますので、施設をはじめ、周辺の付帯施設であるフェンスやブロック塀等も含め、解体する方向で検討してまいりたいと考えております。

実は、御質問を受けまして、大丸保育所、また近辺の水田等も視察してまいりました。御指摘がありますようにブロックのところに高い木が何本か生えておりまして、また農道にも非常に支障を及ぼしている、背後地の農道に通行するのに支障を及ぼしているという状況も確認されました。また、亀裂も生じ傾斜しているという状況もあります。先ほど述べました耐震性や、ある程度詳しい人に見てもらっておりますが、非常に危険性があるという状況もありますので、我々として、敷地内の整地も当然のことながら、やはり建物等についても解体除去という形で検討をしたほうがいいのかという結論に至っておりますので、そういう話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 是非とも早急な対応をしていただきますように要望いたします。

次に、SDGsの取組についてお聞きします。

先日、昨年4月より活動をされているSDGs推進協議会との交流会、中央公民館で開催されまして、その中でサーキュラーヴィレッジ構想についての説明会とか協議会メンバーからはそれぞれの自己紹介を兼ねてSDGsに係る事業内容の報告を受けました。

本町が実施しているSDGsへの取組はとても先駆的な事業ではあるとは思いますが、実際、本町住民がどの程度理解されているのか甚だ疑問なところですが、住民の主体的な取組あつての本事業であると考えます。このSDGsの事業内容、目指すべき方向性、それぞれの立場の役割、なすべきことを住民にも示し、さらに理解と協力を得ることが重要であります。

以前にも同僚議員からこの件について質問があったと思いますが、本町の責務として、SDG s の取組の現状と今後の方向性についてしっかりとわかりやすく住民に示すべきではありませんか。考えをお聞きます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御承知のとおり、国内外で高い評価を受けております本町のリサイクルを起点として、「リサイクルのまちから未来をつくるまちへ」というスローガンのもと、民間企業4社とともに一般社団法人大崎町SDG s 推進協議会を、令和3年4月に設立いたしました。第3次大崎町総合計画に掲げました2030年の大崎町の姿をイメージ化したものをサーキュラーヴィレッジ大崎町として題して図示しており、この実現に向けて企業連携等を進めております。

現在は、使用済み紙オムツのリサイクルの実証、テレビやラジオといったメディアの活用によるSDG s の推進、学校現場と連携しての教材開発、また国立環境研究所をはじめとする組織の研究による本町のリサイクルシステムの客観的検証を行うことで、様々な角度からSDG s の啓発活動を促進しております。

これらの活動につきましては、先日開催された議会、衛生自治会、SDG s 推進協議会の交流会の中で報告があったと承知しております。

今後は、これまで実績を積み上げてきたリサイクルの取組を国内外に展開し、資源循環を中心としたSDG s の取組を加速させ、サーキュラーヴィレッジ大崎町の実現を目指してまいります。

この取組が、結果的に本町の地域課題解決に寄与するものと考えておりますが、御質問のとおり、これらの動きを住民の皆様にご存知いただくことは非常に重要なことと認識しております。現在は、FMラジオへの出演及び広報紙での毎月のお知らせを行っておりますが、住民の皆様向けの報告会等も予定しておりますので、さらに周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 活動の中身等について答弁がございましたが、是非とも、いろんな機会を捉えて、そういった住民にわかりやすい取組をやっていただきたいと思えます。

SDG s への取組は、これからの将来、とても期待感あふれる事業だと思います。住民の皆さんの歩調も、このことが一番大事だと思いますが、そういった歩調も確認しながら、町民総意の取組となるようにしっかり対応されるよう要望します。

話は、先日の協議会との交流会に戻りますが、その交流会の中で様々な興味深い話を聞かせていただきました。その中の一部ではありますが、印象に残った話を紹介しておきます。ある方から、「大崎町は20年間、徹底してリサイクルをやって

きており、現在の分別が当たり前になってきているので、大崎町の中で分別という取組をさらに改善していくということは難しいんじゃないのかな」とか、「企業側の原料から製造、流通、販売という流れと、本町住民が行っている消費、リサイクルというこういった一連の流れの中で、私たちが行っているリサイクルの取組をさらに改善していくためには、リサイクルをしなければならない商品をつくっている企業の側に何らかのアプローチをする必要がある。そうすることで、本町住民の生活が、さらに便利になっていくという気付きがあった」という話もお聞きしました。

また、宮崎大学との連携で大崎町民の購買行動調査を行う予定であり、これは、本町住民はリサイクルしやすい商品を買うという行動が、他の自治体住民よりも高いんじゃないかという仮説を立てておられて、実際にそのことを確かめてみたいということで、今般、購買行動調査を実施されるとのことです。本町のスーパーに協力をいただき、700人ぐらいのアンケート調査を行う予定であり、データは企業連携に生かしていくというお話でした。

また、さらに、ある方、気候変動等の影響で海面上昇が進み水没の危機にさらされているツバルで育った方です、町長も御承知と思いますが、この方は、大崎町の取組がどのくらいよいことか学術的に研究し、大崎リサイクルシステムを他の自治体でも取り組むことによって環境負荷が減少するということを普及・啓発しているとのこと。加えて、企業が環境配慮に取り組むときに、選ばれる地域でありたい。また、自分たちの暮らしを資源循環に適した暮らしにしていきたいとお話をいただきました。この方は、国連広報センターが発しているビデオでも本町の取組を紹介され、本町の魅力、また今後の可能性についても触れておられます。

このような有識者の話をお聞きすると、私たちには日常的となった今のリサイクルの取組、このことをただ当たり前のことであると済ませるのではなく、この取組をさらに改良・発展させていかなければならない使命があるのではないかと考えます。

そこで、次の、リサイクルしやすい商品開発に寄与すべきについてお聞きします。

2015年、国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsへの取組は、現在、多くの企業で関心を持たれており、特に本町リサイクルの先駆的な実績は、とても興味深く注視されているのではと推察します。先般のSDGs推進協議会の報告会でも示されましたが、現在、この協議会で実施されようとしている商品購買行動調査や、また実際にリサイクルをしている本町住民から、環境にやさしく分別しやすい承認についてのアイデアを募るなど、製造販売に関わる企業との連携でリサイクルしやすい商品開発に寄与すべきではないかと考えます。恐らく、このことは協議会でもそういった計画を持たれ、各メンバーがそれぞれの分野でアプローチ

をされているのかもしれませんが、そのような計画がスムーズに展開できるよう、さらに行政も力を注ぐべきだと思います。

こういった取組は本町だからできることであり、本町だから説得力もあり、さらに様々な分野へ波及していく可能性も秘めていると考えます。このことについて、町長の考えを聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） リサイクルしやすい商品開発に寄与すべきとの御質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、サーキュラーヴィレッジ大崎町の実現に向けて企業連携を進めております。

具体的には、現在、関係企業と連携し、飲料パックの注ぎ口のプラスチック部分を改良した、分別しやすいリサイクル性が向上した商品開発などを行っております。そういった商品開発をさらに進め、環境に配慮するとともに、住民のリサイクルに対する負担を軽減できるよう努めてまいります。

また、宮崎大学と連携し、本町の住民の購買調査についてのアンケート調査を行い、ごみの分別に取り組むことによる環境意識の変化や商品包装の簡易さなどによる購買行動の変化に関する分析を行います。本町で流通している商品は町外でつくられたものが中心で、リサイクルはできても、ごみそのものを減らすことは難しいため、分析により得られたデータをもとに、企業に対して過剰包装をなくすなどのごみの出にくい商品開発を啓発するといった働きかけも併せて実施してまいります。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 是非とも新たな取組が、またどんどん、どんどん展開できるように御尽力をいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

国民体育大会鹿児島県大会ということで取組状況についてお聞きします。来年2023年に開催される「燃ゆる感動かごしま国体」及びかごしま大会は、本町も会場となっており、御承知のとおり、鹿児島国体のビーチバレーとデモンストレーションスポーツとしてドッジボールが行われる予定です。国体競技開催地として大変貴重な機会をいただいた本町にとって、選手の皆さんに快く競技していただくことはもちろんのこと、応援、観戦など、方々からお越しいただく多くの御来場者に本町の魅力をPRする絶好のチャンスでもあります。残り約1年となった現在、大会開催についての準備・進捗状況はどのようになっているかお聞きします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

現在、実行委員会の協議内容に沿いまして、すべての専門委員会において要項、要領を整備してきております。総務・企画関係では服飾整備や役員補助員動員計画、大会開催経費予算の編成、おもてなし等の作業を進行中でございます。競技・式典

関係では、県等との連携を強化しながら円滑で効率的な運営を目指し、創意工夫を凝らした運営をするための作業を行っているところでございます。宿泊・衛生関係につきましては、本町に訪れる全ての方々を温かくお迎えし、くつろいでいただけるよう、宿泊施設及び関係機関と連携しながら作業を進めております。

また、衛生分野におきましては、リサイクルのまち大崎町を多くの方々にPRできるような工夫をしていきたいと考えているところでございます。

輸送・交通関係につきましては、安全かつ効率的で確実な輸送手段確保に努めて、さらに交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立に努めていくところでございます。

御案内のとおり、国民体育大会は広く国民にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。本町におきましても、来年度の大会開催に向けまして地域・行政が一体となった取組の中で、町内全体のきずなや連帯感を深め、有意義な大会となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） それぞれの委員会を通じて着々と準備が進められているということですが、これまでの国体開催地で抱えられた課題などがあるとするれば、そういった部分にもしっかりと気配りをしながら、関係者との連携、今、教育長からもありましたが、地元住民に対しては、大会開催についての意識の共用や協力など、みんなで盛り上げて喜ばれる大会運営に努めていただきたいと思います。

そこで、次の、ビーチスポーツ特設会場の機能及び環境は万全かについてお聞きします。これまでも大丸地区の特設会場では、ビーチバレーをはじめ、多くのビーチスポーツの大会が催され、私も度々激励に訪れました。白砂青松というすばらしい環境の、まさに地の利を生かしたイベントに、多くの競技者及び関係者が参集され楽しんでいただいている様子を見て、とても喜ばしく、これからのこの地のさらなる活用を期待を膨らませているところです。

そういった会場に足を運んでいるときでしたが、ビーチバレーボール協会の関係者より若干要望がありました。それは、競技会場の散水施設について、水量が不足しているので改善をしていただけないかとの声です。この件については、早速担当課に報告をし、その対応について協議をしました。その時点では、国体開催中、競技場への散水用の水量が不足する場合は散水車での対応を考えているとのことでした。そういう認識です。しかしながら、現実問題として、国体競技が開催されている状況を考えると、多くの選手、大会観戦者、観戦のお客様が来場している中、そ

の中を散水車の往来や、また散水中は隣接道路や競技場等に多大な影響が出るのではと考えます。

この競技場の散水施設の対応をお聞きすることと、さらにもう1点、これも関係者からのお話です。大丸運動公園側の、これまで選手等が待機・休息されていた場所について、過去に雨天時の大会となり、この待機場所の排水がうまくいかず、当該地に水たまりができてしまい、選手及び関係者、また観客等に支障があったとの声をお聞きしました。この件についても担当課に報告をしておりましたが、このグラウンド側の水等の排水対策はどうなっているのか。この2点について、見解と対応をお聞きします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

特設会場の整備や環境につきましては、競技場となる砂地場、ほかのビーチバレーボール会場と比較しますと、ごみの漂着物とかそういう混入等がないことから、選手への安全面で評価をいただいております。さらに、くにの松原の特性や町の所有する施設を生かしながら、会場環境づくりに努めているところでございます。

御質問がございました競技会場内の散水施設におきましては、当初の計画より使用料が増えたため、本年度中に散水施設の改修を行うことにしているところでございます。

また、周辺的环境対策につきましては、国体当日、駐車場等に使用する大丸運動公園は、雨天時に水たまりになりやすいため、来年度、グラウンド改修を予定しております。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 散水施設については本年度の改修予定ということで確認しました。改修の場合に、実際に競技に関わられる関係者、主にビーチバレーボール協会の方々になろうかと思いますが、こういった改修計画について、この水量で大丈夫だろうかなど、事前協議をしっかりと行っていただきたい。このことを切望いたします。

また、排水対策については、来年度、グラウンド改修に合わせてということですが、改修後、不備があった場合を想定して、できるだけ早い時期に改修して、その効果についてもしっかりと検証されますように要望をしておきます。

こういった各所の改修改善は、今回の国体対応のためだけでなく、今後、この会場をビーチスポーツのメッカにするものであれば、競技者・関係者に、この会場で競技できて本当によかったと喜んでいただかなければなりません。そういったおもてなしの心を常に顧みながら、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。農道管理についてお聞きします。

まず、責任区分を明確にし、周知すべきについてお聞きします。今回は、広域農道及び農免道路は基幹的農道として除外をし、その他の一般農道、特に未舗装の農道について問います。

このような農道については、法定外公共物という認識であります。いわゆる道路法を適用しない道路ということになります。法定外公共物である農道は地域に密着した施設であるため、草刈り、清掃、補修等の通常の維持管理は、ふだん利用している地域の方々、いわゆる受益者が行う原則になっていると確認しているところですが、このような考え方でよいのか、まず、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） 議員さんの御認識のとおりであると思います。

○6番（中倉広文君） 今、町長から答弁がありました。私が地域で農業者及び関係者と接する際、そのような認識は余り持たれていないんじゃないかなというふうに考えます。農道については、それぞれの自治体が所有する財産であり、その管理についても自治体で行うべきと考え方が、恐らくほとんどではないかなというふうに私は認識しているところです。

しかしながら、そうであっても、一般的には、その農道を利用する関係者で、現在、草払い等維持管理はなされているところが多いと感じていますが、恐らく、作業をされている本人たちは奉仕的な間隔で実施されている方が多いんじゃないかなというふうに感覚ではあります。

そこで、この一般農道についての維持管理の認識、受益者である農業者等が行うべきということをしつかりと周知するべきではないかと考えますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

法定外公共物である農道の管理につきましては、大崎町法定外公共物管理条例施行規則に、法定外公共物の日常管理は当該法定外公共物の受益者並びに組織等が行うものと規定してございます。道路の草払いや側溝の泥上げのように、農道、側溝を利用するために必要とされる日常的な維持管理は、ふだん利用されている地域の皆様や組織等をお願いしている状況でございます。

本町では、町内の12の地域に多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織がございしますが、中倉議員さんにおかれましても下永吉地域環境保全協議会の役員として御尽力いただいておりますが、各組織の活動範囲におきまして、日頃から農業用施設や農地の管理につきまして積極的に維持管理に取り組んでおられ、良好な環境保全が維持されております。

御質問の、管理の責任区分を明確に周知すべきとありますが、大変重要なことと認識しておりますので、広報等を活用して積極的に周知したいと考えております。

また、農道に接している農地につきましては、その耕作者の方々へも、広報のみでなく関係機関が連携し、周知や指導等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 受益者としては、即座に受け入れることが難しいかもしれませんが、現在行っている農道補修に必要な砕石あるいは生コン等の原材料支給については、一定単位の請求で対応するというのも改めて明示をしながら、自分たちで管理しやすい農道づくり、こういったことに心掛けましょうなど、一方的な受益者の責任だというような押しつけじゃなくて、文言にも気配りをしながら周知を図っていただきたいと思います。

次に、管理の難しい地域を調査し、抜本的な対策をすべきについてお聞きします。

現在、本町で実施されている、先ほど町長からも触れていただきましたが、多面的機能支払交付金事業を活用している地域は、それぞれの協議会でも草払い等維持管理について対応されることがあるかと思えます。しかし、その協議会のエリアに属さない地区、そういったところはもともとが農振除外地や附帯している農道や圃場条件が悪く、耕作放棄地も増え始めている状況です。結果として、その地域に僅かに耕作されている零細な農業者に大きな負担がのしかかっているのが現状であります。

先日、担当課には、そのような地域の現状を確認していただきました。そういった地域に対して、受益者の義務と切り捨てるのではなく、本町として何らかの対策を講じる必要があるのではと思います。例えば、先ほど町長からもありましたが、多面的機能支払交付金事業を活用している近隣の協議会へ、当該地の維持管理について別途予算で作業をしていただくとか、それが難しい場合は本町で簡易な対応をするなど、何らかの見直しが必要なことだと思います。ただ、やみくもに行政が関与すると、農道の維持管理について農業者の意識が低下するというにもなりかねませんので、該当する地域、農道等をしっかりと調査し、対策を講じるべきだと思いますが、このことについてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁にありますとおり、農道の日常的な管理につきましては、ふだん利用されている地域の皆様や農地の耕作者などの受益者や、多面的機能支払交付金事業に従事される組織の皆様に、伐採や側溝の泥上げなどの管理をしていただいております。また、町の原材料支給制度におきまして、砕石、生コン、トラフなどの資材を支給して、集落の皆様方に農道等の維持管理に努めていただいているところでございます。

しかしながら、集落や農業従事者の高齢化や離農に伴い、道路の維持管理が困難

になってきている状況にあると感じております。中山間地域や集落等の高齢化により管理の困難な地域につきましては、多面的機能支払交付金事業の活動組織の地区の拡充や新たな取組地区の推進を図るなど、県や関係機関による情報の共有や、町としましても地域の現状を見ながら効率的な対策が講じられるよう検討していきたいと考えております。

○6番（中倉広文君） 今、町長の答弁で、エリアの拡充というような話が出てきましたが、確認ですが、現在の多面的機能支払交付金事業の協議会設立当初、今から十五、六年前だったと思いますが、当初は農業振興地域外の農地については、この事業の受益者に含むことはできないというような認識を私は持っていたんですけども。私が懸念するのは、農道の管理が行き届いていないところというのは、こういった農振除外の農地が多いということから、この交付金事業の協議会では対応は難しいのかなと考えるんですが、このことについてはどのような取扱いになりますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） お答えいたします。

農振除外の農地につきましては、多面的機能支払交付金事業の協議会での対応は難しいのではないかと御質問でございますけれども、鹿児島県が示しております鹿児島県多面的機能支払の実施に関する基本方針に、交付金の算定の対象とする農用地につきましては、次に該当する農用地とございます。まず、農業振興地域内にある農業地、次に、農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、農業振興地域内の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地、いわゆる農振地域外の農地等についても認められると規定されておりますので、そのような対象農地につきましては、町と各協議会との協議において農振農用地と一体的な活動が必要と認められることが確認することができれば、対象農地として対応していただくことが可能であると考えております。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 一体的な活動、こういった一定の要件を満たせば編入が可能だということの答弁でした。

そうであるならば、こういったエリアに入っていない地域については、町内いろんな地域があると思いますが、現状を確認されて、既設の協議会に打診などをして対応の可否も含めて協議を進めていただきたいと思いますと思いますが、このことについてはいかがですか

○町長（東 靖弘君） このことについては、大分、担当課長、担当課職員と協議もいたしました。多面的機能支払交付金事業の範囲で現在やっただいておりますけ

れども、やはり関連する農地があるし農道があるしというところでエリアを広げるべきではないかということの話をいたしましたことと、非常にすばらしい制度があるので、これをもっと他地区においても広げていくこと、あるいは畑地帯においても広げられないかということも話し合っただけだったので、これについては、議員の御質問がありましたとおり、調査しながら、そういった協議をできるようにしていきたいと思います。

○6番（中倉広文君） 是非ともそのような対応を取っていただいて、農業者の負担軽減ということを第一に考えて取り組まれるよう要望しておきます。

最後の質問に入ります。行政情報のSNS活用について。質問事項は1点のみです。防災無線や広報紙の内容なども活用すべきについてお聞きします。

現在、本町ではLINEやフェイスブックなどのSNSを活用され、本町あるいは周辺地域に関連するイベントや新型コロナに関する情報などを発信しています。かつてはなかったツールを使い、新しい情報が瞬時に取得できるため、住民の利便性の向上に多少なりともつながっているのではと思います。

しかしながら、隣接自治体や他市町村の活用乗用を確認しますと、さらに多くの情報がタイムリーに発信されており、利用者にはとても喜ばれているのではと考えます。先日の台風14号接近に係る様々な情報も逐一伝達されておりました。本町でも、先ほど述べたアプリなどを活用し、避難指示や避難所開設等の情報が発信されておりましたが、そういった情報発信に加えて、防災無線で放送される内容とか、あるいは町広報紙などに掲載される主な情報、またホームページの最新情報の更新などについても、こういったSNSをさらに活用すべきではないかなと思います。

あと、私は農業を営んでいるので、さらに要望しますが、本町の主な作物についての病虫害発生状況というのがよくテレビなんかでもあるんですけども、こういった予報も含めて、関係機関と連携して情報提供できたらとてもありがたいツールになるのかなというふうに思います。

その他、利用者の多いアプリも併用して、LINEというのが恐らく私は想定しているんですけど、こういったものも併用して、できるだけ多くの住民の皆さんに最新の情報が伝達されるような工夫と、また、こう行った本町のサイトから様々な関連サイトへ即座にリンクできるような住民目線の配慮も必要かなというふうに思います。そういった配慮を施すことで、住民の皆さんと役所や公共的な事業を展開されている関連の団体、こういったところと、より身近な存在になっていくのかなというふうに考えます。

すべての住民の利便性が向上するわけではありませんが、多くの方々がこのような改善で、より便利になったと感じるものはないかと思います。そのような取組に

ついて、町長の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、大崎町で運用する公式SNSにはLINE、Facebook、Instagramがありますが、LINEについてはコロナワクチン予防接種の申込み専用となっております。

そこで、公式LINEにつきましては、現在、表示される内容を更新中であり、本年中には新たな公式LINEとして運用を開始する予定でございます。

新たな公式LINEでは、町のホームページや広報紙へ直接つながることが可能となる予定ですが、今後は、運用規定を含め、住民にわかりやすい公式LINEとなるよう検討してまいりたいと思います。

○6番（中倉広文君） 進められるということで答弁をいただきました。行政情報なのでセキュリティの問題とか、あるいは規制制限も考慮しなければならないと思いますが、他自治体の活用法などもいろいろ調査できると思いますので参考にされながら、できれば早い段階で少しずつでも改善が図られればと思います。

今回の質問は、行政情報の発信という一方的な行政サービスに着眼しましたが、ハッシュタグ機能を活用して災害情報の収集とか住民からの要望も瞬時に確認できるサービスを展開している自治体もあります。このことも、以前の質問で紹介した経緯がありますが、そういった活用できる利便性の高いツールは、もっともっと活用されるように要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時13分

第 3 号

9 月 2 7 日 (火)

令和4年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月27日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	穂 園 正 幸	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長	松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
次 長 兼 調 査 係 長	福 永 浩 二
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、中倉広文君、及び7番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 本年8月に、京セラの名誉会長でもある稲盛和夫氏の御逝去に対しまして心より哀悼の誠を献げ、利他の精神、利他の心を持って経済対策、産業振興の質問に臨ませていただきます。

産業振興対策について、コロナ禍の3年に及ぶ長期化に伴う経済の停滞と雇用と賃金の相対的悪化は、社会的に弱い立場にある非正規雇用者や零細企業経営者などに大きな影響を与えています。また、追い打ちをかけるように、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢に見られるグローバル化への世界経済の急速な変化、我が国においては1ドル145円に迫る円安による物価高騰や、食料安全保障にも関わる燃料、飼料、肥料、資材等の高騰、目前に迫る電力エネルギー危機と産業経済に及ぼす危機的状況です。

今般の補正予算に、議案にも上程されています、小売電力事業者の撤退による電力料金の増額や学校給食の仕入れ単価の増額、特に輸入品等の食用油が2倍になっているように、本町にもその実害といたしまししょうか、如実に表れております。データで見ても、帝国データバンクの2018年から本年8月の倒産件数は、年間最多を記録しております。経済指数の川上といわれる企業物価指数ですけれども、これは過去最高の9%、川下といわれる消費者物価指数は2.4%と、これはじわじわと上がっております。輸入物価の上昇率は42.5%、これはほぼ倍の状況です。海外のようなインフレでもなく、デフレからの脱却とよくいわれておりますが、デフレーションとも違い、これはスタグフレーションといわれる状況に陥っているのが現況です。不況と物価高の状況なんですが、端的にいうと賃金は上がらないのに物価だけ上がっていくことを指しますが、そのような経済状況の中、本町の産業の

現状認識と振興の対策について、まず、お示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

コロナ禍及び国際情勢や円安により、住民生活において大きな影響を受けているという認識でございます。企画調整課において、町内事業者にヒアリングしたところ、ここ数か月間で影響は特に大きくなっており、仕入れや光熱水費、燃料費のほかに輸送費等の負担が増加しているとの意見がございました。

これらのことを受けて、6月議会において原油価格・物価上昇対策支援金の予算を計上し、昨年と比較して売上げに対する経費の割合が10%以上上昇している事業者に対して15万円から20万円を支援しており、9月12日現在で52件900万円の申請、交付の実績がございます。また、原油価格・物価上昇は、現在進行形で続いていることから、昨年と比較する対象時期を4月から6月までであったものを、9月までの連続する3か月に延長し、影響を受けた事業者に対して広く支援していくよう運用しております。

また、7月21日の臨時議会では、5,000円で1万円分の商品券が購入できるプレミアム率100%の原油価格・物価上昇対策プレミアム商品券発行事業の予算を6,420万円計上し、9月1日から商工会及び野方改善センターで販売を開始しております。

また、保健福祉課においては、コロナの影響により困窮する方の支援策として、非課税世帯や子育て世帯などに対する給付金のほか、社会福祉協議会が窓口となっております緊急小口資金のコロナ特例貸付けなどを利用していただいております。さらに、国は、物価・賃金・生活総合対策として、非課税世帯に5万円の給付金を支給するとの情報がございます。引き続き、生活困窮者の様々な相談に対して、その内容に応じた制度につなげるための支援を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 経済状況がですね悪化している状況は今後も多分続いていく方向性だと思います。厳しい状況ではあると思うんですが、その中で、町長も若干触れましたけども、生活困窮者の認識や対応の部分がですねやはり本町としても対応していくのかなというふうに思っております。

コロナ禍による経済的影響は必ずしも平等ではなくてですね、もともと生活が厳しかった女性、若年層、非正規雇用や社会的に支えが少ない人や、年金受給を含む脆弱な立場にいる人に、より大きなダメージが及んでいるといえます。こうした方々への支援が重要になってきていますが、そういう方々の現状認識と把握ですよね、それを踏まえた対応や対策はどのようになっているのかお示しいただくとともに、本町が取り組んでいる、また考えている命を守るセーフティネットという観点

ですよね、この部分も含めてお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本当に支援が必要な方へはどのような対応を取っていくのかということでございます。確かに、真に生活に困窮している方への支援というものは大切であると認識しているところでございます。

しかしながら、コロナ禍における生活困窮者の状況につきましては、現時点でどれくらいの方がコロナの影響により困窮しているのかは、一部を除いて相対的には把握しておりません。生活困窮者も様々であり、コロナに関係なく、体調不良や家庭環境の変化などにより困窮されている方がいたり、生活スタイルの違いから生活困窮と本人が認めないケースもあります。そのため、自ら相談される場合に、その内容に応じた担当者がそれぞれの制度を活用するなどして対応しているのが実情であります。

困窮者の把握の法方といたしましては、地域の民生委員や自治公民館長さんなどへ支援制度を周知するなどして困窮者の情報をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 状況把握については、やはり本町でやるに当たっては、今、町長がいわれたように民生委員さんとか自治会長さん、特に区外の方等も含めた現状把握というのが難しい部分もございしますが、その辺も十分認識しておきながら、セーフティネットという、やはりその部分は考えていかなければならないのかなど、本当に困った方々というのをですね支えていかなければならないのかなどというのは非常に思っております。特に、やっぱり目に見えにくい部分、先ほど町長が言ったように、本当に困窮しているんだけど、そこを認めないと言われる方も確かにいらっしゃると思います。特に、そういう部分はですね、子どもたちがいる御家庭の場合は、そういう負担が子どもたちに来る部分もございしますので、その辺は教育機関との十分連携を取りながら、そういう部分は認識して対応していただきたいなというのは伝えておきます。

その部分に関してですね、本町の社会福祉協議会でちょっとお調べさせていただいた部分で、先ほどちょっと、最初の答弁で町長もちょっと言っておりましたが、ここ直近の1年のコロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の生活福祉貸付金ですよね、福祉資金貸付けの件数をちょっと確認させていただきました。この件数がですね過去最高になっています。副町長も、もともと社協にいましたから十分認識されると思うんですけども、中身的に言うとですね生活福祉資金、これは通常のやつが9件で550万円、端数はちょっと削除していますけども、厚生福祉資金、これは4件で15万円。これは先ほど町長がちょっと触れましたけども、新型コロナ

特例貸付けが相当増えているんですけども、相当あるんですけども118件で4,200万円。年齢別で見ると、50代から60代が約4割ほど、母子家庭が2割程度ですね、そのほかが4割、幅広くですね。若年層は少ないということです。親御さんが世帯主になっていますから、その部分も加味しているんですけども。

今後の経済状況を踏まえ、生活困窮者の推移はやっぱり上昇すると思われま。サイレントマジョリティといわれるものを言えない人、言わない人たち、本当に支援が必要な方への把握と支援が大切であるとも考えますが、もう一度聞きます。こういう部分を含めて、さらにどのような対応を取っていかれるのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルスが発生をして3年近く、多くの皆さん方が日常の生活を余儀なくされているという状況であります。また、このことによって失業したり、あるいは解雇されたり、そしてまた、そのことによって収入が不足してきて生計維持が困難になってきたことと、おおむね3年間の間には、たくさんのそういった事例を新聞等でも見てきたと、あるいは事実見ていると思っております。

こういった生活困窮者の方々を、原因を究明しながら支援していくことは、当然そういった調査をしながらやっていく必要があると理解しているところであります。

社会福祉協議会が地域福祉の核となるということで、社会福祉協議会においてはいろんなボランティアの団体の方もおられるし、あるいは心配事相談所も毎週1回開催をしております。そしてまた、業務上は訪問介護、居宅支援ということをやったり、平田議員のお話の中でありましたように、生活福祉資金の貸付け、これは県社教がやるものであります、そしてまた厚生福祉資金の貸付け、これは町社教がやるわけですが、そういった心配事相談あるいは民生委員さん等がそういったことを把握できたら、こういった制度で一時支援することもやはり浸透させていく必要があると理解しております。新型コロナウイルスがどこまで持続していくのか不透明でありますけれども、確かに、それで社会が大きく変わってきたことは事実でありますので、そういった根底のところはしっかり見定めていきながら支援体制ができるような努力は担当課共々やっていきたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね情報の浸透を図る、やはり社協が中心となってやっていく部分が多大にあると思っておりますが、やっぱり予算付けもですね緊急事態ですので、ある程度出せるような方向も考えていただきたいなという部分は付け加えておきます。

またですね、これも若干町長が言うておりました、コロナ禍が長期化して起きるリスクとしてですね、確かに正規の人の失業リスクとか非正規の人のダメージ拡大

とかですね、あと、また貸付けによる債務がかさみ、生活再建できない人が増えていく、返済期間が始まりますから、3年前ですから、これは民間の貸付けも含めて何ですけれども、こういう部分が増えていく。あと、住まいを失う人が増えていくという部分もですね、家賃滞納とか更新料が払えないとか、これは商売をされている方も含めてですけれども。あと、子育て世帯に深刻なダメージ、これは進学、就学にも影響していくという状況もあるみたいですよ。あと、生活保護利用者が増加している。あと、要保護者が生活保護申請を躊躇しているというような状況もかいま見えているということなんですけども。こういう部分の施策というのも近隣市町を含めて行っている部分もございますが、近隣市町との施策の違い、開きですよ、本町、いろんな政策、施策行っているわけなんですけど、違いについての認識というか、その辺の部分の御認識をちょっとお聞きしておきます。

○町長（東 靖弘君） 近隣市町との施策の開き、違いについての認識はということでございます。本町としましては、コロナに特化した生活困窮者に対する独自の政策は行っていないところであります。近隣市町村を見ましても、緊急小口資金の対象者に対して上乗せの給付金を支給するなどの独自事業を行っている自治体もございますが、ほとんどの自治体が国・県の施策が中心となっているという状況でございます。

○1番（平田慎一君） 県外とか結構大きいところになると、予算が潤沢にあるところはですねそういう緊急資金を出したりしているところもあるみたいなんですけども、本町もできる予算がある場合はですねそのようなところも取り組んでいただきたいなと、その辺の活用という部分では子ども食堂とかですね、前ちょっと御質問させていただきましたが、そういうところを中心に考えていって行くのも1つの手なのかなというふうに思います。

また、円安のようなこのときこそ、菅元総理が、日経だったか産経だったか新聞だったんですけども載っていましたが、農林水産品の輸出促進支援を円安をいかす国の政策として求めておりました。悲観するだけではなく、状況に即応した適時適応する地方独自の施策を考えていかなければならない。本町は隣に志布志港という国際港湾があります。高速交通網も整備されています。大隅半島はすんくじらと揶揄されていましたが、今からは世界に開かれた、発信できる地域となっていきます。ストロー現象で持っていかれると悲観するのではなく、逆に、どうすればこっちに逆ストロー現象を起こすか、共に考えていければと思います。そのような意味合いも含めて、次の農林水産業の振興についての質問に入っていきます。

農林振興の現状なんですけども、これもですね資材や肥料、飼料、燃料ですね、この高騰による三重苦、四重苦、特に畜産業界等は子牛の値段も下がっております。

そのような状況である現状をどのように認識し、対応・対策をどのように行っていくのか。これは国・県の農業関係の施策、方向性、県議会も今開催されておいて、いろんな部分の予算が結構出てきておりますが、その辺との連携も含めて、まず、対応・対策をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 農業の現状につきましては、コロナ禍における経済的影響や国際情勢を受けまして、農業生産に必要な資材等が軒並み高騰しており、農林水産統計の農業物価指数によりますと、令和4年7月現在、前年同月比で肥料が36.5%の増、飼料が20.3%の増、建築資材が16.0%の増と、いずれも高騰しており、農家所得の減少が危惧されているところであります。

これらの対策としまして、国の肥料価格高騰対策事業や施設園芸のセーフティネット構築事業、県におきましても物価高騰対策事業が行われる予定であり、今後も様々な事業が展開されますので、これらの事業を適切に活用いただけるよう、引き続き、農業者の皆様へ周知を漏れのないように図っていきたいと考えております。

また、本町の単独事業といたしましては、原油・原材料価格高騰緊急対策事業としまして、今回の9月補正で計上させていただいているところであります。

以上です。

○1番（平田慎一君） 最初に説明されました15万から20万円の原油の町単事業は行っているということで認識しておきますが、国・県の政策なんですけども、この情報提供ですね、これはやっぱりスピーディな情報提供が必要であるというふうに思っているんですが。特にですねこういう緊急の公募期間の短い補助事業は情報提供について、基本、郵送での送付になっていると思います。これは本町の場合は国分経由になりますよね、霧島の、なっている関連もあって、生産者に情報が届くのに数日の日数を要します。要は、タイムロスが起きているという状況があります。

このようなタイムロスは早急になくすべきであり、その手段として、生産者に一斉にSNS等や電子メール等での情報提供が必要であり、また、そのような声が現場からも出ていると思います、それが現実だと思えますが。やはり、早急に改善することで、行政側も生産者も相乗効果を生むと考えますが、そのような取組を行うべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 以前から平田議員から、農業者の皆さん方への情報の早期提供ということは言われておりましたので、担当課としてもそういう認識を持ってやっているところでございます。

期間が短かったりしますので、情報を早く察知して、そして申請を上げていくということは、当然必要でありますので、そういったことにつきましては前向きに情報的手段は捉えてやっていきたいと思えます。

○1番（平田慎一君） DXの推進の計画書のほうにも封筒に対応した申請の情報化の推進をするというふうになっております。やはり、1週間で提出しないといけない資料とか補助申請のやつとかありますので、ほかの大きい農業法人さんとかそういうところはすぐやっぱりデータでつくれるんですけども、中小零細となるとなかなか、あと3日で出してくれとか、明日出してくれとか言われてですね厳しい状況がございます。やはりそういう部分は一刻も早く電子メール等を使ったそういう情報発信というのにやっぱり取り組んでいていただきたいなど。今、町長がそういう形でやっていくということだったので、是非、そのようにしていただきたいというふうに思います。

ちょっと指摘事項なんですけれども、利他の精神に反する部分ですけど。中間管理機構の利用権設定している農地について、実は地主の方が直接耕作者に対していわれのない苦情を言うてくる、これは農地の使い方についてなんです。これがですね農林振興課に来てどうにもならず、突っ返されて、問題ないということですね。今度は農業委員会に苦情を言いに来たと。その後ですね、今度は耕作者と前の耕作者の自宅に押しかけてですね、農業委員会がお前たちの農地の使い方が悪いからどうかしろとって怒鳴り込んできている状況がありました。これはですね、要は中間管理機構ですね、県の、出先機関ですけども、耕作者との利用権設定になっているはずなんですけども、契約ですよ、地主さんは別として、機構と契約して補助金をもらって農地を貸し出しているはずなんですけども、農地の契約に対してどのような対応・対策になっているのか、個人情報も含めてですけども。また、農林振興課と農業委員会との情報共有ができてきているのかについてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、それぞれ担当課のほうで答弁をさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

農地の契約につきましては、農林振興課のほうでは機構と耕作者の契約について事務を進めております。農地の管理について県と確認しましたら、現契約者が返すときには原状復帰すべきだということで見解をいただいております。

以上です。

○農委事務局長（相星永悟君） お答えいたします。今の農林振興課長と重複する点もあろうかと思いますが、そこは御了承いただきたいと思っております。

主に農林振興課では、耕作者それから貸し借りが発生した場合の賃借料、あるいは機関を決めるわけですけども、平田議員も御存じのように、農業委員会ではそれらの内容を定例総会で審議し、許可後に契約が成立となるわけです。その契約内容を農業委員会では農地基本台帳で管理しているわけでございます。

中間管理権のほかに利用権ですとかその辺のことがありまして、二重の権利が発生しないように管理をしております。後々、また機構集積の協力金の返還が生じる場合もありますので、その辺のところは大事なことです。間違いなく管理をしているところでございます。

それから、情報共有ということでありましたけども、平田議員も御存じのように、農林振興課を農業委員会、通路を挟んで相対して配置してありますので、情報の共有につきましては、お互い担当者が行き来して台帳を見るなりとかしてなされていると思います。それから、相談者の方も、仮に農業委員会が窓口であっても、これは中間であれば農林振興課だなというふうに即対応ができると考えております。

それから、最初言われましたトラブルの件とかについては、私どもの説明不足だったのか、これは仮定ですので、相手の方の理解不足のこともあったかわかりませんが、今、こうやって質問をいただいて、農林振興課とも協議をしましたけども、精査できましたので、相手の方にまた御理解いただけるような対応は取りたいと思います。

以上でございます。

○1番（平田慎一君）　こういう案件はですね実は1件ではなくて、私も農業委員のときに何件かあった部分がございます。地主さんがですね使い方が悪いと、ちゃんとぎりぎりまで耕耘しろとかですね、そういう苦情を言われる方もやっぱりいらっしゃるんですよ。やっぱり耕作者との権利関係というのは違うわけですから、やっぱり言う場所が違うというのは認識していただかないと、要は、本当、耕作される方もいらっしゃるなくなる。そういう案件はですね結局、耕作する方がいらっしゃるなくなって、どうにかしてつくってくれということで無償で近隣の人にソバだけつくってもらおうとかですねそういう状況になっています。あと何箇所かはもうつくってくれないという形とかですね、やっぱりそういう場所も出てきています。

やっぱり最終的にはそういうことになって耕作放棄地化していってしまいます。そういう現状も十分地主さんにも伝えてですね情報共有しながら情報発信も併せてしながらやっていかないと、いきなり昼間、本人がいないところで、奥さん、子どもしかいないところに怒鳴り込んでこられても、やはり大変な状況になりますので、そこはですね十分御認識いただいて対応していただきたいなという、これは多分、今後も出てくる案件だと思いますので、委員会のほうをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、和牛共進会についてですけども、惜しくも全共への出場とはなりませんでしたが、本町から鹿児島県畜産共進会、最終選考のほうに、曾於地区の、4頭の出品がなされました。2区の西野さん、サトミ号ですね、3区の原田さん、マルミ号、

4区の園田さん、マコト号、6区の吉元さん、アイリ号、ほぼすべての区間で出ておりました。議会でも応援に会場に行こうという声もありましたが、コロナ禍の中で人数制限のため、出席を断られたという部分もございました。曾於地区最終予選に残られた生産者の努力と技術員との連携のたまものなのかなと思います。引き続き、さらなる飛躍に向けて、町長が言われている農業のまち、畜産のまち大崎、これをどのように行政として、今後もまたサポートしていくお考えなのかを、まず、お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 本町における和牛共進会の今後の取組につきましては、これまでも行ってまいりましたが、本町の基幹となるように県や曾於地区の家畜改良委員会が推進する家畜改良増殖方針及び計画交配に基づき、家畜の導入保留を積極的に推進してまいりたいと思っております。

今回、議員のお話にもありましたように、本町から4頭、県共に出品することができました。そういった方向性を持って、かねてから協議を進めておまして、生産者の出品者の皆さん方の意欲の向上が非常に見られたし、雰囲気的に盛り上がってきたのかなという感じを受けておりますので、やはり、そういった気持ちが多く、生産者の方々にも伝わるようにやっていきたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 今回7年ぶりに最終選考まで残った。全共においてはですねやっぱり肝属が結構強いですよね、東串良とかを含めて。聞いてみると、やっぱり技術指導の部分の力の入れ方が違ってきているのかなと、あと、商売的に考えると、技術指導のほうにだけ特化してやると、どうしても採算性という部分でという、経済的な部分で考えるとという、何かそういう部分もあるようです。

しかしながら、全共でやはり上位をとる、日本一をとることによって付加価値、鹿児島県の経済の不要という部分に対してはものすごいメリットがあると思います、特に本町に対してもですね。そういう部分においても、本町の畜産振興という部分はですね売上高において断トツで畜産が高いわけですから、その部分のてこ入れというのはですね、町長が特に畜産のまちという形で言うておりますので、今後も取り組んでいていただきたいなというふうに思います。また、同僚議員も、この部分に対して質問していかれるというふうに思っておりますので、また併せて見ていきたいなというふうに思います。

次に、農業公社の進捗状況について、行程とかについてちょっと御質問していきます。公社の設立に関する委員会が立ち上がっていると思います。委員の人選状況と委員会内容をお示しいただきたい。併せてですね機械センターと公社の二本立てになっているわけですね本町の場合は。ほかの市町村の農業公社と規模が変わってくるのかと思います、予算規模的にですね。機械センターの農業機械等を入れ替

えたりもするののかも含めて、予算規模の今現在の方向性がわかれば、スケジュール等の発足までの流れも含めてですけども、行程です、それも併せてお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 具体的な事柄についての御質問でございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいま、農業公社についての御質問でございます。

まず、スケジュール案ですが、本年5月16日に設立準備委員会の中でお示ししまして、令和6年9月の設立に向けて準備を進めているところでございます。

それから、委員の人選状況ということですが、委員の構成につきましては、農業に専門的知識を有している関係機関の方々をお願いしているところでございます。

それから、委員会の内容につきましては、農業公社の設立及び準備に関する協議、それから農業公社の役割及び取組内容についての検討、それから他市町の農業公社の取組についての調査及び研究を委員会の中で検討していただいているところでございます。

それと、今、委員会の中には準備委員会、それから幹事会、それからその下のほうに作業部会という3部構成で公社設立に向けて検討を進めているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 予算規模的には大体、機械センターなんかの入れ換えとか、やっぱりそれは考えているんですか。

○農林振興課長（上野明仁君） 機械センターにつきましても、機械センターから引き継ぐ機械、それから更新する機械等も検討していただくこととなりますので、予算の規模については、部会の中でどういったものが必要になるのか、まだ検討段階です。今のところ、まだ予算の規模についてはわかっていません。

それと、事務所の場所もまだ決定しておりませんので、その場所を決定いたしまして、事務所の改修が必要になるのかということも含めて、今後、検討していくことになっていきます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 令和6年9月設立予定なので、その前にですね情報報告というのは随時していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

次に、林業の現状認識と対策についていきますが、日本の森林面積は国土の3分の2に当たる約2,500万ヘクタールで、木材生産が主目的の人工林が約4割、多くは終戦直後や高度経済成長期に植えられた杉やヒノキで、人工林の半分は伐採

の適齢期となる樹齢50年を超えており、計画的な伐採や植え直しの重要性が増しています。

伐採から再生林、育成に至る森林資源の循環利用、先人が植えて育ててきた資源をサステナブルに利活用していく必要があります。それを担う林業従事者、担い手が不足しています。ここ10年は低下に歯止めがかかっていますが、ピーク時の約3分の1程度まで減少しています。農業と違う部分では、若年層の林業従事者は増加傾向にありますが、本町の森林面積並びに林業従事者の推移、林業に対してどのような課題があると認識されているのかをお示しください。

○町長（東 靖弘君） 本町の森林面積は3,486ヘクタールで、総面積の31.28%を占めております。林業従事者の推移は、国勢調査によりますと平成22年は29人に対し、令和2年は18人となっており、10年間で11人減少している状況であります。

林業を取り巻く課題としまして、近年、木材需要の高まりにより主伐が増加している状況であります。後継者不足等による森林所有者の森林施業による適切な更新が図られていない森林もございます。今後、曾於地区森林組合など関係機関と連携して担い手の育成を行い、林業労働力の確保及び林業労働者のスキルアップに取り組み、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、保育や間伐を適切に実施していくことが重要であると考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 29人から18名ということですね。昔は私も林業の部分を携わっているんですけども、半農半エックスじゃないですけど、林業もしながら、中山間地は特にですね農業もしてという部分のやり方というのもあったと思いますが、大分、今現状がそういう方々が減ってきている。特に林業は、死亡事故が高い、危ない危険な部分もございます。新聞テレビ等にもよく出ております。保険料も断トツで一番高いです、掛金がですね、という現状もございます。

でも、その中で、今、志布志市なんかは外山木材とか企業が入ってきています。今度、住友林業が入ってくる、御存じだと思いますが、企業誘致としてですね入ってきますが、今整地しておりますが、この意味合いはちょっと大きいのかなと、林業に対しては、この地域の林業形態に対しては、日本ナンバー1の企業でございますし。

林業形態にとってはですね取り扱うロットと品質が違ってきますし、輸出用の港にある木材、志布志港に山積みになっていきますよね。あれはいわゆるC材といわれる、国内では需要でチップ材とか曲がり材といってあまり使われないようなんですね、輸出用の。そういう資材で、輸出払戻税を御存じかどうか分かりませんが、要

は税金が戻ってくるんですね、輸出する業者、そういう税が。それで利益が取れているから多分志布志港の輸出はされていると思うんですけども。私も輸出に携わったことがございますから、あれなんです。

国内で使わないものや高級なものを国外の需要に乗せる手法を考えていくことが、この地域の経済的浮揚、特に林業の浮揚には考えていっていく部分でもあるのかなというふうには思っております。

そことは別に、森林譲与税、今日の新聞にも南日本の社説のほうに載っておりますが、2019年度から国が森林の整備保全へ地方自治体に配っている森林環境譲与税ですが、その半分が使われていないと。山村の活性化や森林の適正な整備、保全に優先的に活用すべきですが、全体の54%に当たる約271億円が基金に積み立てられているという、これは自民党地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチームが公表しておりましたが。本町の譲与税の状況はどうなっているのか、また、どのような予算の使い方を考えているのかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

森林環境譲与税の用途につきましては法令で定められておりまして、間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

本町の用途につきましては、災害防止のための林道排水路の土砂上げ作業、間伐や再造林を促進するため、森林所有者意向調査や集積計画作成業務委託に活用しております。また、森林吸収源対策の取組を促進することを目的に、地球温暖化対策に資するものを購入した場合は、CO₂の固定量に応じて大崎町森林炭素マイレージ交付金を交付することとしております。

さらに、人材育成や担い手確保を図るため、森林所有者で自己管理される方等に対し、刈り払い機やチェーンソーの講習会受講料の助成を行い、また、地域の森林整備のモデルとなる団体に対し交付金を交付し、地域における森林整備の促進を図っております。

森林環境譲与税基金につきましては、現在748万9,277円の基金積立金がございます。森林整備及びその促進に要する経費に充てるため積立てを行っておりますが、今後、森林環境譲与税の目的に沿った内容で基金を活用していきたいと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 748万円、本町の場合ですね、ほぼすべて基金のほうに積み

立てられていると思います。それを有効活用する、特にですね台風で見られたと思いますが、やはりヤブになっている竹藪とかですね管理されていない山、停電がこんなに長引いたのも、風倒木をはじめ電柱に倒れた木、ああいうものの伐採という部分もやっぱり考えていかないといけないのかなというふうに、それを森林譲与税で使えるのであればですね、やっぱりそういうのも対応していく必要があるのかなと。この部分はまた質問していきますけども、条例等をつくって道路際の森林伐採に対しては、やはり何らかの手だてを打っていかないといけないんじゃないかなというふうには思います。特に地主さんがほとんどこっちにいない状況になっておりますので、集落や農地・水等を含めたそういうところだけに伐採を頼むというのはやっぱり限界があるのかなと、今後の高齢化を含めてですね。

機械化していく部分も含めて、ほかの市町村では集落単位、校区単位で国から予算をもらって大型重機を入れてそういうのをされているところもございますので、そういう部分も考えていきながらやっていく必要性があるのかなと、この部分はもうちょっと調べてから町長のほうと話をさせていただきたいなというふうに思います。

次に、水産業の部分なんですけども、水産業の現況認識と対策、農林水産業の水産の部分ですね。本町を取り巻く漁業の現況、今まで余り触れられていないと思いますけども、特に海、漁業のほうですが。本町の場合はチリメン業がメインとなっておりますが、ここ10年ほど不漁が続いております。相当厳しいようです。その前も含め、ここ10年、20年、全体的に漁獲高の減少傾向は著しい。経営にも支障をきたす危機的状況を、関係者は肌で感じているようです。内水面についてはですね本町はウナギの養殖が盛んであり、全国でもトップクラスでございますので、水産業の現状をどのように認識しているのか。漁業従事者の推移と課題も含めてですね、内水面のほうも含めてお示しいただきたいというふうに思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の漁業従事者の推移につきましては、平成22年国勢調査では126人、令和2年では147人と、10年間で21人増加しております。増加の要因としましては、養鰻業の従事者数が増加していることが考えられます。

現在、町内のチリメン業者は6業者、養鰻業者は13業者でございます。近年、チリメンの漁獲量が減少し、燃料価格高騰等も重なり、チリメン業者は厳しい状況であると認識しております。また、養鰻業者につきましても、重油価格高騰等により負担になっていると認識しております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 水産業に対しても物価高騰の原油の補填をされるということな

んですけれども。やはり現場の、特にチリメンですよね、この業者の意見を聞いていく必要があるんじゃないかなという面もある。産地化していったみんなで協力していったブランド化していくというブランディングも必要だし、そういう部分も含めてですね連携しながら、いろんな意見を聞きながらやっていかないと、どんどん、どんどん尻すぼみになっていくんじゃないかなと。志布志市なんかは逆に養殖を今度始めたと、カキの養殖でしたかね、そういうのも始まっております。

本町においては、海水浴もできない、同僚議員も一般質問でもされておりましたが、泳げない、海岸も浸食している、港も東串良のほうにしかない、その現状を見たときに、何かしら使える方向性、その辺の活用という、白砂青松できれいではあるんですけれども、それだけではなくて何かの付加価値というのをまたさらに付けていく。ウナギを捕るあの景色は別として、いい感じではあるんですけれども、考えていく必要があるのかなと、もうちょっと現場の方々ですね。その辺もまた、町長も考えていていただきたいなというふうに思います。

次に、町有地の活用状況並びにDXの推進状況についてなんですけれども。デジタルトランスフォーメーション、DXでまとめていきますが、あすばる大崎跡地の民間譲与に関する状況についてなんですけれども、阿部商事に上物だけ無償譲渡したあすばる大崎の施設の営業状況についてお聞きします。今般の補正で温泉の源泉の掘削代が上程されておりますが、町有物、町有建物譲与契約にもあります、第1条の3に。源泉の附帯設備は譲与しますが源泉の権利は町の保有とあります。お湯が出なくて温泉が開業できないとなれば大きな問題になりますので、早めの対処が必要だと思えます。全体の営業開始が大分遅れているようですが、温泉の問題が原因だと思えます。私が先般、全協で指摘した内容でもありまして、前の一般質問でもちょっと言っておりましたが、総務課長が答弁していただいた部分ですが、民法の改定で瑕疵担保責任が契約不適合責任となっております、これは法解釈の詳細は申しませんが、現況ではですね訴えられたら本町が責任を負わなければならない状況が高いと思えます。

そういった意味では、早めの対応といいましようか、そうならないよう手を打つ必要があると思えますし、その辺りの考えも含めて伺います。特に町民の皆さんは、温泉はいつか、いつかと待っている状況でもあります。これはですね議員の皆さんにもそのような住民からの問合せが多いというふうに伺っておりますので、どのような状況になっているのかというのを御説明いただきたい。また、併せて菱田中学校跡地利用の状況、この進捗状況についても併せてお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

あすばる大崎につきましては、令和3年4月1日付で阿部商事有限会社へ建物を

無償譲渡及び土地を無償貸付けしたところでございます。

譲渡後は内外装の工事をはじめ外構工事等にも着手されており、令和4年3月18日に、温泉を除く宿泊施設や物産館について一部オープンしているところでございます。

温泉施設につきましては、配管等の工事が進められておりましたが、本年7月に源泉をくみ上げるためのポンプに不具合が生じたとの報告を受けまして、一度は復旧したものの、8月に再び停止したため、平成15年当時の施工業者でございます株式会社アーステクノにポンプの点検及び調査を依頼したところで、経年劣化による不具合の可能性が高いとのことでございました。

これまでも、町民の皆様や、これまで御利用いただいていたお客様から、1日も早い温泉の営業開始を望む御要望が多く寄せられている状況等も考慮し、阿部商事と協議をした結果、源泉の権利を保有する町の責任においてポンプの取替えを行うこととし、現在、工事に取りかかっているところでございます。

なお、現在、温泉に係る許認可の申請中で、保健所の許可次第であります。11月のフルオープンを目指して準備を進めていると聞いておりますので、町としても町民の健康の維持増進を図るために、道の駅の活性化を含めて、事業者と連携しながら温泉の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、菱田中学校跡地利用につきましては、平成31年4月のジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の共用開始以来、議会でも度々御質問をいただいております。

当初計画しておりました合宿所整備についても、周辺環境の変化やコロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことなどから見直した経緯など、一般質問でのやり取りや行政報告などでお伝えしてきたところでございます。

その後、跡地利用につきまして、コミュニティスクールや菱田公民分館役員会などの会合の場に職員が出向き、御意見や御要望等をお聞きしておりますが、その中では、公園、地産地消のレストランやコンビニ、商業施設、会合ができる集会施設など、多岐にわたる要望をお聞きしております。そのような要望を、どのように跡地利用に結びつけていくかが求められていると理解しておりますが、現在、跡地前の国道220号の拡幅工事が行われておまして、その工事の進捗状況を見守っている次第でございます。

今後も、引き続き、拡幅工事に伴う用地取得などの状況を見守りながら、並行して菱田地区の皆様のお要望を、また、後々の維持管理面も踏まえた跡地利用計画を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（平田慎一君） あすばるは11月のフルオープンを目指しているということと、菱田中学校跡地については道路の拡幅工事の状況を見ながら随時やっていくという、この部分については、また同僚議員が質問していくというふうに思いますので、また方向性を打ち出していただきたいなというふうに思います。

もう1つ、併せて、資料を今回いただいたんですけれども、大崎第一中跡地、カラル株式会社の進捗状況も併せて御説明をお示しください。

○町長（東 靖弘君） 現在、大崎第一中跡地は全く利用されていない状況であります。これは、管理棟、グラウンドを想定してお話しているところでありますが、こちらにつきましても学校統合後、使用されなくなってから相当経過しておりますので、早い段階で跡地の利用の方策を示していけるように努力してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 前回の一般質問のときより延びているという状況らしいですが、また、その辺も含めてですね早めに立ち上げられるような形を考えていただきたいと思います。できない場合は、ほかのやつにまた変えていくような方向も考えていくべきなのかなというふうに思っております。

次に、本町のデジタルトランスフォーメーションの推進状況なんですけど、DXですね。前の一般質問で一度行ってございまして、大崎町DX推進計画を作成するとの町長の答弁で、そのとおりですね、もうできております、本年3月に作成されておりますが、令和4年から7年の4年間の計画となっており、動向の変化に応じ適時見直すとの方向性で4つの柱、基本方針と8つの重点項目、重点事項ですね、個別施策に取り組むとなっておりますが、その推進状況をお示しください。

また、本町の議会においてもユーチューブを使った議会中継も行っております。これについては、ほかの市町は外部業者に頼んで数百万円、志布志市なんかは二百何十万ですかね、それと衛星を使っておりますが、本町は議会事務局や町執行部と協力して、予算を使わずに住民に情報提供ができております。また、IT化やペーパーレス化、DXの推進の観点からタブレット導入に向けた検討委員会、これは中山議員を委員長として発足しておりますが、そして、この件につきまして、議会だけではなくてですね執行部側の同時にタブレット端末の導入を行うべきと考えます。多分そういう考えなのかなと思っておりますが、町長の御見解をお聞きいたします。併せて、教育委員会や農業委員会など導入を考えていないのか各委員会にお尋ねしますが、個人情報の問題や大量にある資料、特に農業委員会などは推進委員も会議に出席していますので、その数も倍増しております。ペーパーで持ち帰るわけですから、個人情報の問題に特に注意しなければなりません、デジタル化にすることの利便性が多分にあると考えます。現況も踏まえて、いかがお考えかお聞きします。

そして教育委員会においては、これも一度質問しているんですけども、学校の先生方のペーパーレス化の現状ですね、IT、デジタル化の推進状況の現状も踏まえてお示しいただくとともに、今のタブレット端末の教育委員会の導入についての考えをお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町では、本年3月に策定いたしました大崎町DX推進計画に基づき、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的に、基本方針と重点事項を定めて様々な分野でデジタル化を推進することといたしております。

御質問の、DXの推進状況でございますが、まず、住民向けのサービスとしまして、電子申請システムを利用した行政手続のオンライン化を順次進めてまいります。また、さらに本年度から、デジタルデバインド対策として高齢者向けのスマホ教室も開催中であります。また、10月から住民票や印鑑証明書、税に関する証明書がコンビニで交付できるサービスの開始に向けて準備を進めているところでございます。

行政事務の業務改善では、昨年、勤怠管理システムを導入し、職員の出退勤管理、時間外勤務命令、休暇申請、給与明細管理に対応しており、押印廃止、事務の効率化、ペーパーレス化を図ってまいりました。その他の事項につきましては、住民サービスの向上や行政事務の効率化の課題解決を図るため、それぞれの担当部署において計画達成に向けて準備を進めております。

また、お尋ねのありました議会のタブレットの準備を進めているというところでございますが、執行部も同様に進めてまいりたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 学校教育関係におきましては、2年前から進めておりますGIGAスクール構想において多くの文書等がペーパーレスで共有されているところでございます。

例えば、学校内の職員会議資料は教職員にも整備されましたタブレット端末で共有されております。また、教職員の出退勤時刻も端末で管理できるようになり、紙による提出物の多くが電子化されているという状況でございます。

子どもたちは1人1台のタブレット端末を使って写真を保存したり、あるいはノート代わりに記録していったりということでペーパーレス化が進んでいるところでございます。

教育委員会のタブレット端末等の整備につきましては、今後、町長部局とも連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 御質問の中でペーパーレス化の取組についてが漏れておりましたので、説明させていただきます。

令和4年から勤怠管理システムを導入し、これまで紙ベースで管理してござい

た出勤簿、休暇簿、時間外勤務命令簿、給与支払い明細書等をパソコンで管理し、事務の効率化、ペーパーレス化を図っております。なお、行政文書の電子化、ペーパーレス化及び各種会議でのタブレット端末の活用については、令和5年度までに協議・検討を重ね、令和7年度末までに環境構築を目指してまいります。

以上です。

○農委事務局長（相星永悟君） 農業委員会関係についてお答えいたします。

農業委員会事務局職員につきましては、本町のDX推進計画に対しまして、その認識はしているところでございます。計画にあります主なものはペーパーレス化でございます。定例総会で審議いたします総会議案書が該当いたしますが、直接審議を賜ります農業委員及び最適化推進委員への説明は、会長を除いて今のところ説明はいたしておりません。

計画では、令和7年度末までに実施することとなっております。農業委員等の改選が、来年令和5年7月でございますので、それ以降にこの計画の趣旨等の説明、タブレット購入に関します手続、資金運用等の手順を踏んで行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 同時にそのように進めていっていただきたいと思います。DXだけの推進ではございませんが、最後にですね本町全体の発展を推進する部分で、本町例規にもあります町政モニター設置要綱、本町職員提案制度に関する規定等もうまく使いながら、また本町発展にSDGs推進協議会の事務局の方々に代表されるような、よそからの移住定住者の意見、考え方も取り入れる仕組みをつくりながら、無論多文化共生、外国人も含めてですが、本町の発展に尽力していただきたいと思いますというふうに、その辺は町長もよく考えていっていただきたい、組織づくりをしていっていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回、子どもの安全について質問通告いたしました。先月、曾於市高岡小学校で、草刈りをしていた校長先生が倒木の下敷きになって死亡する痛ましい事故が発生しました。

そこで、安全でなければならない学校の敷地内での事故が起きないように、本町の状況をお尋ねいたします。

それと、以前にも質問していますが、地域コミュニティについて、自治公民館への未加入者が増えている件についてお尋ねいたします。

まず、最初に、子どもの安全について。学校の遊具や施設、樹木などの立木の安全点検は十分になされているかについてですが、曾於市の小学校で発生した事故の現場を訪れた人は皆、まさか信じられない、こういう話をしています。校長が死亡するという痛ましい結果になったこの事故、原因は行程にある樹齢160年を超える大木の枝でした。

事故を受けて、県教育委員会は各市町村の教育委員会などに、学校にある樹木を緊急に点検するよう求め、各地で一斉に点検が始まりました。本町でも樹木などが伐採しているのを見ていますが、これは樹木医などの専門家を依頼して行ったのか。また、その他の遊具や建物、塀などの施設の安全点検は定期的に行われているのか。どの程度の頻度で行われているのか。点検は誰が行っているのか。素人の目では危険を予見することの限界もあると思いますので、専門家に依頼しているのかを最初の質問といたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、学校内の環境におきまして、今年の夏休みに曾於市の高岡小学校で、折れたイチョウの枝の直撃によりまして校長先生が亡くなるといった痛ましい事故が起こっております。

そこで、本町におきましても、夏休み中に管理課と各学校が情報共有・連携を図りまして、学校内の樹木の目視による調査を行い、緊急的な措置といたしまして、樹木医さんではございませんが、町内の専門業者である造園業者に点検等を兼ねて危険樹木の伐採あるいは枝のせん定を行ったところでございます。

学校は、児童・生徒、教職員はもとより、保護者、地域の方々など多くの方が利用されているところでもありますことから、常日頃から安心・安全な環境づくりに努めております。学校の遊具や施設等については、日常的に管理職による校内巡視をはじめ、月1回、点検箇所を教職員が分担いたしまして、目視、打音、作動と、決められた項目を決められた方法によって点検し、異常が認められるときには速やかに対応している現状でございます。

また、遊具に関しましては、専門業者による点検委託も実施し、不具合のあるも

のにつきましては、撤去あるいは取り換え等を行っている状況であります。

今後とも、各学校に対しまして施設設備の安全確保についての指導・助言を行うとともに、学校と連携して、さらに安心・安全な学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 11番（児玉孝徳君） 目視で点検を行ったということですが、テレビでも放映されたんですけど、キノコが生えた木が特に危険で、枝が折れたり、幹に空洞ができたりもする。そうすると木が倒れたり枝が落下したりすることにつながるもので、見つけた場合は専門家に見てもらい、撤去や近寄らないようにするなどの対応が必要だと樹木医は警鐘を鳴らしています。

学校は安全なところでなければなりません。今回の台風14号で、学校の多くの樹木の枝が折れたり、根本から倒れたりしています。また、道の駅あすばる大崎から総合体育館の桜並木が根こそぎ倒れています、四、五本倒れています。これはですね近くの住民が車を出せないということで、町に言ったらちょっと時間がかかるということで私のほうにも連絡がありまして、菱田消防分団のほうで伐採をしました、3本ぐらい切ったんですかね。あと、竹などもいっぱい倒れて、そこも通れないということで、半日かけてですねずっと巡回して伐採したんですけど。こういったこともあります。

子どもが立ち寄るような場所ですね、そういったところは、常日頃、学校だけじゃなくてですね菱田の改善センターも桜の木とかが倒れていました、そこも伐採したんですけど、そういったすべての施設、遊具も含めて、専門家に定期的に見てもらい、目視だけじゃわからないこともあるみたいです。先ほど言ったテレビで放映された分では、1メートルぐらいの棒を根元に突っ込んで空洞がないとかそういったことを調べたりしているということですので、そういった知識がやっぱり必要です。専門家に定期的に、施設も含めて判断してもらい。以前はブロック塀が倒れたということもありました。そういうところもちゃんと診断してもらい、子どもや先生たちが危険がないように要望しておきます。

次に、子どものネット依存についてですが、子どもだけでなく、今、成人した若者もネット依存で働けなくなったり、高額の使用料が請求されたりして社会問題になっています。

そこで、子どもの頃からネット依存の問題に取り組み、指導していくことは大変重要だと考えます。現在、本町では、ネット依存の疑いがある子どもが何人ぐらいいるのか。学校などでの対策、指導をしていることはどのようなものがあるのかお答えください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

今日、SNSの活用が多様に広がりまして、幅広い年齢で利用されて下りますが、特に子どもにおいても、ゲームや動画視聴などにのめり込む、いわゆる依存傾向となることで時間の浪費や生活リズム、人間関係といったものに影響を及ぼすこともあります。

本町におきましては、令和4年度全国学力学習状況調査におきまして、小学校6年生と中学校3年生に対し、ゲームと動画視聴について、それぞれ平日どのくらいの時間を費やしているかという質問がございました。いずれの結果にいたしましても、本町は全国や県と平均して、費やしている時間が短いということがわかっております。

ただ、ネット依存という線引きが大変難しいため、具体的な調査を行っておりませんが、ネット利用によって生活リズムを崩している児童・生徒は少なからずいるのではないかなと考えております。

学校での対策といたしましては、すべての学年で情報モラルに関する学習が計画されておりまして、充実を図っております。また、ネット依存症の危険性を児童集会、あるいは保護者への文書等で周知している学校もあります。あるいは、学級PTAや家庭教育学級で啓発している学校もございます。

町の教育委員会といたしましては、LINEの関連企業と連携いたしまして、独自の教材作成を進めてきております。さらに、令和2年度には大崎町PTA連絡協議会と連携いたしまして、「携帯・スマホ等使用ルール10箇条」を作成いたしまして、定期的に啓発を行っているところでございます。

依存症につきましては、脳の病気として専門的な治療が必要とされております。また、学力低下、長時間使用による斜視、あるいは視力低下、首への負担など、様々な病や弊害が指摘されております。

今後とも、家庭、学校、地域、PTA等が連携いたしまして取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 本町でも具体的に調べていないが、少なからずともいるんじゃないかということ考えているということでしたが、子どもはですね自分がネット依存症じゃないかというのがわかっていると思うんですね。完全に病気だと思っている子はいないと思いますけど、それに近い、手放せないという子どもはいっぱいいると思います。やはり、その子どもたちに対してですね自分の居場所を与えてやる。無理やり取り上げたりするとですね、制限することは逆効果になると思います。改善に向けての具体的な取組をですね、行動を一緒にですね、保護者とか先生

たちと検討していく、これが大変重要なんだと思います。

実は私の子ども、中学3年生なんですけど、卒業レポートを書いています、その中でネット依存についてということで取り上げていました。「どう考える」と言ったら、やはり、自分で制御できない部分があるんじゃないかということで、そういった内容について書いていましたので、今回ちょっと質問に取り上げました。

子どもと保護者、先生たちと一体となってですね適切な指導を度々行うよう要望しておきます。

次にですね、熱中症対策についてですが、現在、運動会を行われた学校もあるし、今、練習をしているところもあると思いますが、先日、名古屋市の中学校で、生徒が体調不良で動けなくなったと消防に通報が入りました。生徒が保健室に入りきれないので、ほかの教室もエアコンをつけて寝かしたりあおいだり、冷やしたりなどの対応をした。意識がなかなかはっきりしない生徒もいたので、これは心配だと救急車を要請したということです。名古屋市消防局によりますと、2年生の女子生徒15人が熱中症のような症状を訴え、このうち12人が救急搬送されました。マスクは外していたということです。名古屋市内では、ほかの中学校でも熱中症の疑いで、合わせて7人が救急搬送されています。この日、愛知県は26人、岐阜県でも8人が救急搬送されました。

このように、地球温暖化の現在、熱中症対策は大変重要です。そこで、現在、本町の学校での対策は十分なのかをお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

熱中症予防には、各学校において様々な対策を講じております。例えば、小まめな水分補給や適切な空調設備の利用などのほか、体育の授業や運動部の部活動におけるマスク着用は必要ないこと、あるいは暑さ指数に基づいた活動中止の判断、塩分チャージ飴などの配布、新型コロナウイルス感染対策と並行いたしました対応も進めているところでございます。

また、学校では、熱中症が疑われる場合の対処方法、例えば風通しのよい日陰、あるいはクーラーが効いている室内への避難、脱衣や冷却などを校内研修で実践したり学んだりしております。

昨日現在ですが、本年度、各学校から熱中症による緊急搬送等の報告は受けてないところでございます。ただし、熱中症対策には万全をないという意識を持って、今後も対策充実に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 十分に注意してですね安全を確保していただきたいと思えます。

また、屋内でも熱中症になります。同僚議員も熱中症対策で冷水機の必要性を、昨日要望いたしました。私も同じ思いです。以前、有明高校があったときは冷水機が備えてありました。野球部などはですね休憩中にグラウンドから体育館まで一生懸命走ってきて、冷水機の水をこぞって飲むというような感じで使っていました。また、給茶機というのを備えている学校もあります。こういったこともですね対策の1つとして取り入れたらと思います。

さらにですね、前回、大丸小学校の体育館へエアコンの設置を要望しています。避難所は国から3分の2の補助が出ます。さらに、今回ですね三日間停電が、町内ほとんどのところが三日間だったと思うんですけど、続きました。GHP、ガスエアコンならですね停電でも使えます。自立型のGHPですね。すぐにとは言いませんが、1箇所ずつでも整備していただき、子どもの熱中対策として取り入れてほしいと思いますが、学校の体育館なんかへのエアコンの設置の検討とかされたのか、する考えがあるのかお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 学校の体育館等へのエアコン設置についてでございますが、議員がおっしゃいますとおり、子どもたちの学校教育での体育館の利用につきましては、体育の時間をはじめ、学校行事等の利用に当たって熱中症の対策として効果的ではあると考えております。

学校における空調設備につきましては、現在、音楽室、家庭科室、図工室などの特別教室の設置がまだ十分でないところがございますので、今後、気温上昇や熱中症の多発など、環境状況を見極めるとともに、町総合体育館への空調設備の設置の動向、あるいは財源確保等も勘案しまして、熱中症対策を引き続き、学校へ指導・助言を行いながら順次検討してまいりたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 早い段階での検討をお願いしておきます、要望しておきます。次にですね地域コミュニティについて。まず、現在の自治公民館加入率はどれぐらいなのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 現在の自治公民館加入率はどれぐらいかという御質問でございます。令和4年8月末での自治公民館加入率で申し上げますと、65.05%の世帯が加入している状況でございます。

ちなみに、本町世帯数が6,636世帯、自治公民館加入世帯数が4,317世帯、8月末現在であります。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 3分の1の方が未加入ということですが、人口減少が続いている中で大変多い数字であり、大変な問題だと思います。

自治公民館への加入は任意であり、加入する、しないは個人の自由です。しかし、

地域での交流や防災・防犯などの加入のメリットもあります。また、衛生自治会にはほとんどの方が加入していると思いますが、そこは自治公民館の準会員みたいな考えで設置して、町職員と自治公民館と一緒に加入促進を図っていただければと思います。

そこで、本町の加入促進対策はどうか、どのようなことを行っているのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自治公民館への加入促進対策について、令和4年度のがんばる地域応援交付金において、新たに自治公民館加入促進事業という項目を設けました。これは、現在、自治公民館に加入されていない世帯に対し、自治公民館活動への参加を呼びかけ、活動を通じて自治公民館への加入を促進するよう支援するものでございます。

こういった事業を活用いただき、自治公民館未加入者の方々へ積極的にお声かけいただき、地域との交流、顔を覚えることから始めていただければと考えております。

また、自治公民館への加入促進につきましては、各自治公民館の取組が重要であると考えておりますが、自治公民館加入の御案内というチラシを各公民館長様方へ配布しておりますので、これらの利活用もお願いしているところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 加入しない理由に、会費の支払いや役員になりたくないなどの考えから加入しない世帯が増えていると思いますが、住みやすいまち、地域にしていくためには欠かせない組織であると思います。加入することの魅力、メリットを感じられるよう、工夫し、説明することが大事だと考えます。例えば、新規加入者は3年ほどぐらいの一定期間は役員の割当てはしないとか、役員の負担はなるべくなくすために、集金などの業務はなくし、自治公民館の会員がみずから1年分とか半年分、持参する。配布物などはですね、町からの回覧板と一緒に回して、1部ずつ取っていくなどの工夫で随分と負担が減ると思います。

また、無理のない行事計画を組んで行うことも大切だと思います。長く続けてきた行事も、高齢化や人口減少を考え、見直すことも大切です。このようなことを自治公民館長などに伝え、実践してもらうことが、これから大事になると思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 全く御発言のとおりでありまして、今までも加入促進はずっと図ってきているところでありますけれども、各自治公民館によって会費の支払いの問題がある、そしてまた役員が回ってくる。集落に入った途端に来年度は役員をさせるとか、そういったことが起きていたりということで、実際、住んでいる自治公

民館側の配慮も非常に必要ではないのかなと私自身、集落におりますので、そういったことを思ってきているところでもあります。

それで、入られたらすぐさま役員じゃなくて、しばらく人に慣れるまでは、2年、3年は役員は回しませんとかいうことを内々で、やはり住んでいる方々でそういったことも申合せしていただければ、その集落に入ってきた人にとっては非常に心温まる集落の対策ではないかなというふうに思っております。そういった御質問があったようなことも、自治公民館長さん方には課題はこういったことであるということをお伝えしていくということが非常に大切なのではないかなと思っておりますので、我々もそういう協議をしながらお伝えできることはやっていきたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですね総会などで伝えてほしいと思っております。

では、都城市ではですね自治公民館への参加や活動を促し、地域住民が支え合い、助け合いながら健やかに生活できるふるさと実現のために、都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例が制定され、事業所や市役所の役割を明確にしています。地域住民は自治公民館への加入と活動参加に努め、自治公民館は公民館活動の重要性と情報を提供し、自主的な加入参加に努める。事業所は、自治公民館への参加、協力そして従業員への加入や活動参加の配慮に努める。役所は、自治公民館への自発的な加入、自治公民館が円滑に運営できるように必要な支援を行うと、四者の役割を明確にしています。

本町でも、このような条例の制定はできないものかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 自治公民館の未加入世帯が多いということは長年の課題であります。ただいま、都城市の事例を参考に条例制定はどうかということでありました。繰り返しになりますけれども、集落自体で加入しやすい状況をつくっていくということが当然必要なことでもありますし、また、どういう形で行政がそれを支援できるのか、会費についての支援は難しいですけれども、やはり集落内で、先ほど出ました生活困難な世帯とかいろいろありますので、そういう支援対策も集落自体で話し合っていたきたいというものもあつたりしますので、大崎町においても自治公民館のそういったものは持っておりますけれども、そこは参考にさせていただくということで勉強してみたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 加入促進に向けて条例の制定とかは考えていってほしいと思っております。

では、人口減少の現在においては、住みよいまちの実現が大事だと思います。住みよいまちの条件として、地域の福祉、安全が重要だと思います。それにはどのような課題があり、その対策はどうすればいいのか。例えば認知症への取組、災害の備えなどを伝えるため、若い人が自治会の状況がわかるようにホームページを開設

する、地域内の高校生に魅力的な行事案を検討してもらうなどの施策も大事です。是非、これから行ってほしいと思います。

そこで、地域の福祉、安全など、行政で指導・支援していること、また、これから行っていけることなどのお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

福祉という言葉は、より良く生きるという考えが語源になると認識しております。地域においてより良く生きる、安全に暮らすということを考えますと、子どもから高齢者までの幅広い世代が集まる地域においては、共助の精神が重要であると考えます。自治公民館においては、特に若い世代の加入率が低く、今後の自治公民館制度を支える人材の確保及び自治公民館をいかにして存続させるかが課題であると認識しております。

対策といたしましては、令和4年度中に新しい自治組織の在り方を協議できる環境を整えるよう関係部署に指示しておりますので、今後はそういった協議会等で協議に必要な団体等を交え、時代に沿った自治組織の在り方について協議・検討していきたいと考えております。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） 時代に合った自治組織ということでお答えいただきましたが、それでは地域の課題を解決する新しい組織間の連携の考えということで、例えば集落ですね、基本的には単独だと思いますが、行事を行う際などは集落間で一緒に行う、そのような取組を支援する。また、いろんなボランティア団体との組織間で連携して支援していく。例えばですね消防団とか老人クラブ、コミュニティスクール、JC、ロータリークラブなどの社会奉仕団体など、できることを一緒に行い、地域の課題解決や手助けをしていくなど、そのような活動を行政のほうで指導・支援していくことは考えられないかと思いますがどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

集落の加入の問題から入ってきているわけでありましてけれども、以前、限界集落という言葉が出てまいりました。集落に若い人が少なく高齢者の方々がたくさんいて、そして自治公民館からの文書類、あるいは諸書類等を処理することがなかなか難しい状況になっていると。そしてまた、集落の構成員自体が少なくなっている。単独で集落を維持できるかと考えたときに、難しいという状況もあります。複数の団体でいろんな協議をするという提案がありましたけれども、私が考えているのは、そういった持続可能な集落をつくっていきたいですけれども、ここは輪をもうちょっと広げて広域的に統合することとか考えていただくような持ち方とか、もう時は過ぎているかもしれないんですけど、そういったことがとても必要である

のではないかという思いもあります。

いろいろ協議している中で、そういったところを支援する集落支援員制度を新たにをつくったらどうかということも担当課長等からの意見もいただいております。住みよい集落の中で、煩わしいと考える事務的なことはなかなか難しい人たちが高齢で多くなってきたときに、じゃあそこを担っていく若い世代が、ただいま集落支援制度で代行していくことを考えるべき時期に来ているということは常々思っておりますので、行事等も一体的にやってみましょう、広域的にやってみましょうと、そして、そういったことを積極的に打ち出せるような組織の在り方、指導の在り方は考えていかなければならないと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 広域的な考え方を考えていくということでした。是非ですね、そういった組織づくりに対しては行政の指導、支援とか行ってほしいと思います。

最後にですね、地域でのSDGsの取組についてですが、単に集落単位でのごみの分別だけの取組ではなくて、SDGsの17の目標に向け、ボランティア活動、地域ケア会議、独居高齢者支援、コロナ禍での売上げ減少店の支援、文化芸術支援など、地域で取り組んでいけることも多くあると思います。

このようなことを推進して取り組んでもらうなどの呼びかけ、また、それに対する支援が現在行われているのか。行っているのであれば、どのようなことがあるかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

SDGsの基本理念は、誰一人取り残さないこととあります。経済、社会、環境に関わる様々な課題に対して、企業や団体、個人でそれぞれ目標を定めて取り組むことと認識しております。

御質問の、地域におけるSDGsの取組についてでございますが、自治組織においては地域のことは地域で考え、自ら実践し、解決に向けて取り組んでいくことが基本であり理想であると思いますが、多様な主体が連携・協力して課題解決に寄与していくことがSDGsの考え方でもありますので、行政で支援できることは積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 具体的に何か支援していることがあったらお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからSDGsの取組を、ボランティア活動であったり、コロナ禍で売上げ減少店の支援、それから文化芸術支援の支援実績はないかという御質問でございました。それぞれ各種団体ございますので、一概に支援していると言え

る状況ではありませんけれども、少なくとも現段階では集落単位においては自治公民館活性化運営補助金、それからがんばる地域応援交付金、それから、小学校区単位でいけば教育委員会のほうで支援しております公民分館運営補助金といったものがございまして、その交付金等を活用してそれぞれの集落または公民分館のほうで、独自のSDGsの取組を行っていただければいいのかなと思っております。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） 本町はSDGsに取り組んでいるわけです。今見ていると、ごみ問題だけを一生懸命やって、ほかの目標になかなか取組が見られないような気がします。

そういった活動にも目を向けてですね、是非、SDGsの17の目標がいろんなことにおいて達成できるように取り組んでほしいと思っております。ですから、いろんな地域での活動、それから、公民館単位でもいいです、少人数の単位でもいいです、そういったところで取り組んだところには支援を行う、活動資金とかですね行政指導とか、いろんなことができると思います。そういったことを、今後、検討していくお考えはないですか。

○町長（東 靖弘君） SDGsにおいては、持続可能な開発目標とか非常に難しい言葉で使われております。しかし、その開発目標を2030年度までという形で実現可能な年度ということをしてありますけれども、それぞれが自分の地域でできることが開発目標に例えられておりますので、集落の中でも、例えば環境の問題とか水の問題、土壌の問題とか草が繁茂して荒れていることとか、そういったところでそれぞれができること、集落でできること、個人でできること、一人一人がそれをやっていくことによって持続可能な社会がつくられていくことが基本であると思っておりますので、今までSDGsという言葉はずっと使ってまいりましたけれども、小学校、中学校はリサイクルを通してその言葉は伝えてありますけれども、集落の皆さん方、SDGsといってもなかなか理解し難いということがあると思います。経済とか環境とかそういったものを充実させるという大きな目標ですけど、根底にあるものは一人一人の生活環境を変えていく、よくしていくということですから、そういったものをそれぞれがやっていただく。

昨日も出ましたけれども、多面的機能向上対策事業等におきまして、集落あるいは地域をみんなで解決していくことが非常にSDGsの中では大切なことありますから、まず、そういったことを集落の中で依頼があったりするとお伝えできるような、そういう初歩的なことを伝えていくようなことはやっていければと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 地球環境のため、それから、ひいては個人、個人の将来に向

けての活動というか目標ですから、是非、そういったところも考えて支援とか指導とか行ってほしいと思います。そういうことを是非検討するよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上を持って、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時52分

第 4 号

9 月 2 8 日 (水)

令和4年第3回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月28日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 報告第 2号 令和3年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和3年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第 7 認定第 1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第 8 認定第 2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第 9 認定第 3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第10 認定第 4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第11 認定第 5号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第12 認定第 6号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第13 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 選任第 1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 穂 園 正 幸	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農 委 事 務 局 長 相 星 永 悟
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長 本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長 岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長 松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長 鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長 谷 迫 利 弘	税 務 課 長 川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 宮 本 修 一
次 長 兼 調 査 係 長 福 永 浩 二
議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中山美幸君、及び9番、上原正一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第26号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第26号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第26号、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月13日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月14日に、全委員出席のもと委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,949万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,143万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2項1目6財産管理費、節12委託料の損害賠償請求業務委託料70万4,000円について、電力供給契約先の事業撤退に伴い生じた本町の損害について、賠償請求するための弁護士への委託料との説明であったが、訴訟により賠償金を回収できる見込みはあるかとの問いに対し、訴訟で勝訴しても、破産した場合などは配当があるか不透明であり、その前にまずは和解の妥協点があるか、弁護士同士で協議してもらうとの答弁。

さらに、九州管内で、ほかに6自治体が同様の状況との説明であったが、訴訟等の状況はとの問いに対し、2つの自治体が訴訟を提起し、4つの自治体が和解したと聞いているとの答弁でありました。

また、節13 使用料及び賃借料の機械借上料609万4,000円について、城内共有墓地跡地の災害防止対策との説明であったが、これまで墓地移設に関連した経費の合計額と今後の見込みはとの問いに対し、今回の予算と合わせて、2か年で約3,300万円である。現状をモルタル吹付することで、当面はこれで終了と考えているとの答弁。

さらに、跡地は庁舎の隣接地であり、周辺を含めた今後の土地利用の検討にあたっては、庁舎及び公民館の建て替えや、中央分団詰所の場所の検討など、災害対策を含めた総合的な観点での検討を要望する。

次に、款2項1目10 企画費、節18 負担金、補助及び交付金の環境配慮型定住住宅取得補助金1,875万円について、現在までの実績が13件との説明であったが、それぞれ申請内容の内訳はとの問いに対し、補助金満額の310万円が1件であり、町内事業者利用は3件、転入者は20名となっているとの答弁でありました。

次に、款2項3目1 戸籍住民基本台帳費、節3 職員手当等の時間外勤務手当395万6,000円について、マイナンバーカードの普及について全庁的な取組をすとの説明であったが、どういった取組かとの問いに対し、周知活動として集落担当職員制度を活用し、不安の払拭や申請の案内を行っていくとの答弁でありました。

また、節7 報償費のマイナンバーカード取得謝礼商品券2,228万3,000円について、令和5年1月までに申請した方に3,000円の商品券を交付するとの説明であったが、財源は全額、国の交付金かとの問いに対し、3,000円のうち1,000円分が交付金対象であり、残りの2,000円分は一般財源であるとの答弁。

さらに、マイナンバーカードの交付率が低いのは、情報漏えいへの不安や窓口対応の遅さに原因があるのではとの問いに対し、様々な不安に対しては、丁寧に説明を行いながら推進を図り、窓口対応については申請用端末の増設と事務の効率化に取り組むとの答弁でありました。

次に、款4項1目10 新型コロナウイルス感染症対策事業費、節12 委託料のワクチン接種委託料1,838万6,000円について、個別接種については、接種回数が増加するなど医療機関への負担が大きいのではとの意見があり、医療機関が作成する資料も膨大な量になることから、提出資料の簡素化など、医療機関と連携を取りながら負担軽減に努めるよう要望しました。

次に、款5項1目10 農地費、節14 工事請負費の野方地区活性化センター玄関ポーチ改修工事980万円について、どのような改修方法かとの問いに対し、玄関ポーチの腐食が進んでいる木製の床全体について、耐候性のある滑りにくい底版ブ

ロックへの改修を計画しているとの答弁でありました。

次に、款5項1目11土地改良事業費、節14工事請負費の農道整備工事700万円について、牧地区の農道改良工事との説明であったが、補助事業の活用による工事かとの問いに対し、補助事業の採択要件に該当しなかったため、単独事業で実施予定であるとの答弁でありました。

次に、款5項1目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の農業用原油・原材料価格高騰緊急対策事業交付金2,400万円と、款5項3目2新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の水産業用原油・原材料価格高騰緊急対策事業交付金380万円について、認定農家等の個人に10万円、農業、漁業者、養鰻業者の法人に20万円を交付する事業との説明であったが、周知方法はとの問いに対し、周知漏れがないように、対象の個人、法人宛へ、個別に封書に入れて通知をするとの答弁でありました。

次に、款9項1目5新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の学校給食物資高騰分補助金360万円について 補助金の交付により給食の質は維持できる見込みかとの問いに対し、子どもたちの栄養を考えてメニューをつくっているため、質を変えたり、代替品を使うようなことはせず、補助金の活用により 通常の給食内容で配給していくとの答弁でありました。

次に、款9項2目1学校管理費、節13使用料及び賃借料の機械借上料384万8,000円について、今後危険が予想される樹木の伐採費用が含まれるとの説明であったが、他の自治体の事故があつてから、その部分の点検をするよりも、全体の危険箇所の把握が必要ではとの問いに対し、毎月各学校において遊具、樹木、施設の点検を実施しており、修繕が必要な場合は早急に対処し、必要な場合は専門業者に依頼をするなどの対応をとっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第26号令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第26号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第26号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第27号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第27号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第27号、令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月13日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月14日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を29万円減額し、予算総額を2億1,801万2,000円に、支出の第1款水道事業費用を22万7,000円減額し、予算総額を1億9,605万1,000円に、また、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的支出を800万円増額し、9,434万6,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、収入では簡易水道企業債償還利息等補助金の減、支出では職員手当の調整等に係る補正、水道事業の経営一元化に伴う変更認可申請書作成業務委託料でありました。

質疑に入り、なぜ、今回、簡易水道と上水道事業の経営一元化を行うのかとの問

いに対し、今回、簡易水道及び上水道の統合に係る猶予期限を超過し、国からの通達により、年度内に経営一元化に伴う変更認可申請書等の提出を求められているためであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、水道事業経営を一元化した場合、国からの補助を見込んでいるのかとの問いに対し、水道事業は長年、企業会計で運営しているため、外部からの補助金等は見込んでいないとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第27号令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第27号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第27号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第28号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第28号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月13日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月14日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告をいたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万8,000円追加し、総額を2億444万2,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、職員の人事異動に伴う給与、手当等の調整による増額、大崎クリーンセンター内の大型設備スクリーンユニットの修繕費用でありました。

質疑に入り、大崎クリーンセンター内にはタンクが2基あるが、スクリーンユニットは何基で運用しているのかとの問いに対し、スクリーンユニットは1基で運用している。この設備は運用開始から20年近く経過している設備であるため、今回、修繕を行うものであるとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 報告第2号 令和3年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第5、報告第2号「令和3年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は8.1%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となっており、該当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第6 報告第3号 令和3年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第6、報告第3号「令和3年度大崎町資金不足比率の報告

について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。

監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第 7 認定第 1 号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第7、認定第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、認定第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10、認定第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、認定第5号「令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第12、認定第6号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第1号、本案は令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第2号、本案は令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算認定についてでございます。認定第3号、本案は令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第4号、本案は令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第5号、本案は令和3年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第6号、本案は令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ6つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長からいたしますので、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。まず、款1町税でございますが、収入済額14億7,376万7,532円は、前年度に対しまして5.1%の増となっております。不納欠損額458万963円は、時効完成等によるものでございます。収入未済額6,243万3,768円は、現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

款11地方交付税の収入済額30億7,304万3,000円は、前年度に対しまして5.8%の増となっております。なお、内訳は、普通交付税が28億6,921万8,000円、特別交付税が2億382万5,000円となっております。

2ページをお願いいたします。款15国庫支出金でございますが、収入済額19億257万3,166円は、前年度に対しまして30.4%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度で実施した特別定額給付金事業に係る国庫補助金の減が主な要因でございます。款16県支出金の収入済額8億2,932万565円は、前年度に対しまして35.9%の減となっておりますが、産地パワーアップ事業に係る補助金の減が主な要因でございます。款18寄附金の収入済額47億3,214万3,400円は、主にふるさと納税寄附金でございますが、前年度に対しまして5%の減となっております。款21諸収入でございますが、収入済額1億577万396円でございます。収入未済額は6,834万3,354円となっておりますが、主なものは、住宅新築資金等貸付金償還金や地域経済循環創造事業交付金返還金の未済額でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、収入済額138億2,523万3,677円。不納欠損額463万1,763円。収入未済額4億8,472万2,721円となっております。

これで歳入を終わりました。次に歳出の主なものについて御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額16億8,184万258円は、前年度に対しまして20%の減となっておりますが、令和2年度で実施した特別定額給付金事業が終了したことが減額の主な要因でございます。款3民生費でございます。支出済額19億8,579万782円は、前年度に対しまして15.9%の増となっておりますが、住民税非課税世帯や子育て世帯等に対する臨時特別給付金事業が増加の主な要因でございます。款4衛生費の支出済額13億688万6,907円は、前年度に対しまして10%の増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の増が主な要因でございます。款5農林水産業費でございますが、支出済額5億7,665万3,960円は、前年度に対しまして45.8%の減となっております。これは、令和2年度で産地パワーアップ事業及びや畜産クラスター事業が終了したことが減額の主な要因でございます。款6商工費でございますが、支出済額47億9,383万878円は、前年度に対しまして9%の減となっておりますが、ふるさと納税促進事業が減額の主な要因でございます。

5ページをお願いいたします。款9教育費でございますが、支出済額5億2,491万3,589円は、前年度に対しまして52.5%の減となっております。これは、令和2年度で中沖小学校校舎等大規模改造工事が終了したことが減額の主な要因でございます。款10災害復旧費でございますが、支出済額5億9,940万4,141円は、前年度に対しまして35.1%の増となっております。歳出合計でございます。支出済額は131億9,957万4,345円、翌年度繰越額は5億6,512万円でございますが、これは、災害復旧事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業が主なものとなっております。なお、不用額は1億1,422万3,655円でございます。

6ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額138億2,523万3,677円。歳出合計額131億9,957万4,345円。歳入歳出差引額6億2,565万9,332円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億8,000万円ございますので、翌年度への繰越額は3億4,565万9,332円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 続きまして、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1国民健康保険税の収入済額は2億9,507万5,083円で、対前年度比3.7%の減。不納欠

損額は599万6,593円、収入未済額は7,710万8,333円でございます。款2材料及び手数料の収入済額は17万300円、不納欠損額は3万8,600円、収入未済額は42万7,300円でございます。次の款3からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。款3国庫支出金は16万6,000円。款4県支出金は14億6,810万7,846円。対前年度比1.1%の増でございます。款5財産収入は8万2,495円。款6繰入金は1億4,599万287円、対前年度比12.9%の減でございます。款7繰越金は1,546万509円、対前年度比17.5%の増でございます。款8諸収入は494万2,108円でございます。歳入合計は、収入済額19億2,999万4,628円で、対前年度比0.7%の増。不納欠損額は603万5,193円、収入未済額は7,753万5,633円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額は565万3,800円。不用額は11万8,200円。款2保険給付費の支出済額は14億2,051万4,065円で対前年度比1%の増。不用額は8,519万1,935円。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億3,447万9,372円で、対前年度比11.5%の減。不用額は2,628円。款4共同事業拠出金の支出済額は43円で、不用額は957円。款5保健事業費の支出済額は2,274万2,718円で、対前年度比36.1%の増。不用額は231万1,282円。款6基金積立金の支出済額は8万2,495円で、不用額は505円。款7公債費の支出はありません。不用額5万円。款8諸支出金の支出済額は768万1,121円で、対前年度比75.3%の増。不用額は15万4,879円。款9予備費の支出はありません。不用額90万円でございます。歳出合計は、支出済額18億9,115万3,614円で対前年度比1.7%の減。不用額は8,873万386円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額19億2,999万4,628円。歳出合計額18億9,115万3,614円。歳入歳出差引額3,884万1,014円となります。このうち、基金への繰入額が1,000万円で、翌年度へ繰越額2,884万1,014円となっております。

また、4ページから11ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、12ページに実質収支に関する調書、13ページに財産に関する調書、14ページに基金の運用状況を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいた

します。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1後期高齢者医療保険料の収入済額は1億1,463万7,600円で、対前年度比1.7%の増。不納欠損額は4,800円、収入未済額は34万3,200円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は2万8,000円、不納欠損額は700円、収入未済額は2,900円でございます。

次の款3繰入金からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。

款3繰入金は8,022万465円、対前年度比1.5%の減。款4繰越金は580万6,663円、対前年度比31.6%の増。款5諸収入は5万5,590円でございます。歳入合計は、収入済額2億74万8,318円で対前年度比1.0%の増。不納欠損額は5,500円、収入未済額は34万6,100円でございます。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億9,607万676円で、対前年度比1.7%の増。不用額は270万5,324円。款2諸支出金の支出済額は2万6,700円、不用額は9万8,300円。款3予備費の支出はありません。不用額は2万3,000円でございます。歳出合計は、支出済額1億9,609万7,376円で対前年度比1.8%の増。不用額は282万6,624円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額2億74万8,318円、歳出合計額1億9,609万7,376円。歳入歳出差引額465万942円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから6ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、7ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1保険料の収入済額は3億2,212万4,070円で、対前年度比5.1%の増、不納欠損額は111万1,501円、収入未済額は186万3,377円でございます。款2使用料及び手数料は収入済額2万6,700円、不納欠損額1万1,600円、収入未済額2万2,300円でございます。

次の款3からは調定額の全額が収入済でありますので、収入済額のみを申し上げます。

ます。

款3国庫支出金は5億89万6,481円で、対前年度比0.9%の増。款4支払基金交付金は4億7,045万1,000円で、対前年度比3.5%の増。款5県支出金は2億6,773万3,013円で、対前年比3.8%の増。款6繰入金は2億6,277万2,416円で、対前年度比3.5%の増。款7繰越金は2億2,619万3,809円で、対前年度比24.8%の増。款8諸収入は77万7,198円でございます。歳入合計は、収入済額20億5,097万4,687円で、対前年度比4.8%の増。不納欠損額は112万3,101円。収入未済額は188万5,677円でございます。

次に歳出を御説明いたします。2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額42万5,908円、不用額は5万7,092円。款2保険給付費の支出済額は16億9,732万5,097円、対前年度比3.1%の増。不用額は2億3,316万4,903円。款3地域支援事業費、支出済額は4,876万1,227円。対前年度比1.4%の減。不用額は972万1,773円。款4財政安定化基金拠出金の支出はありません。不用額1万円。款5公債費も支出はありません。不用額10万円。款6諸支出金の支出済額は4,403万1,525円で、対前年度比23.3%の増。不用額は216万1,475円。款7予備費の支出はありません。不用額が100万円でございます。歳出合計は、支出済額17億9,054万3,757円で、対前年度比3.4%の増。不用額は2億4,621万5,243円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入合計額20億5,097万4,687円。歳出合計額17億9,054万3,757円。歳入歳出差引額2億6,043万930円となります。このうち、基金への繰入額が1億5,000万円で、翌年度への繰越額1億1,043万930円となっております。

また、4ページから12ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、13ページに実質収支に関する調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、認定第5号令和3年度大崎町水道事業会計決算説明について、私のほうで説明をさせていただきます。

決算書1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、決算額と予算額との比較をしながら説明をさせていただきます。第1款水道事業収益の全体が決算額2億2,915万928円で、予算額と比べまして269万2,928円の増となっております。対前年比では3.63%の減でございます。この内訳は、第1項営業収益の決算額

2億1,110万2,760円で、予算額と比べまして132万7,760円の増でございますが、対前年比では2.46%の減でございます。これは、水道料金と手数料の分でございます。次に、第2項営業外収益が決算額1,793万9,848円で、予算額と比べまして125万9,848円の増となっております。これは、預金利息と補助金、雑収益その他に、過去に補助事業により取得した財産で、当年度において収益化した長期前受金払戻入れがこれに当たります。次の、第3項特別利益が決算額10万8,320円で、予算額と比べまして10万5,320円の増でございますが、過年度損益修正益、貸倒引当金及び賞与引当金等として計上しました経費の残額を収益で計上したものが、これに当たる形になります。

2ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げます。第1款水道事業費用は決算額1億8,468万3,586円で、不用額は1,914万1,414円でございます。対前年比4.27%の減でございます。この内訳は、第1項営業費用が決算額1億8,362万4,678円で、不用額は1,103万3,322円であります。これは、水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕費、人件費等に当たるものでございます。第2項営業外費用が決算額101万1,769円で、不用額は575万5,231円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項特別損失が決算額4万7,139円あります。これは、過年度水道料金の還付によるものが主なものでございます。第4項予備費は執行がございませんので、不用額200万円でございます。

詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございます。こちらは、消費税抜きの金額ですので御留意していただきまして御参照をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額565万1,599円で、予算額と比べまして2万2,401円の減となります。対前年比12.02%の減でございます。この内訳は、第2項負担金が、決算額129万8,000円で、予算額と比べまして2万2,000円の減でございます。第3項補助金は、決算額が435万3,599円で、401円の減でございます。これは、簡易水道補助事業の起債償還に係る元金分の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げます。第1款資本的支出は、決算額1億9,268万4,587円で、不用額は712万1,413円でございます。対前年比45.16%の増でございます。この内訳は、第1項建設改良費が決算額1億8,427万7,389円で、不用額212万611円でございます。第2項企業債償還金が決算額840万7,198円で、不用額は

802円でございます。第3項予備費は執行がございませんので、不用額500万円でございます。

表の下は、補てん財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億8,703万2,988円不足となりましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が1,611万6,281円、当年度分損益勘定留保資金7,286万573円、減債積立金840万7,198円、建設改良積立金8,964万8,936円で補てんしている形になります。

5ページ以降には損益計算書と、9ページ以降に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等が添付されておりますが、事業報告書の建設改良工事の概要以外は、いずれも消費税抜きの金額でございますので御留意の上、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第6号令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。決算書1ページをお願いいたします。

最初に歳入でございますが、款で説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。款1分担金及び負担金、収入済額180万円、収入未済額10万5,100円となりました。款2使用料及び手数料、収入済額4,083万990円、不納欠損額6万9,950円、収入未済額が225万6,270円となりました。款4繰入金、収入済額1億2,880万2,000円。款5繰越金、収入済額564万2,316円。款6諸収入、収入済額56万5,941円。款7町債、収入済額2,240万円となり、合計で収入済額2億4万1,247円。不納欠損額6万9,950円。収入未済額236万1,370円となっております。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1公共下水道事業費、支出済額6,019万4,159円、不用額100万1,841円。款2公債費、支出済額1億3,323万8,502円、不用額28万1,498円。款3予備費、当初100万円計上しておりますが、支出がございませんので、同額が不用額となります。歳出合計で、支出済額1億9,343万2,661円、不用額228万3,339円となっております。

3ページをお願いいたします。歳入合計額2億4万1,247円、歳出合計額1億9,343万2,661円、歳入歳出差引額660万8,586円となりまして、全額が翌年度へ繰越となっております。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付してございますので御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

全般を通して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第2号、認定第3号、認定第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りいたします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（神崎文男君） 日程第13、議案第34号「令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額8億8,259万7,212円を除く当年度未処分利益剰余金1,878万1,708円のうち、1,800万円を建設改良積立金へ、78万1,708円を翌年度へ繰越しするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました議案第34号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 選任第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第14、選任第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、平田慎一君、3番、稲留光晴君、4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、10番、小野光夫君、11番、児玉孝徳君、以上10名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時17分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、児玉孝徳君、副委員長に7番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（神崎文男君） 日程第15、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、現在人権擁護委員であります稲葉正和氏が、令和4年12月31日で任期満了となることに伴い、新たに春田洋子氏を推薦しようとするものでございます。

氏の住所は、大崎町野方8900番地3で、昭和29年1月28日生まれの68歳でございます。氏は、24年間、看護師として病院勤務の後、平成13年9月から曾於地区介護保険組合に入職され、平成28年9月に同組合を退職されました。その後、同年12月から民生委員・児童委員の任に就かれ、現在3期目であります。人望も厚く、人格識見ともに高く、広く社会の実状に精通し、人権擁護委員として最適任と思われまます。

任期は3年間で、今回1期目をお願いするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本件につきましては適任である旨、答申したいと思いますが、このことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任である旨、答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第16「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第17 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第17「閉会中継続審査・調査申出書」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時21分